

(案)

(仮称) 第4次さっぽろ子ども未来プラン

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
第2章 札幌市の現状	4
1 前計画の実施状況	4
(1) 計画全体の成果指標の達成状況	5
(2) 各基本目標の主な取組結果	5
(3) 前計画の総括	12
2 札幌市の子ども・子育ての現状	13
(1) 子ども・若者を取り巻く現状	13
(2) 子育て家庭の現状	29
第3章 計画の推進体系	41
1 基本理念	41
2 基本的な視点	41
3 子どもが考える未来のさっぽろ	44
4 基本目標	45
5 成果指標	45
(1) 計画全体の指標	45
(2) 基本目標ごとの指標	46
(3) 主要な活動指標	47
第4章 具体的な施策の展開	49
1 計画体系	49
2 基本目標ごとの施策の展開	50
基本目標1 子ども権利を大切にす環境の充実	50
<現状と課題>	50
基本施策1 子ども権利を大切にす意識の向上	52
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進	55
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり	58
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済	62
基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実	65
<現状と課題>	65
基本施策1 高まる保育ニーズへの対応	66
基本施策2 社会全体での子育て支援の充実	70
基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	74
基本施策4 経済的支援の充実	78
基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	80

<現状と課題>.....	80
基本施策 1 充実した学校教育等の推進.....	81
基本施策 2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供.....	84
基本施策 3 地域における子どもの成長を支える環境づくり.....	87
基本施策 4 次代を担う若者への支援体制の充実.....	92
基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実.....	94
<現状と課題>.....	94
基本施策 1 児童相談体制の強化.....	96
基本施策 2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実.....	100
基本施策 3 子どもの貧困対策の推進.....	104
基本施策 4 ひとり親家庭への支援の充実.....	105
基本施策 5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進.....	107
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画.....	108
1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について.....	108
2 教育・保育提供区域の設定.....	108
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業.....	108
(1) 教育・保育.....	108
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	109
4 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）.....	110
(1) 「量の見込み」の基本的な考え方.....	110
(2) 提供体制(供給量)の「確保方策」の基本的な考え方.....	110
(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市）.....	113
5 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）.....	116
(1) 利用者支援事業.....	116
(2) 時間外保育事業.....	117
(3) 放課後児童健全育成事業.....	118
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	119
(5) 地域子育て支援拠点事業.....	119
(6) 一時預かり事業（幼稚園型）.....	120
(7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）.....	121
(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）.....	122
(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）.....	123
(10) 乳児家庭全戸訪問事業.....	123
(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業.....	124
(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業.....	124
6 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」.....	125
第6章 計画の推進体制.....	155

1	計画の推進体制	155
	(1) 附属機関等による点検・評価の実施	155
	(2) 庁内での推進体制の確立	155
2	計画の見直し	155
	参考資料	157
1	計画の策定体制	157
2	計画の策定経過	157
3	附属機関開催概要（札幌市子ども・子育て会議、札幌市子どもの権利委員会）	157
4	各種調査結果	158
5	子ども未来委員会	161
6	パブリックコメント実施結果（実施概要・主要な意見・市の考え方）	161

現在、札幌市では、「新・さっぽろ子ども未来プラン」の改定作業を進めており、この案は確定されたものではなく、これをたたき台として議論を進めていくものとなります。

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」を制定し、平成21年（2009年）4月に施行しました。

子どもが、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくための基本的な考えを明らかにするこの権利条例では、その理念を具体化し、総合的かつ計画的に子どもの権利を保障するための推進計画を策定することとしており、これまで第1次推進計画（平成23年度（2011年度）～26年度（2014年度））、第2次推進計画（平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））で具体的な取組を進めてきました。

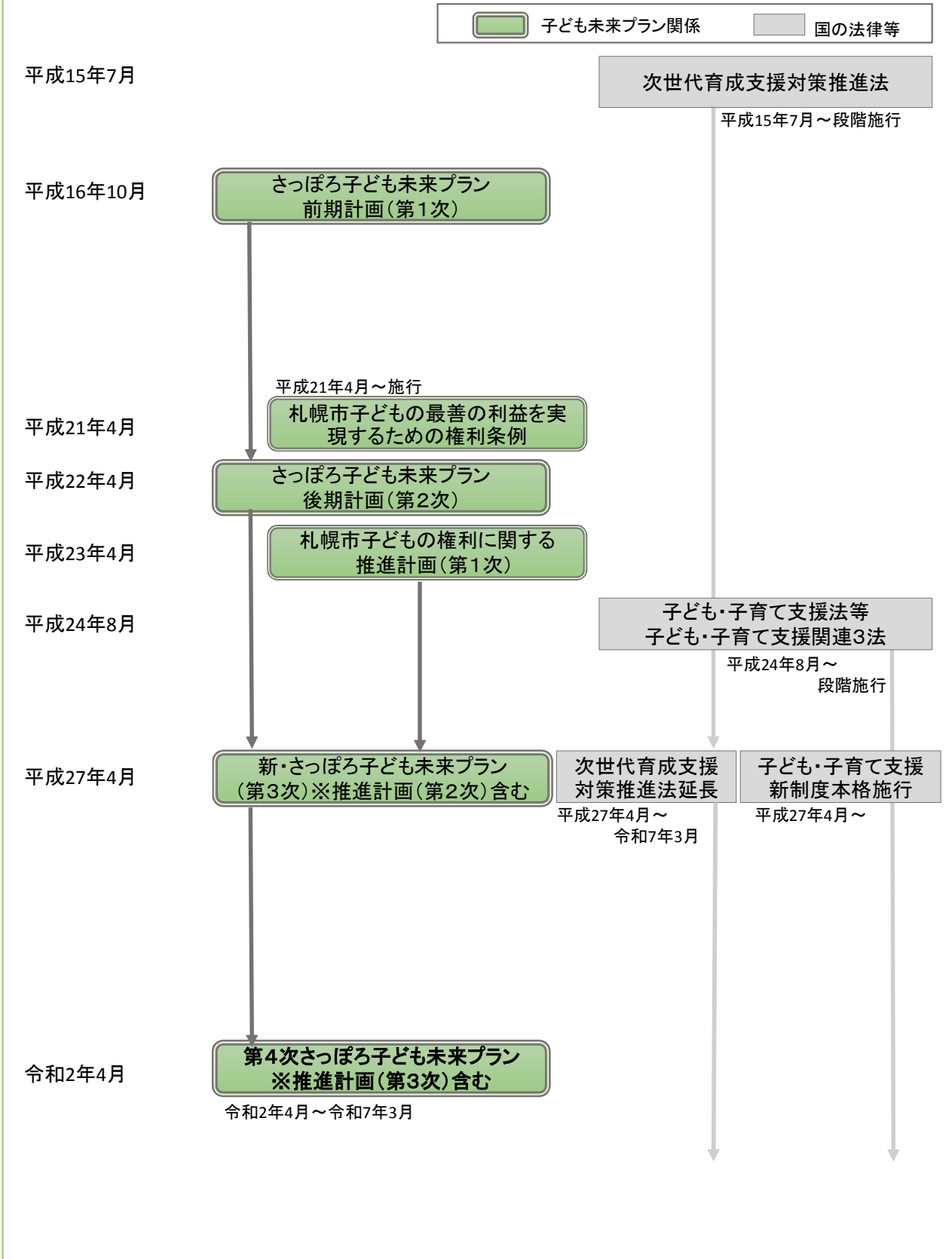
一方、札幌市では、平成15年（2003年）に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行を受けて、次代の社会を担う子どもを育成するため、「さっぽろ子ども未来プラン」（前期計画：平成16年度（2004年度）～21年度（2009年度）、後期計画：平成22年度（2010年度）～26年度（2014年度））を策定し、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてきました。

この間、平成24年（2012年）には、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が制定され、この法律に基づき、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」が開始しています。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

これを受けて、平成27年（2015年）3月、第2次推進計画と第1期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））を策定しました。この計画では、子どもが本来生まれながらに保障されるべき権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んできました。こうした状況の中、近年では、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など社会環境が変化しており、保育需要の更なる拡大や、子育てについて感じる悩みの多様化、更には、児童虐待に代表される重大な子どもの権利侵害等、対応すべき課題が顕在化しています。

今後これらの課題に対応し、令和2年度（2020年度）以降に取り組むべき子どもの権利保障や市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、第3次推進計画及び第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含した「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を策定いたします。

《これまでのさっぽろ子ども未来プランの経過》



2 計画の位置付け

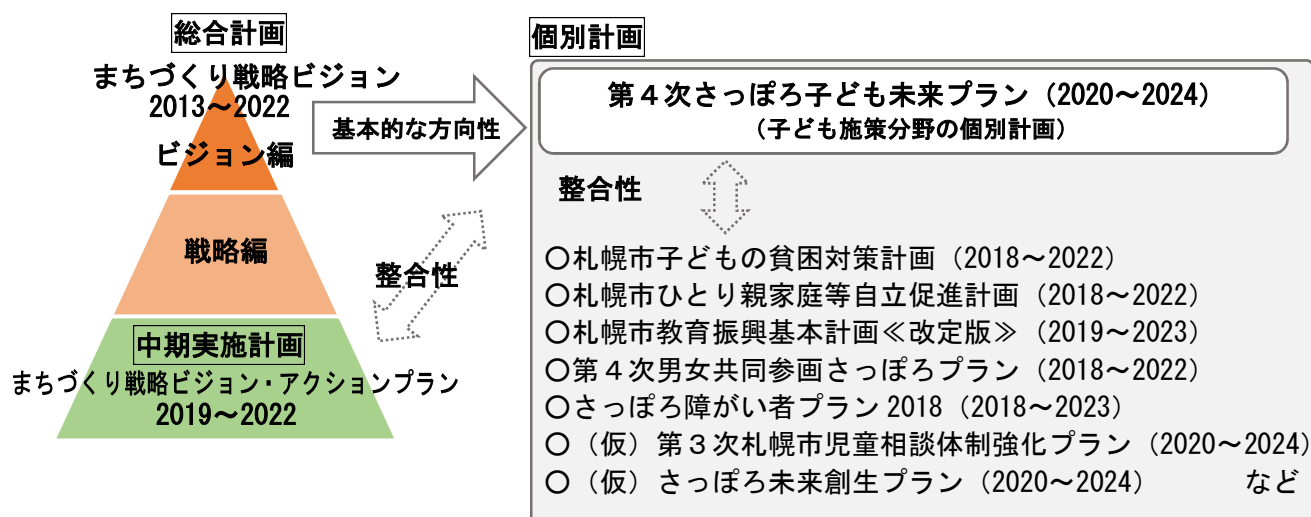
本計画は、権利条例第 46 条第 1 項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含していません。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画（新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む）」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び児童福祉法第 56 条の 4 の 2 第 1 項に基づく「市町村整備計画（保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画）も本計画に含みます。

＜札幌市の関連する計画との関係＞

本計画は、札幌市のまちづくりに関する最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画です。

また、同ビジョンの中期実施計画として令和元年度に策定する「アクションプラン」、更には、その他の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、本計画を推進していきます。



3 計画の対象

本計画は、すべての子ども（おおむね 18 歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）、及び若者（おおむね 15～34 歳まで、施策によっては 39 歳まで）を主たる対象とします。

また、事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

第2章 札幌市の現状

1 前計画の実施状況

平成27年（2015年）3月に策定した前計画では、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とし、「子どもの権利を大切にする環境の充実」、「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」、「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」、「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の4つの基本目標を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容や成果指標の達成状況について、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行ってきました。

（参考）前計画の施策体系



(1) 計画全体の成果指標の達成状況

前計画では、札幌市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を表す計画全体の成果指標として、2つの数値目標を設定しています（表1）。

成果指標①の「自分のことが好きだと思う子どもの割合（自己肯定感¹）」は、この5年間で当初値に比べ2.0ポイント上昇という結果でした。自己肯定感には、子ども自身の様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感も関連することから、引き続き子どもの権利の理念を踏まえた各種施策を着実に推進する必要があると考えられます。

また、成果指標②の「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」は、この5年間で当初値に比べ約10ポイント低下しています。この間、全国的に子育てに関する問題意識が高まったことに加え、就労する女性の大幅な増加に伴う保育需要の高まりにより、仕事との両立に不安を抱える保護者や、希望する保育サービスを利用できない方がいることから、より一層、市民のニーズを踏まえた施策や事業の充実が必要と考えられます。

（表1）前計画における「計画全体の成果指標」の達成状況

指標		当初値	H26	H27	H28	H29	H30	目標値
①	自分のことが好きだと思ふ子どもの割合	65.4% (H25)	63.1%	63.1%	64.6%	67.6%	67.4%	75.0% (R1)
②	子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	60.7% (H25)	59.8%	55.9%	56.1%	54.4%	50.9%	75.0% (R1)

（出典）①：上記のうちH25、30が札幌市子どもに関する実態意識調査（H30：N=1,662）

それ以外は中間年の参考値として実施した事業参加者等へのアンケート調査結果に基づく。

②：札幌市指標達成度調査²（H30：N=1,447）

(2) 各基本目標の主な取組結果

ここでは、前計画に示す4つの基本目標ごとに、成果指標の達成状況を示すとともに、主な成果と課題を掲載します。

ア 基本目標1「子どもの権利を大切にす環境の充実」

【指標の達成状況】

（表2）前計画における「基本目標1の成果指標」の達成状況

指標			当初値	H30	目標値	出典(H30)
①	子どもが自然、社会、文化などを体験しやすい環境だと思ふ人の割合	大人 子ども	54.9% 59.3% (H25)	72.6% 70.8%	65.0% 65.0% (R1)	札幌市子どもに関する実態意識調査 (大人：N=1,589、子ども：N=1,662)
②	子どもの権利が守られていると思ふ人の割合	大人 子ども	49.1% 57.0% (H25)	49.2% 63.8%	65.0% 65.0% (R1)	札幌市子どもに関する実態意識調査 (大人：N=1,589、子ども：N=1,662)
③	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学生 中学生 高校生	92.1% 82.2% 80.7% (H24)	93.5% 88.1% 87.9%	95.0% 88.0% 86.0% (R1)	札幌市教育委員会悩みやいじめに関するアンケート調査 (小学生：N=89,117、中学生： N=41,413、高校生：N=6,509)

¹ 【自己肯定感】自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情など。

² 【札幌市指標達成度調査】「事業の効果に関する市民意識」を把握するため、札幌市内の満18歳以上の男女計4,000人を対象に毎年実施している調査。

【主な成果】

■ 子どもの参加・意見表明の促進

子どもが市政について考え提案を発表する子ども議会のほか、他の子どもの権利条例制定自治体（長野県松本市、北広島市、奈井江町等）と連携し、子ども同士がまちづくりについて話し合い、意見を発表する子ども交流事業を実施するなど子どもの参加の取組を促進しました。

【交流事業の写真】



■ 子どもコーディネーター³の配置

平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、地域を巡回し、困難を抱える子どもの相談対応を行う「子どもコーディネーター」を配置しました。

【広報チラシ】



■ アシストセンター「LINE⁴相談」の試行実施

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、平成 30 年度（2018 年度）・令和元年度（2019 年度）に、無料通信アプリの LINE による相談を実施しました。平成 30 年度（2018 年度）は高校 1 年生に事前周知（期間中に市立・私立高校 2～3 年生に追加周知）し、38 件の相談が、令和元年度（2019 年度）夏季は中高生に周知し 319 件の相談が成立しました。

【広報カード】



【まとめ】

子どもの権利の理念の普及のため、乳幼児の保護者向け広報や、学校・教育委員会と連携し、学齢期の子どもの理解促進を図ってきたほか、子ども議会や他の権利条例制定自治体との連携による「子ども交流事業」の実施等を通して、地域や市政における子どもの参加・意見表明の取組を進めました。

また、「子どもの貧困対策計画」に基づき、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し必要な支援につなげる「子どもコーディネーター」を新たに配置するとともに、いじめの防止や子どもアシストセンターによる相談対応など子どもの権利侵害からの救済に取り組みました。

³ 【子どもコーディネーター】地域を巡回して、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーター。

⁴ 【LINE】スマートフォンやパソコンなどで、異なる通信会社同士でも無料で通話やメッセージのやりとりができるサービス。

推進計画の成果指標に関しては、全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」は目標値と比較して特に大人の割合が低く、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念も引き続き大きいことがうかがえます。

今後の子どもの権利保障に向けて、妊娠・出産期からの着実な啓発活動の取組が必要との附属機関（札幌市子どもの権利委員会）からの指摘も踏まえて、子どもの権利を尊重する意識の向上と権利侵害からの救済の取組を、より一層充実させていくことが必要です。

イ 基本目標2「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」

【指標の達成状況】

(表3) 前計画における「基本目標2の成果指標」の達成状況

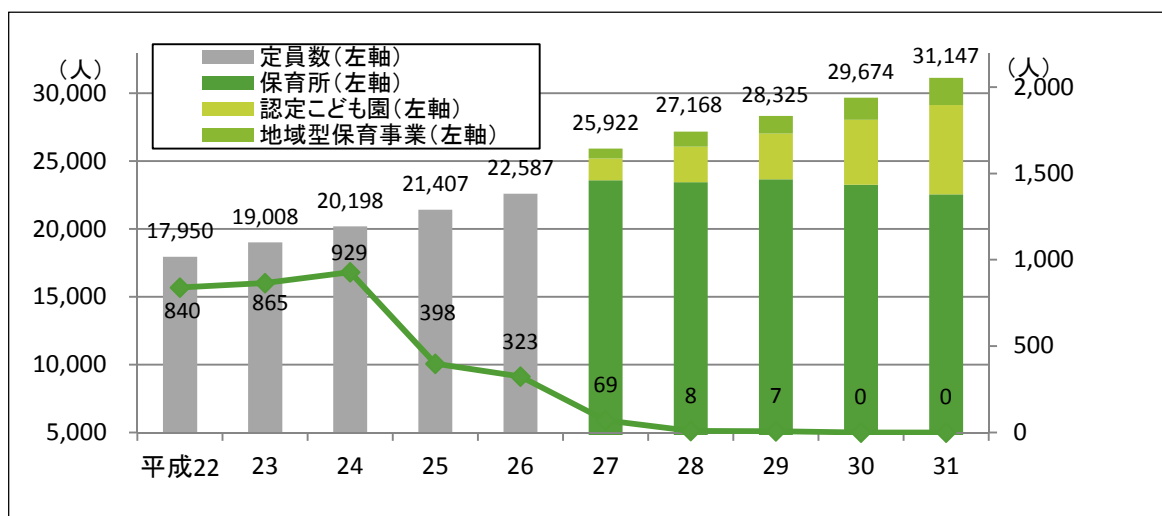
指標		当初値		H30	目標値	出典(H30)
①	仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合	48.6%	(H25)	47.1%	65.0%	(R1) 札幌市指標達成度調査(N=1,447)
②	希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合	63.9%	(H25)	67.3%	80.0%	(R1) 札幌市指標達成度調査(N=149)
③	妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安が解消されている人の割合	—	60.2%	81.6%	60.0%	(H25) (H27) (R1) 札幌市指標達成度調査(N=350)

【主な成果】

■ 待機児童⁵解消に向けた認可保育所等の整備

平成27年(2015年)3月に策定した子ども・子育て支援事業計画や、その後のニーズ量の拡大を踏まえた同計画の改定に基づき、待機児童解消に向けた認可保育所等の整備、幼稚園の認定こども園化、幼稚園一時預かり実施園の充実などにより、保育定員の拡大に取り組みました。その結果、平成31年(2019年)4月現在の国定義での待機児童数は、平成30年度(2018年度)に引き続き0人となりました。

図1 保育定員と待機児童数の推移



資料：札幌市子ども未来局

⁵ 【待機児童】認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

■ 子育てと仕事の両立支援・女性社員の活躍応援

ワーク・ライフ・バランス⁶の推進に係る認証制度について、平成30年(2018年)4月に女性の活躍の要素を加えた新たな認証制度を創設したほか、同年10月に、就労と保育の相談を一体的に行う「女性の多様な働き方支援窓口(ここシェルジュ SAPPORO)」を札幌エルプラザ内に開設し、就労相談や市内保育所の情報提供、再就職に向けた職場体験等を実施しています。

【ここシェルジュ SAPPORO】



■ 各区役所での子育て支援の充実

平成30年(2018年)に各区に「こそだてインフォメーション⁷」を開設し、乳幼児健診等の機会に気軽に立ち寄れるようにしたほか、別々の場所での会員登録手続きが必要であった3つの子ども一時預かりサービス事業(さっぽろ子育てサポートセンター事業⁸、札幌市こども緊急サポートネットワーク事業⁹、病後児デイサービス事業¹⁰)について、一元的な事前利用登録の受付を可能としました。

【清田区こそだてインフォメーション】



【まとめ】

計画期間において、就労する女性の増加などに伴う、保育ニーズの増加に対応するため、子ども・子育て支援事業計画を改定し、認可保育所等の整備や幼稚園の認定こども園化などによる保育定員の拡大に努めてきました。その結果、国定義での待機児童数は0人となっています。

このほか、気軽に子育て相談ができる窓口体制の充実を図ってきたほか、就労と保育の一体的な相談窓口の開設や、女性活躍に向けた企業への働きかけなどを行っています。

一方、基本目標ごとに設定した成果指標は、横ばい又は減少傾向が続いており、多様化する保育ニーズに対応できる環境の整備が求められます。

⁶ 【ワーク・ライフ・バランス】 やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

⁷ 【こそだてインフォメーション】 子育てに関するさまざまな悩みや困りごとを一元的に相談できるように保育士が常駐し、さまざまな相談に応じるほか、子育てサロンや各種イベントの情報提供を行う場。各区役所に設置。

⁸ 【さっぽろ子育てサポートセンター事業】 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員組織をつくり、地域や会員相互で子育て家庭を支援する仕組み。日常的な預かりをサポート。

⁹ 【札幌市こども緊急サポートネットワーク事業】 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員組織をつくり、地域や会員相互で子育て家庭を支援する仕組み。子どもの病気や緊急時をサポート。

¹⁰ 【病後児デイサービス事業】 病気回復期にあって集団保育が困難な児童を、仕事の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わって、専用施設で一時的に保育する事業。

ウ 基本目標3「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」

【指標の達成状況】

(表4) 前計画における「基本目標3の成果指標」の達成状況

指標			当初値	H30	目標値	出典(H30)
①	子どもが自然、社会、文化などを体験しやすい環境だと思う人の割合【再掲】	大人 子ども	54.9% 59.3% (H25)	72.6% 70.8%	65.0% 65.0% (R1)	札幌市子どもに関する実態意識調査 (大人:N=1,589、子ども:N=1,662)
②	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合	小6 中3 高2	71.2% 65.7% 61.0% (H25)	77.3% 71.4% 66.2%	76.0% 72.0% 670.0% (R1)	全国学力・学習状況調査(小中)・独自調査(高) (小:N=14,761、中:N=13,182、高:N=2,080) ※H30は小中についても独自調査。小5中2に実施。
③	困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合		46.5% (H25)	55.4%	60.0% (R1)	札幌市子ども育成部独自調査

【主な成果】

■ 「さっぽろっ子『学ぶ力¹¹』の育成プラン¹²」の推進

分かる・できる・楽しい授業の推進を図るため、各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行しています。また、学校と家庭が一体となって子どもの学習習慣づくり等を進めていくための指針「さっぽろっ子『学び』のススメ¹³」のリーフレットを活用し、学校・家庭・地域が連携した、子どもの望ましい習慣づくりを推進しています。

■ 児童会館整備の推進・過密化の解消

小学校の増改築等の機会を捉えた新型児童会館¹⁴の整備を平成27年度(2015年度)からの5年間で9館、ミニ児童会館¹⁵の整備を4館進めました。また、児童クラブ¹⁶が過密化している場合は、児童会館体育室へのマット敷設、ミニ児童会館の面積拡充等により、過密化の解消を図っています。

【栄西小はんのき児童会館】



¹¹ 【学ぶ力】 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等のこと。

¹² 【さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン】 学校での学びの質を高め、家庭とも一体となって「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等」の「学ぶ力」を育むことを目指した総合的な取組を示したものだ。

¹³ 【さっぽろっ子「学び」のススメ】 学校と家庭が一体となって子どもの学習習慣・運動習慣・生活習慣づくりを支える指針。

¹⁴ 【新型児童会館】 既存の児童会館及びミニ児童会館(放課後子ども館を含む。)を、小学校(必要に応じて、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設)と併設した児童会館として再整備した児童会館をいう。

¹⁵ 【ミニ児童会館】 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

¹⁶ 【児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対する適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その健全育成を図る事業で、児童会館及びミニ児童会館で行うものをいう。

■ 若者の自立支援事業の拡充

若者の自立に関する総合相談窓口を若者支援総合センター¹⁷に設置し、個別相談や自立支援プログラムを実施してきたほか、平成30年度(2018年度)から、市内4館の若者活動センター¹⁸においても、相談に応じるほか、新たに高校中退者等に対する学習支援を実施するなど、自立支援機能を拡充しています。



■ ひきこもり支援の拡充

平成27年(2015年)10月に、ひきこもり専門の相談窓口「札幌市ひきこもり地域支援センター¹⁹」を開設し、相談対応・家庭訪問等を通じた支援を行っているほか、平成30年(2018年)6月からは、ひきこもり状態にある本人やその家族等が集まり交流する場として、集団型支援拠点「よりどころ」を定期開催し、支援を行っています。

【まとめ】

計画期間において、家庭と学校とが連携して子どもの学ぶ意欲を向上させ、習慣づくりを推進するなど学校教育の充実に向けた取組を行ってきたほか、児童会館、若者支援施設など、放課後や地域での子どもの居場所づくりに努めてきました。また、ひきこもり状態にある本人・家族の交流の場を充実させるなど、若者の自立に向けた支援も進めています。

一方、附属機関(札幌市子ども・子育て会議)からは、地域・人をキーワードに、官民が連携し地域資源²⁰を活用して子どもを支える環境づくりが必要であることが指摘されており、次代を担う子ども・若者が健やかに育つうえでの環境・支援体制の整備を更に進めていくことが必要です。

¹⁷ 【若者支援総合センター】課題を抱えた若者に個別の支援を行い、社会的セーフティネットの役割を果たす施設。主にひきこもり、ニートと呼ばれる若者など社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の社会的自立を支援している。また、若者同士の交流、仲間づくりや社会参加のきっかけづくりを行う若者活動センターとしての機能も持っている。

¹⁸ 【若者活動センター】若者同士の交流、仲間づくりや社会参加のきっかけづくりを行う地域ごとに設置する施設。アカシア若者活動センター、ポプラ若者活動センター、豊平若者活動センター、宮の沢若者活動センターの4館を設置している。

¹⁹ 【札幌市ひきこもり地域支援センター】ひきこもり専門の相談窓口。ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行っている。

²⁰ 【地域資源】地域のまちづくりを進める上で、活用できる施設や活動主体、人材などの総称。

エ 基本目標4「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」

【指標の達成状況】

(表5) 前計画における「基本目標4の成果指標」の達成状況

指標		当初値		H30	目標値	出典(H30)
①	市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	34.8% (H25)		70.0%	45.0% (R1)	札幌市児童相談所
②	障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合(※)	— (H25)	41.7% (H27)	20.0%	60.0% (R1)	札幌市指標達成度調査 (N=10)
③	今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある母子・父子家庭の割合(※)	母子 94.0%	父子 91.2%	80.3% 77.8%	80.0% 80.0% (R1)	札幌市指標達成度調査 (母子:N=75、父子:N=45)

(※) 母数が少ないことから、当初値・目標値等は参考値として記載。

【主な成果】

■ 家庭的な養育環境の整備の充実

児童養護施設のケア単位の小規模化やグループホームの設置を進めるとともに、里親委託の推進を図るため、普及啓発と合わせ、平成30年度(2018年度)から、未委託の里親が児童を委託された際に直面する様々な事例に対応する里親トレーニング事業を開始しています。

■ 学校内における子どもの支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、介助アシスタント(肢体不自由の児童生徒に対する身体介助を専門に行うボランティア)や学びのサポーター²¹の配置を行っています。

(参考) 学びのサポーター平成30年度実績

活用学校数	小学校 202校・中学校 83校・ 高校 3校
支援対象児童生徒数	1,485人
活用可能時間数	1校当たり 700時間 (前年度より 58.4時間増)

■ ひとり親家庭への支援の推進

生活全般において困難に直面することの多いひとり親家庭にあっても、子どもたちが健やかに育つことができるよう、経済的支援のほか、生活支援や相談支援、資格取得の促進をはじめとするひとり親の就業支援、子どもたちの学習支援などを進めてきました。また、こうした支援制度等についての情報が必要な家庭に届くよう、広報活動に力を入れています。

²¹ 【学びのサポーター】特別な教育的支援を必要とする子どもに対して学校生活上必要な支援を行う有償ボランティア。

【まとめ】

計画期間において、社会的養護²²の取組の充実として、里親委託の推進や児童養護施設の小規模化など、家庭的な養育環境の整備を進めています。また、特別な教育的支援を必要とする子どもへのサポート体制の拡充やひとり親家庭への支援の推進などに取り組んできました。今後は、これらの視点に加え、例えば、医療的ケアを要する子ども²³など、一人一人の子どもの状況に応じたよりきめ細かな支援が求められます。

(3) 前計画の総括

前計画では、権利条例の理念に基づく広報、参加機会の拡充や、各種子育て支援の取組、ひきこもり支援など若者の自立支援の充実などの取組については、概ね着実に実施できたものと考えています。また、子ども・子育て支援新制度の開始という大きな制度変更があり、需給計画の策定及び改訂を経て、保育定員を拡大するなど、待機児童対策に注力してきた結果、国定義の待機児童数は、平成30年（2018年）から2年連続で0人となっています。

一方、計画全体の成果指標「子どもを生き育てやすい環境だと思ふ人の割合」は前計画時から数値が低下したほか、基本目標2の成果指標「仕事と生活の調和が取れていると思ふ人の割合」、「希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合」も伸び悩んでおり、更なる保育・子育て支援の環境の充実が求められます。

また、市ではこの間、子どもの貧困対策計画や、ひとり親家庭等自立促進計画を策定し、これらに基づき配慮を要する子どもや家庭への各種取組も進めてきました。一方、児童虐待によりかけがえのない命が失われるなど、重大な権利侵害の実態も生じています。

以上のことから、本計画期間においては、前計画の内容を引き継ぐとともに、後述する子どもに関する実態意識調査やニーズ調査の結果を踏まえた新たな課題についても、着実に取組を進めることが必要です。

²² 【社会的養護】 家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。

²³ 【医療的ケアを要する子ども】 日常生活を営むために医療（たんの吸引、経管栄養、人工呼吸器など）を必要とする子どものこと。

2 札幌市の子ども・子育ての現状

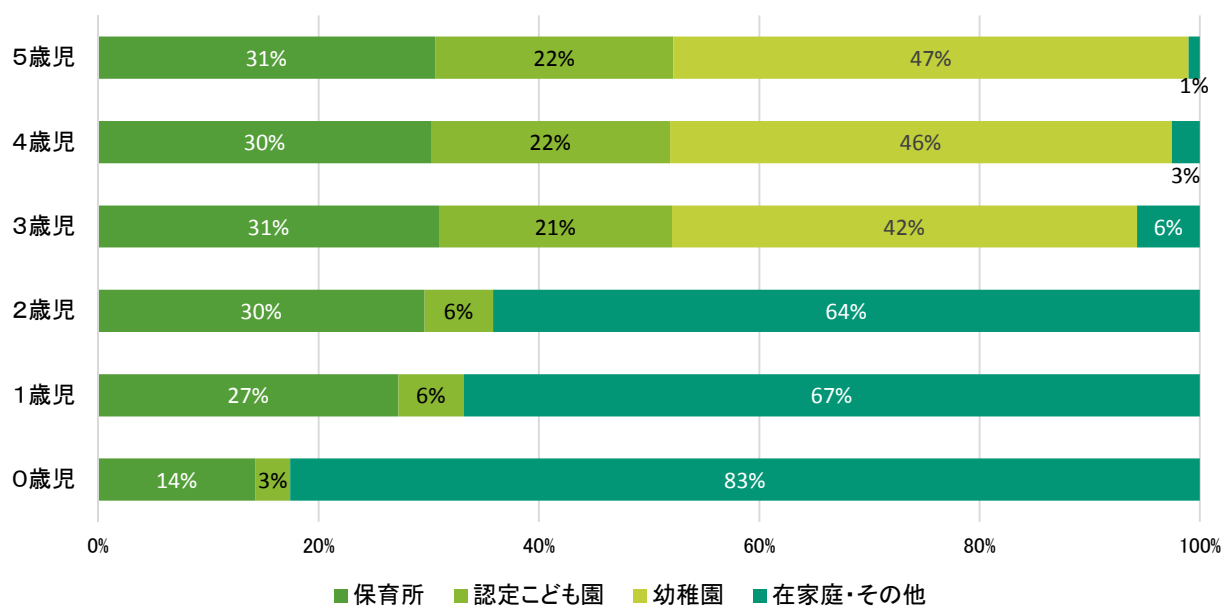
(1) 子ども・若者を取り巻く現状

ア 様々な子ども・若者の育ちの現状

■就学前児童の日中の過ごし方

・就学前児童が日中過ごす場を見ると、0歳児の約8割、1～2歳児の約6割が家庭などで過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、保育所、認定こども園、幼稚園に通う割合が増え、5歳児ではほぼすべての児童が何らかの保育・教育施設を利用しています。

図2. 就学前児童の日中の過ごし方

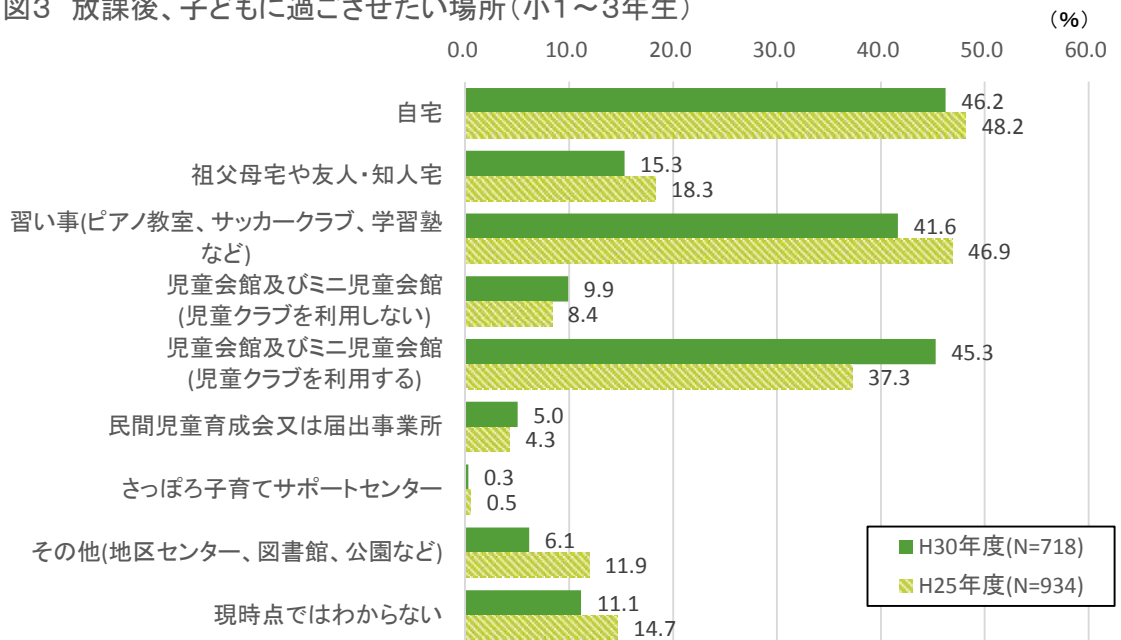


資料：札幌市子ども未来局（平成30年度）

■小学校就学後の放課後の過ごし方

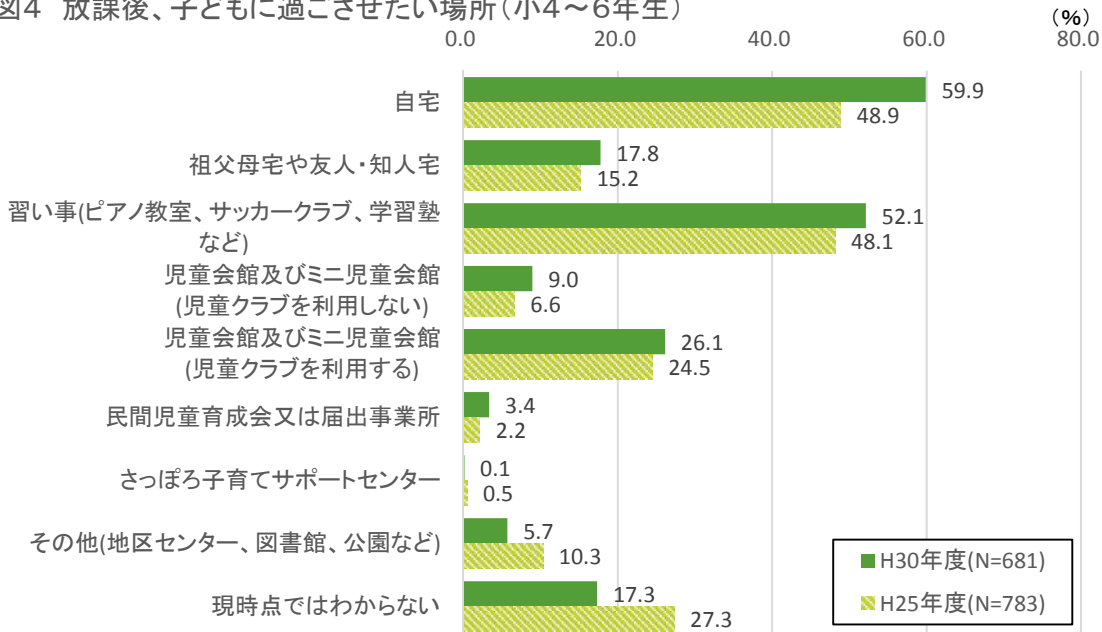
- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、放課後、子どもに過ごさせたい場所としては、高学年（小4～6年生）では低学年（小1～3年生）よりも児童クラブを利用させたいという意向が低い傾向にあります。
- ・一方、低学年（小1～3年生）は、平成25年度（2013年度）の調査の結果に比べると、児童クラブの利用意向が増加しています。（平成25年度：37.3%、平成30年度：45.3%）

図3 放課後、子どもに過ごさせたい場所(小1～3年生)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

図4 放課後、子どもに過ごさせたい場所(小4～6年生)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■障がい児に係る通所サービスの支給決定人数推移

- ・障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは年々増加傾向にあります。特に、児童発達支援²⁴、放課後等デイサービス²⁵については、伸びが顕著になっています。

表6 札幌市における障がい児に係る通所サービスの支給決定者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	2,865	3,249	3,699	4,148	4,605
医療型児童発達支援 ²⁶	73	68	65	62	70
放課後等デイサービス	3,788	4,395	5,100	5,961	6,751
保育所等訪問支援 ²⁷	201	298	403	505	593
居宅訪問型児童発達支援 ²⁸	—	—	—	—	4

資料：札幌市保健福祉局

■ひきこもりの若者数

- ・「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査※1）」の結果から推計すると、ひきこもり群の若者（15歳～39歳）は、若者80.2人に対して1人の割合で存在すると考えられます。

表7 ひきこもりの若者の推計数

	ひきこもりの若者の割合※2	推計数※3	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	1.04%	5,503人	} 準ひきこもり
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.14%	734人	
自室からは出るが、家からは出ない 又は、自室からほとんど出ない	0.07%	367人	} 狭義のひきこもり
合計	1.25%	6,604人	
			} 広義のひきこもり (ひきこもり群) (若者80.2人に1人)

資料：札幌市「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成30年度）

※1：札幌市在住の15歳～64歳の男女10,000人を対象に無作為抽出アンケート調査を実施

※2：標本数4,368人（札幌市在住の15歳～39歳の男女）中有効回収数（率）1,444人（33.1%）

※3：札幌市の15歳～39歳の人口529,793人（平成30年7月）に、ひきこもりの若者の割合を乗じて推計数を算出しているが、表中のひきこもり若者の割合は、小数点第3位以下を四捨五入した数値であるため、当該数値を用いた推計数の算出では、表中の推計数の数値と一致しない。

²⁴ 【児童発達支援】 就学していない障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う事業。

²⁵ 【放課後等デイサービス】 就学している障がいのある児童（幼稚園・大学を除く）に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行う事業。

²⁶ 【医療型児童発達支援】 就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行う事業。

²⁷ 【保育所等訪問支援】 保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行う事業。

²⁸ 【居宅訪問型児童発達支援】 外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う事業。

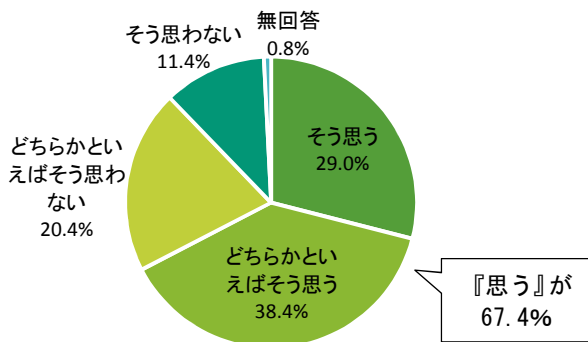
イ 子どもの権利に関する現状（子どもに関する実態・意識調査を中心に）

■子どもの意識（自己肯定感等）

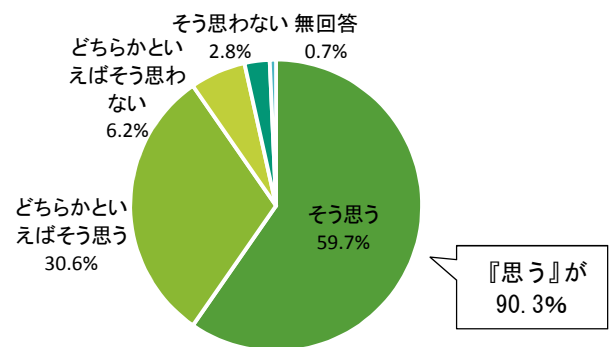
- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は上昇しています。（平成25年度：65.4%、平成30年度：67.4%）
- ・「自分を大切に思ってくれる人がいる」「自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある」「困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う」などの関連項目で、肯定的な回答の割合はより高くなっています。
- ・これらの回答傾向を比較すると、子どもの自己肯定感、周囲からの受容感、意見表明の達成感、相談・解決に向けた意識などは相互に連動している傾向が見られます。

図5 子どもの自己肯定感等（子ども n=1,662）（単一回答）

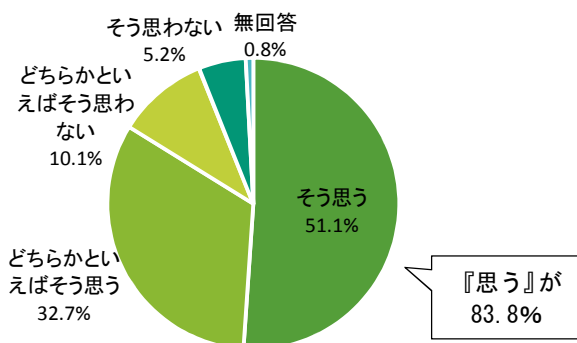
【子ども】自分のことが好き



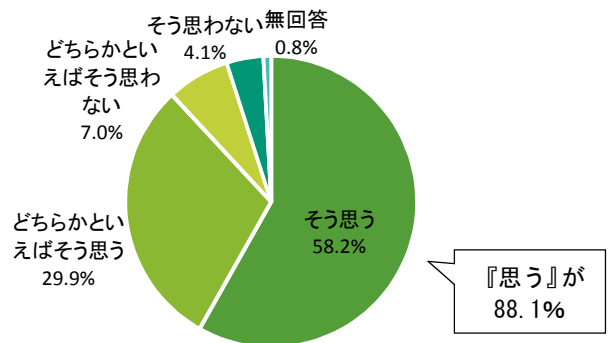
【子ども】自分を大切に思ってくれる人がいる



【子ども】自分の考えや意見を聞いてもらってうれしかったことがある



【子ども】困ったときには人に相談してみるのも大事だと思う



《子どもたちからの意見①》

Q 子ども一人一人が安心して自分らしく、豊かに成長するために大切なことはなんだろう。

- ・自分を好きになることも、子ども一人一人にとって大切なこと。自分を好きになると、自信を持つことができ、新しいことにチャレンジできるから。そうするとチャンスにもつながって、色々なことが身に付くから、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

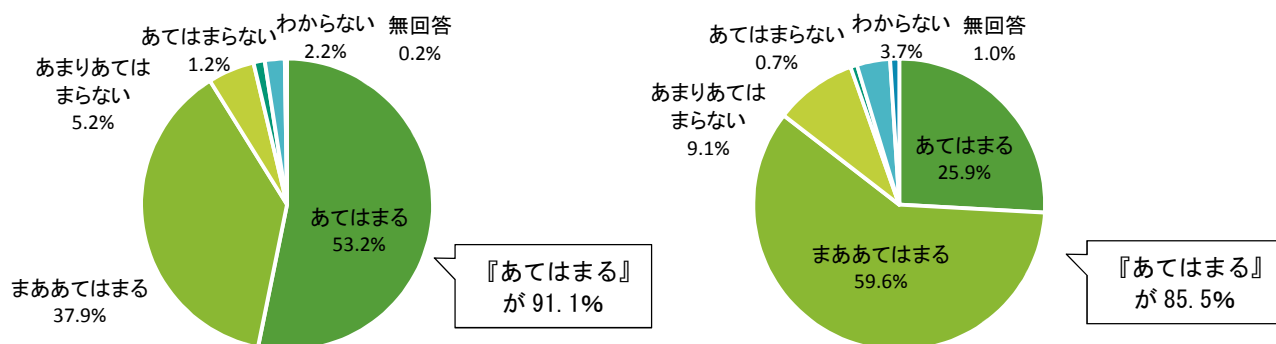
■保護者の子どもへの関わり

- ・保護者の子どもへの関わりとして、子どもの考えや意見を受け止め、主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする姿勢が見られます。
- ・子どもの回答からも、子どものまじめな話を聞き、困っているときにはなぐさめたり背中を押したりする保護者の姿勢がうかがえ、こうした保護者の姿勢と自己肯定感に関する回答傾向を比較した場合も、相互に連動している傾向が見られます。
- ・権利条例の趣旨からも、子育てなど大人の子どもの関わりの中では、子どもの主体性の尊重と、必要に応じた保護・支援のバランスが重要といえます。

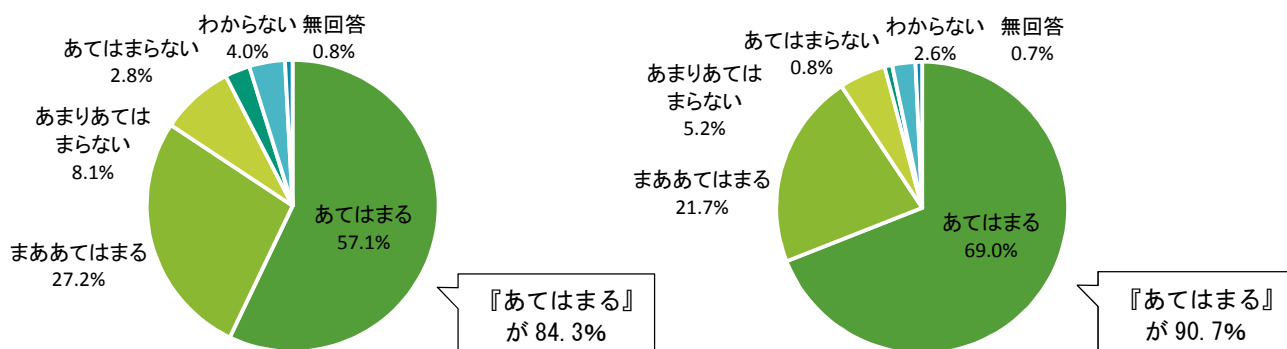
図6 保護者の子どもへの関わり

(大人(高校生以下の子どもがいる大人)n=406、子ども n=1,662)(単一回答)

【保護者】不安な様子をしていたら声かけする 【保護者】できるだけ子どもの考えや意見を理解し、尊重する



【子ども】困ったときはなぐさめたり、背中を押してくれる 【子ども】まじめな話はちゃんと聞いてくれる



■大人から見た子どもの印象

- ・子どもを取り巻く課題として「SNS²⁹やインターネット、ゲーム」や「いじめ」が多く挙げられるとともに、共働きなどで子どもが保護者と過ごす時間が足りず、周囲の大人と関わる機会が少ないと感じている方が多いことがわかります。
- ・子どもが不安や悩みを抱えこみやすいという印象も強く、周囲の大人から子どもが見えにくくなっている傾向がうかがえます。

図7 子どもを取り巻く課題として特に重要と思うもの（大人 n=1,589）（複数回答）

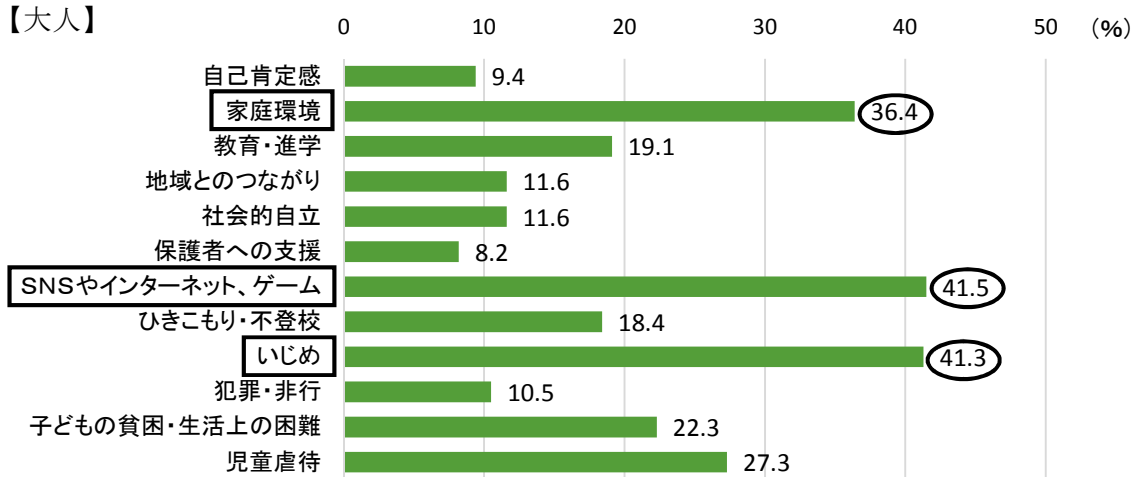
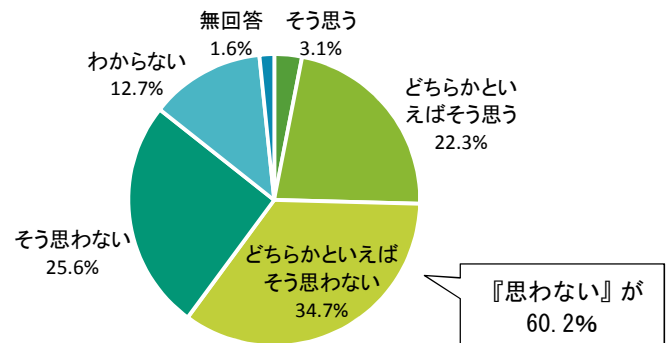
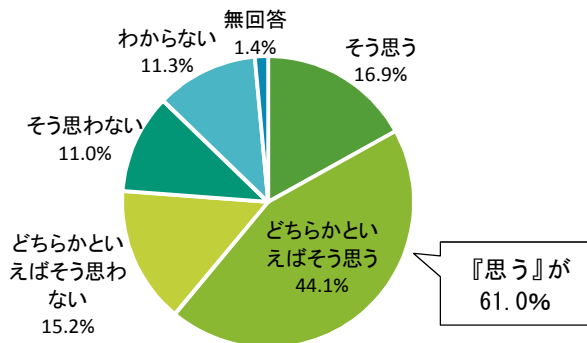


図8 子どもの印象（大人 n=1,589）（単一回答）

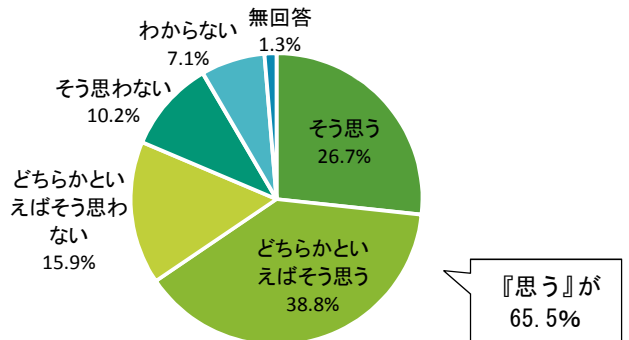
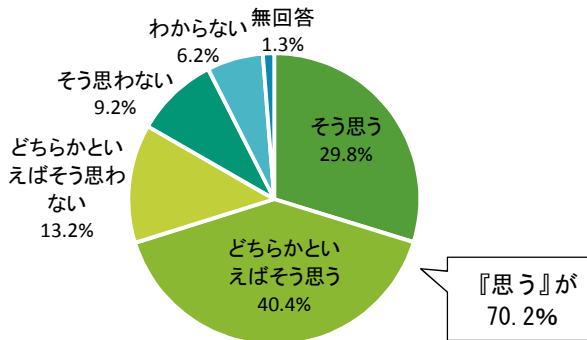
【大人】 不安や悩みを抱えこみやすい

【大人】 周囲の大人は子どもの思いや考えに配慮できている



【大人】 共働きなどで保護者と過ごす時間が足りない

【大人】 家庭や学校以外に大人と関わる機会が少なすぎる



²⁹ 【SNS】 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上でのメッセージのやり取りなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス。

■子どもの権利の保障

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、大人は横ばい、子どもは上昇しています。（平成25年度：大人49.1%、子ども57.0%、平成30年度：大人49.2%、子ども63.8%）
- ・大切にされていない権利としては「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の3項目の回答が多く、「権利侵害からの救済」とともに「個々の権利の尊重」の必要性がうかがえます。

図9 子どもの権利が大切にされていると思うか（単一回答）

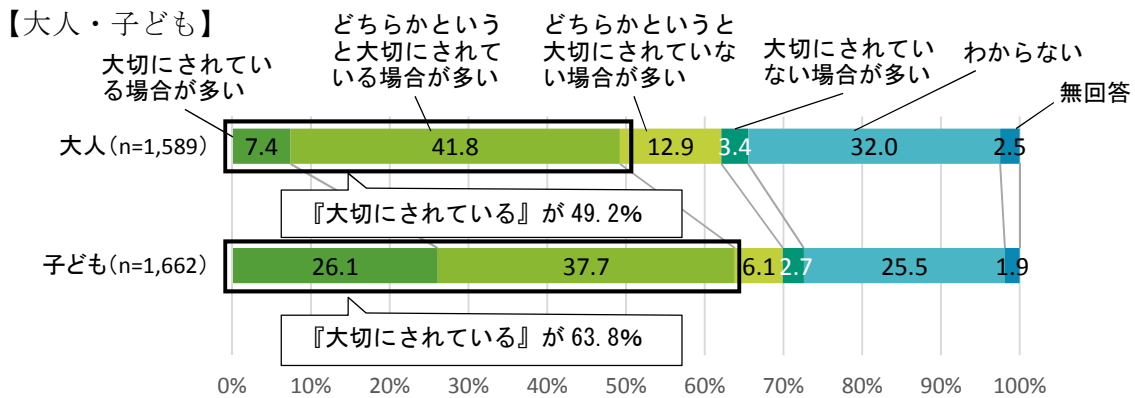
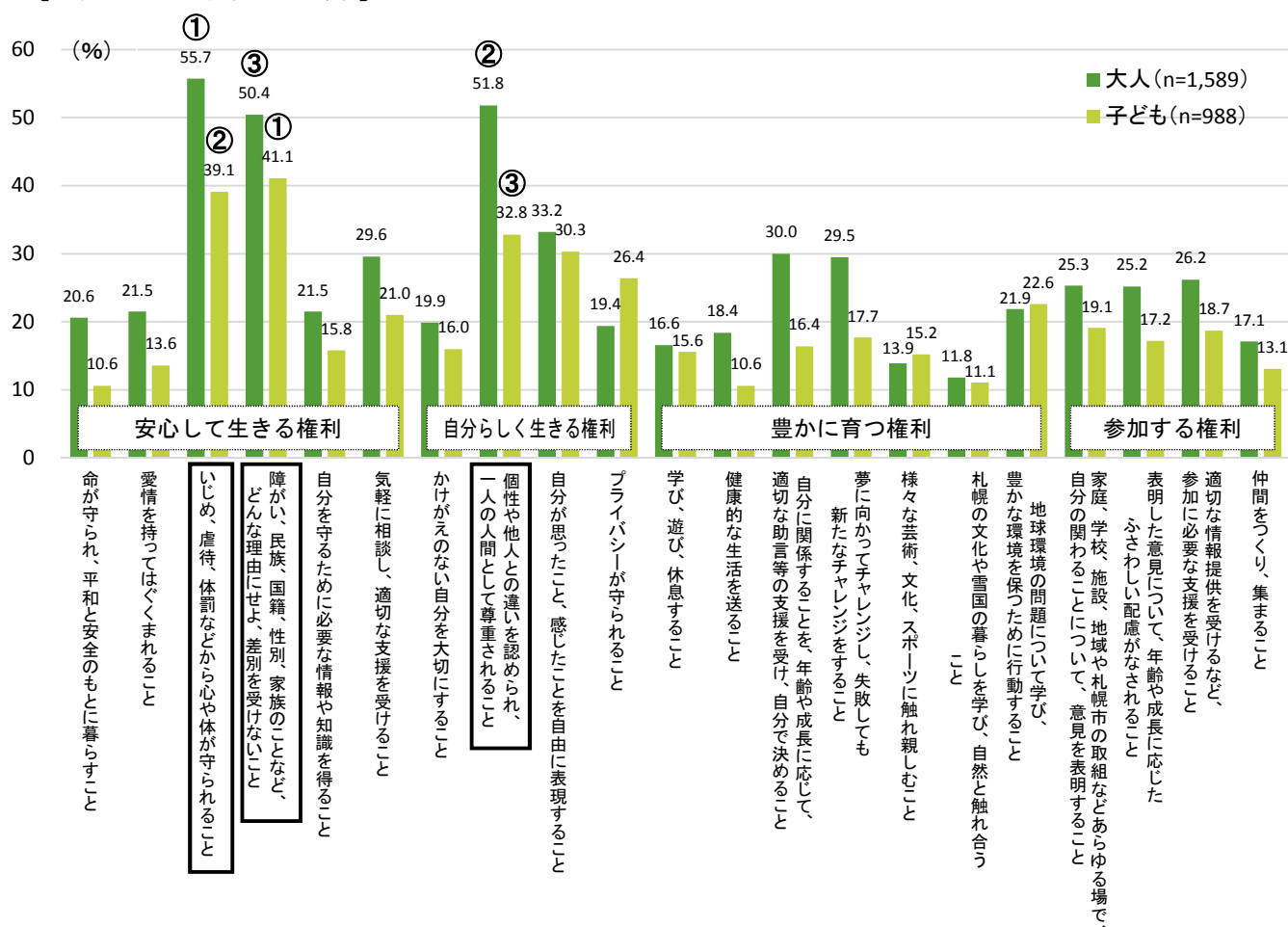


図 10 大切にされていないと思う権利（複数回答）

【大人・子ども(13-18歳)】



《子どもたちからの意見②》

Q 困難を抱えやすい子どももみんなが笑顔で暮らすためにはどうしたらいいだろう。

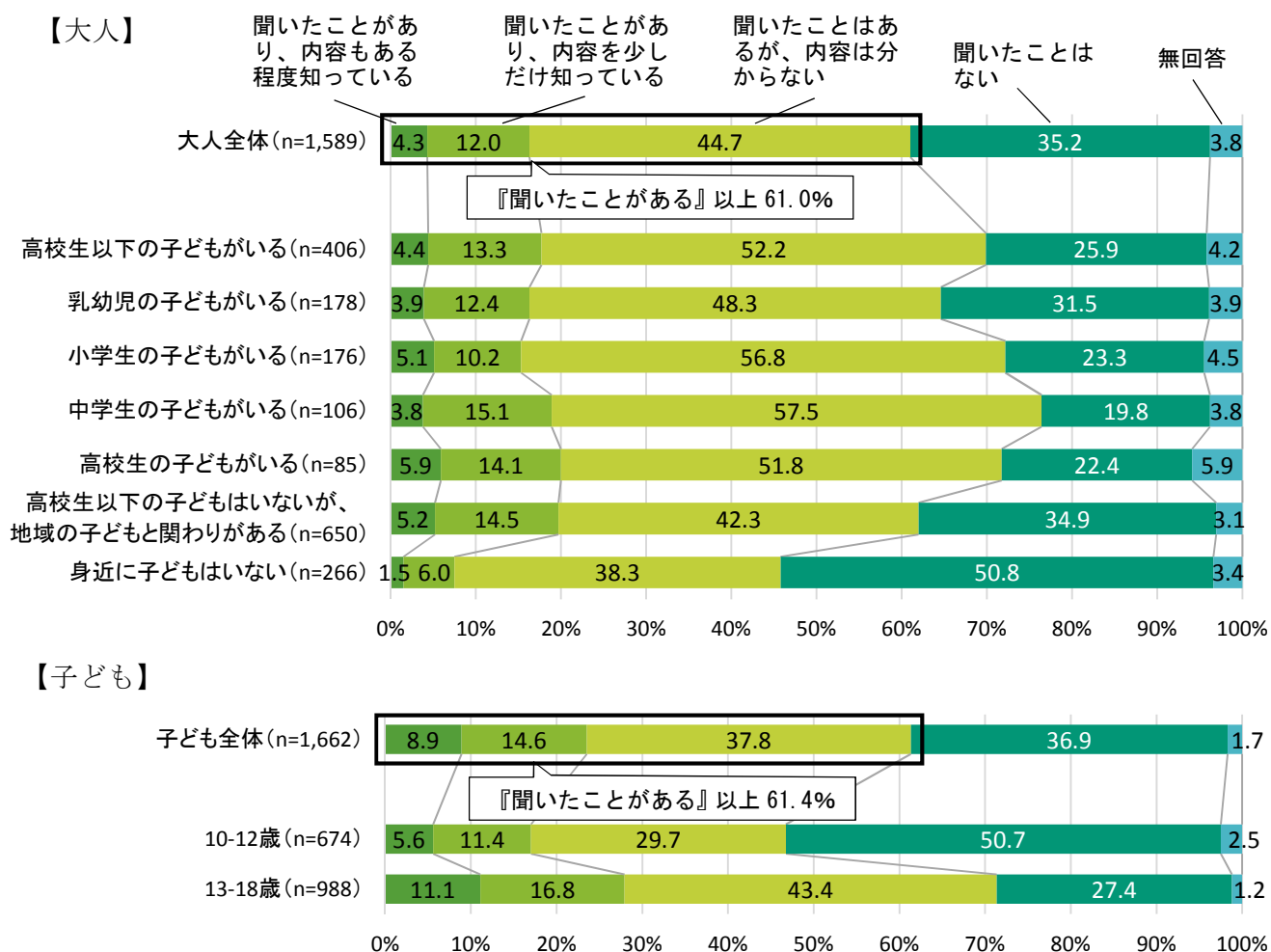
・身近にいる外国籍や障がいのある子どもの中には、勉強や人との関わりに困難を抱えている子どもがいて、普段は特別扱いしないで普通に接するけど、必要なときは声をかけたり手助けする。お互いを理解し、認め合い、困ったときは助け合うことが必要、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

■子どもの権利の普及・啓発

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、子どもの権利の認知度（「聞いたことがある」以上）は、大人・子どもともに上昇しています。（平成25年度：大人54.0%、子ども40.2%、平成30年度：大人61.0%、子ども61.4%）
- ・子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高い中で、乳幼児の保護者の認知度は比較的低くなっています。
- ・このほか、子どもへは学校を通じた啓発効果が大きく、保護者は子どもを通じて学校から、子どもと関わりが少ない大人は新聞など報道から知る機会が多い傾向にあります。

図11 子どもの権利の認知度（単一回答）

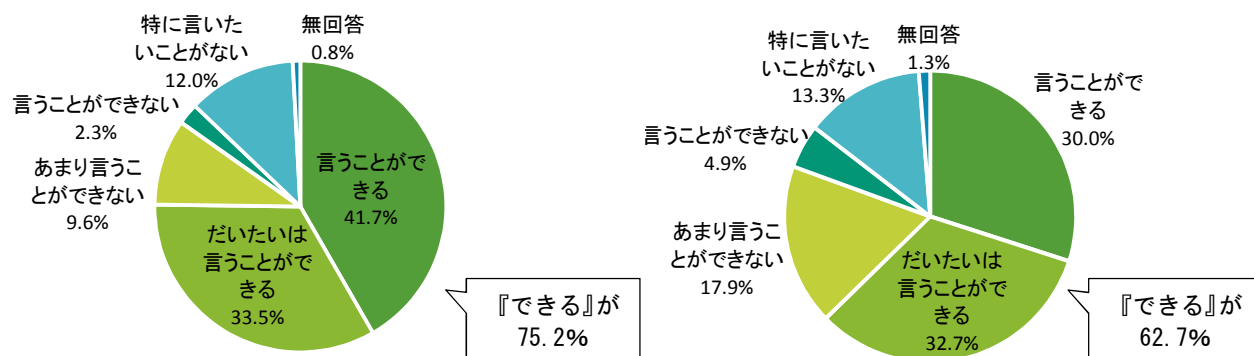


■子どもの参加・意見表明

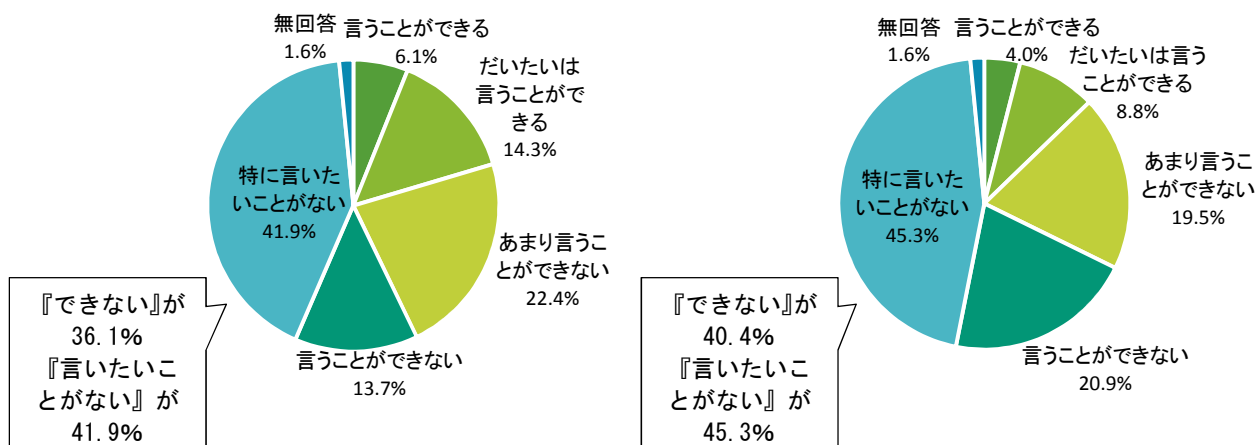
- ・家庭や学校における意見表明の機会は比較的あるものの、地域や札幌市政については、「言うことができない」や「特に言いたいことがない」の回答割合が高くなっています。

図 12 自分の考えや思いを言える機会 (子ども n=1,662) (単一回答)

【子ども】家庭における大事な物事やルール 【子ども】学校行事・イベントの企画や運営



【子ども】地域で行われている行事などの取組 【子ども】札幌市政(札幌市のまちづくり等)



《子どもたちからの意見③》

Q もっと「子どもにやさしいまち」にしていくために必要なことはどんなことだろう。

- ・子どもに関わることについては、子どもの意見を聞いてほしい。まちづくりについて、子どもの意見を聞く機会を増やしてほしい。大人が子どもの意見に耳を傾ける、子どもが意見を言いやすい雰囲気をつくることも大切。子どもも、自分の意見をちゃんと言い、話し合う機会に積極的に参加することが大事、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

■子どもの安心（友達関係）

- ・子どもが抱えやすい不安や悩みとしては、大人・子どもの回答ともに友達や勉強関係が多くなっています。
- ・子どもの相談相手、子どもを傷つけやすい人について、いずれも「友達」との回答が比較的多く、子どもにとっての友達の存在の大きさがうかがえます。

図 13 子どもの不安・悩み（複数回答）

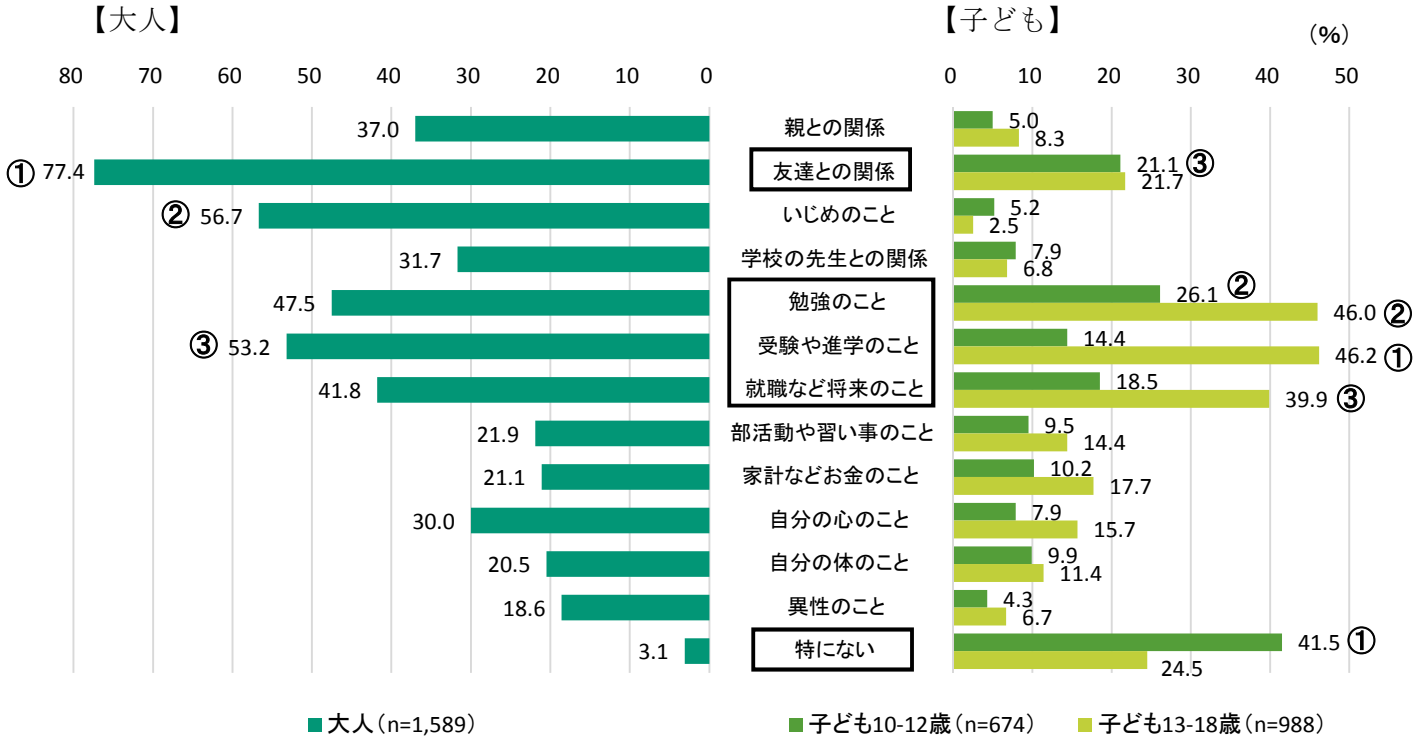


図 14 子どもの相談相手（複数回答）

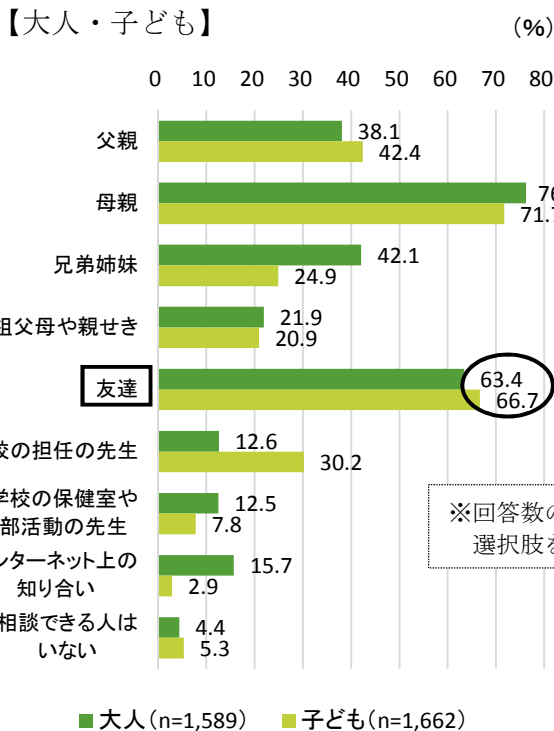
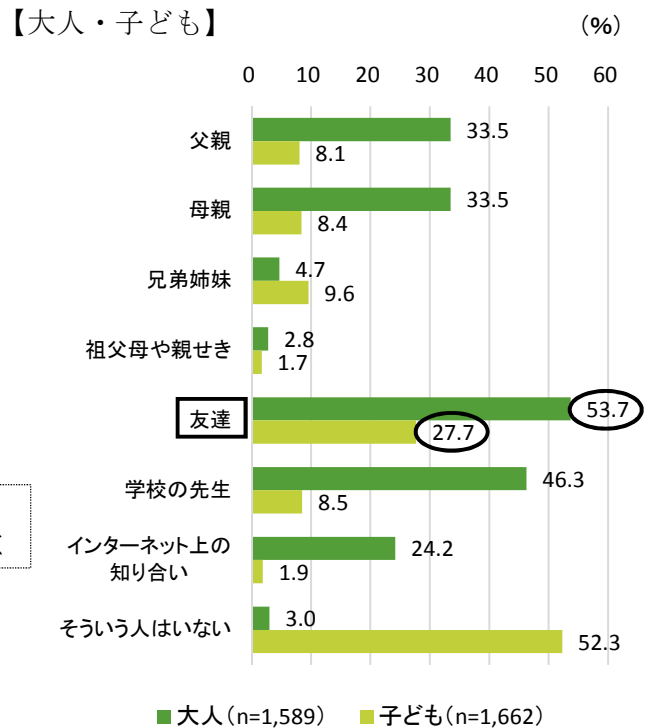


図 15 子どもを言葉や力で傷つけやすい人（複数回答）

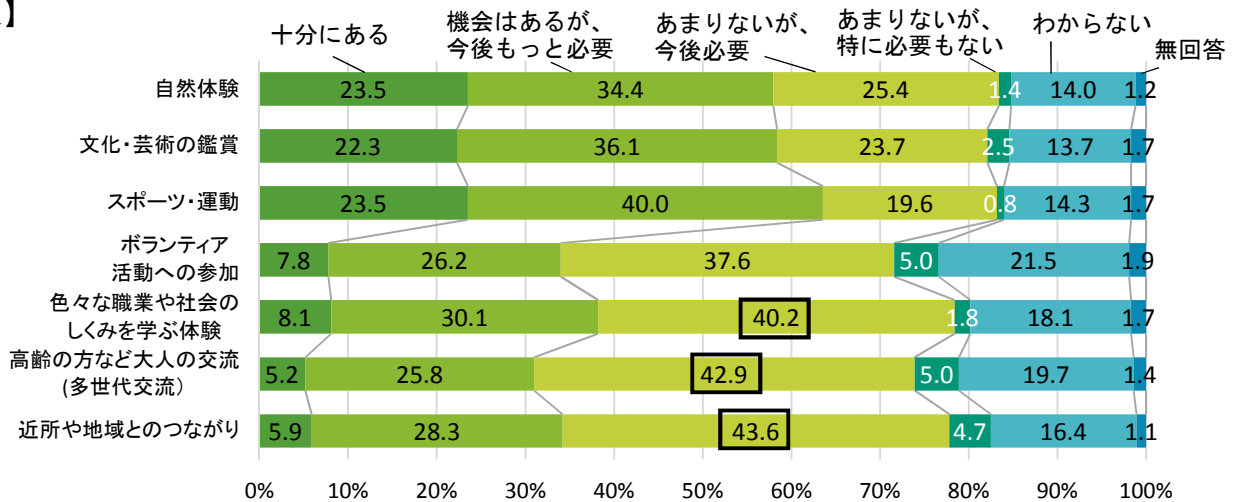


■子どもの体験機会、地域と子どもの関わり

- ・子どもの体験の機会に関して、自然・文化・スポーツ体験は比較的にあるものの、社会体験や地域との交流があまりなく、今後必要との傾向が見られます。
- ・地域と子どもの関わりについて、困難を抱える子どもへの気づきや見守り、子どもの居場所、子どもの考えや意見を活かした取組があまりなく、今後必要との回答傾向が見られます。

図 16 子どもの体験機会 (大人 n=1,589、子ども n=1,662) (単一回答)

【大人】



【子ども】

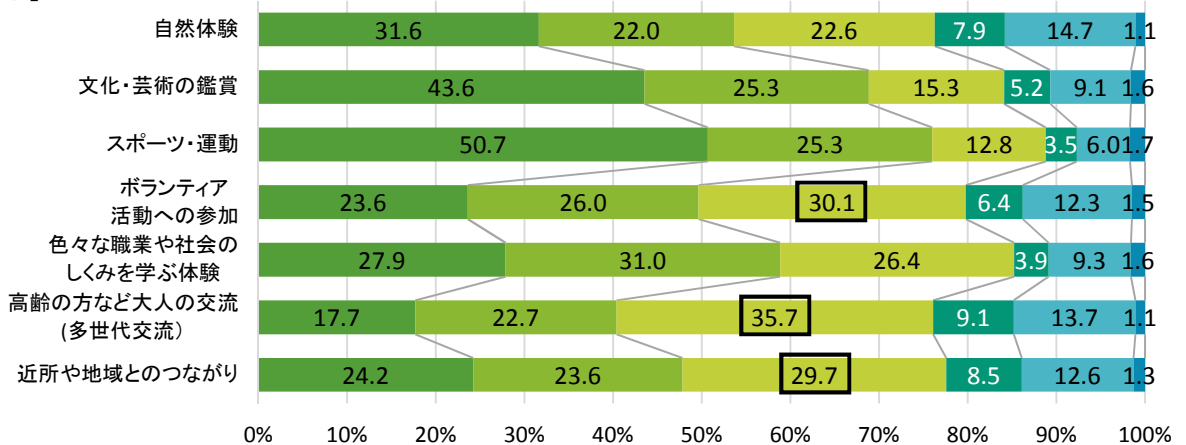
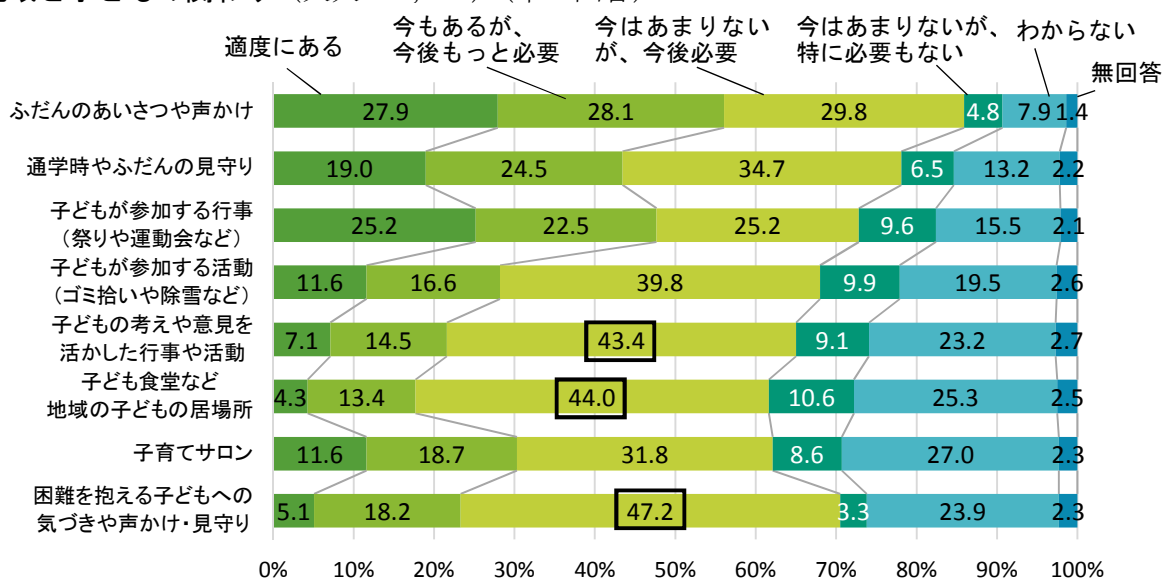


図 17 地域と子どもの関わり（大人 n=1,589）（単一回答）

【大人】



《子どもたちからの意見④》

Q もっと「子どもにやさしいまち」にしていくために必要なことはどんなことだろう。

- ・子どもは家庭や学校以外にも、色々な人（小さい子どもから高齢者まで）と関わることで、人との接し方や社会性を身に付け、成長できる。子どもが乳幼児親子や高齢者と触れ合う、大学生に勉強を教えてもらうなど、子どもと大人の交流の場が必要。地域の大人と交流をもつことは、子どもの毎日の安心にもつながる。子どもも地域の町内会や子ども会の活動に参加したり、地域の人に挨拶することが大事、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

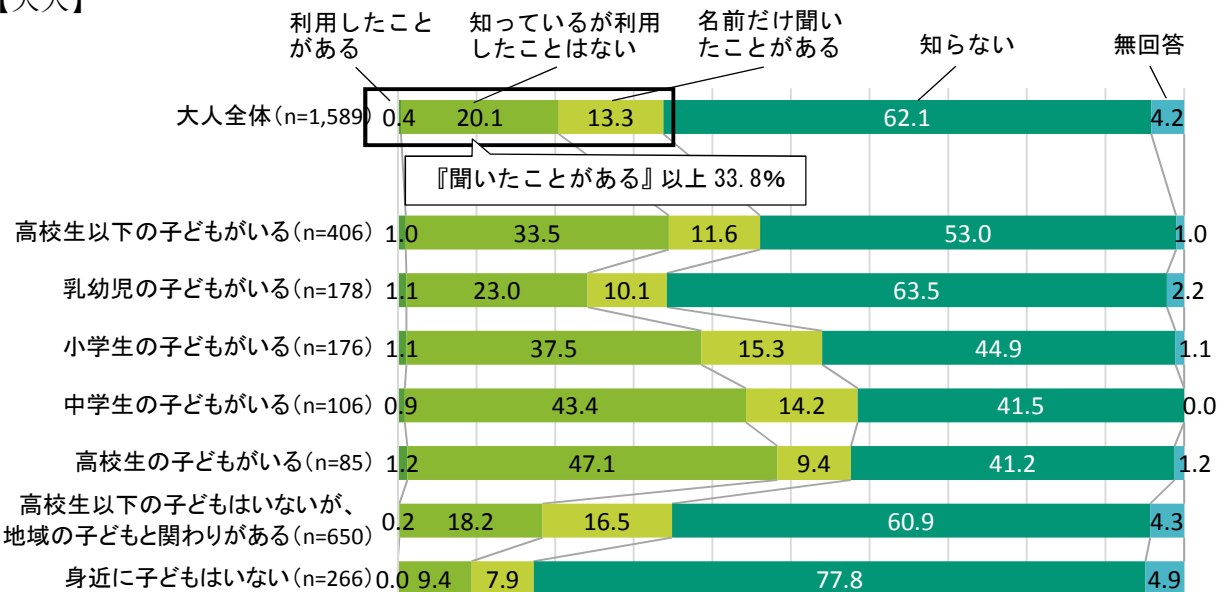
■子どもの権利侵害からの救済

(子どもアシストセンター)

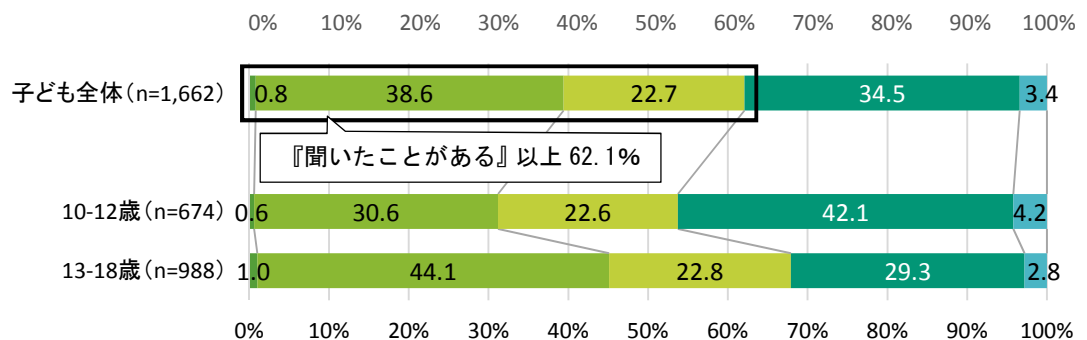
- ・平成30年度(2018年度)の調査の結果、平成25年度(2013年度)に比べ、子どもアシストセンターの認知度(「聞いたことがある」以上)は、大人・子どもともに低下しています。(平成25年度:大人38.8%、子ども77.1%、平成30年度:大人33.8%、子ども62.1%)
- ・子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高くなっています。
- ・相談件数は近年減少傾向にあり、特にEメールでの相談が大きく減少しています。
- ・相談内容については、子どもからは友人関係や学習・進路に関して、大人からは子どもと教師との関係や不登校に関しての相談が多く寄せられています。

図18 子どもアシストセンターの認知度(単一回答)

【大人】



【子ども】



《子どもたちからの意見⑤》

Q 子ども一人一人が安心して自分らしく、豊かに成長するために大切なことはなんだろう。

- ・家庭や友達以外に相談できる人や場所があり、それが子どもに伝わること、秘密が守られるなど安心して相談できる環境が大切。子どもも、自分の考えを言葉にする。友達同士で相談に乗るなど助け合うことが大事、という意見が出ました。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

表 8 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他	L I N E	合 計
H26	1,411 件	2,063 件	234 件	5 件		3,713 件
H27	1,860 件	1,922 件	283 件	9 件		4,074 件
H28	1,903 件	1,420 件	189 件	3 件		3,515 件
H29	1,620 件	1,485 件	188 件	6 件		3,299 件
H30	1,343 件	1,125 件	139 件	8 件	38 件	2,653 件

資料：札幌市子ども未来局

※ 平成 30 年度は、無料通信アプリ「L I N E」での相談を期間限定で試行実施。

表 9 主な相談内容

平成 30 年度相談件数：延べ件数 2,653 件（実件数 833 件）

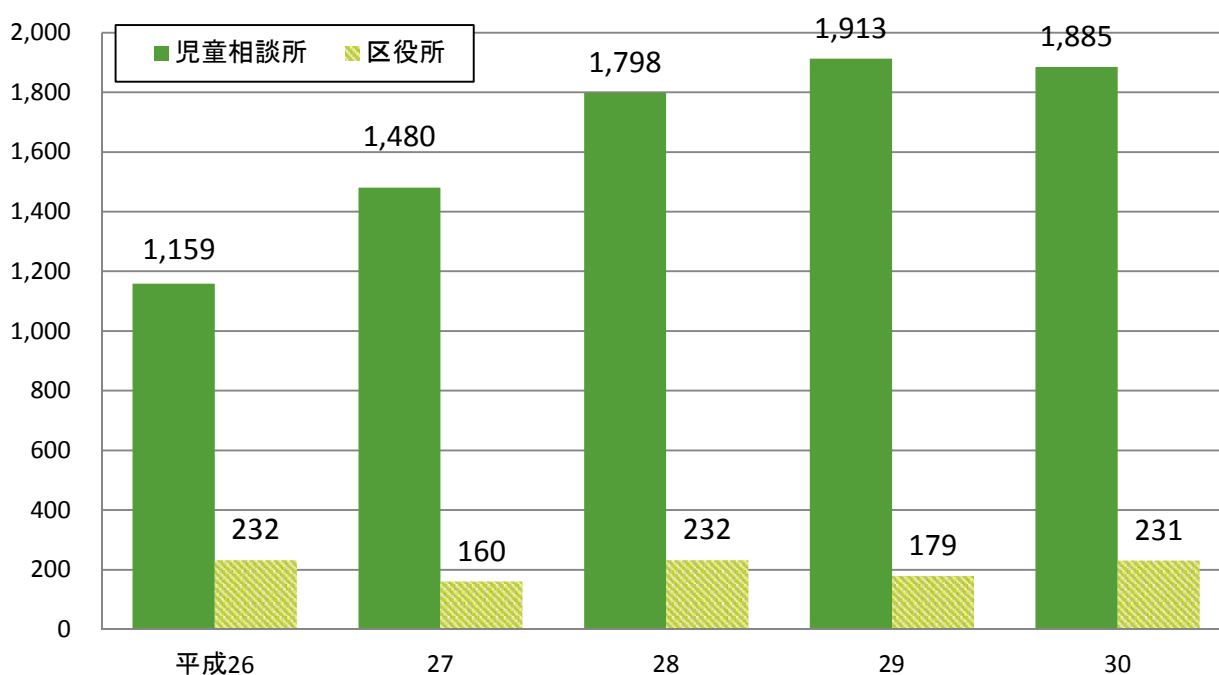
子どもからの相談 1,497 件		大人からの相談 1,156 件	
① 友人関係	252 件 (16.8%)	子どもと教師の関係	196 件 (17.0%)
② 学習・進路	198 件 (13.2%)	不登校	124 件 (10.7%)
③ 親子・兄弟関係	168 件 (11.2%)	養育・しつけ	110 件 (9.5%)
④ 精神不安	154 件 (10.3%)	親子・兄弟関係	82 件 (7.1%)
⑤ 子どもと教師の関係	59 件 (3.9%)	友人関係	65 件 (5.6%)

資料：札幌市子ども未来局

■児童虐待認定件数の推移（札幌市統計）

- ・児童虐待認定件数は、増加傾向が続いており、平成 30 年度（2018 年度）の認定件数は、児童相談所で 1,885 件、区役所で 231 件となっています。

図19 児童虐待認定件数の推移
(件)



資料：札幌市子ども未来局

■ 「子どもに関する実態・意識調査」の結果から見えてきた課題

- 子どもの権利の認知度は上昇傾向にありますが、高校生以下の子どもがいる保護者の中でも、乳幼児の保護者の認知度は比較的低く、子どもの年齢や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。(図 11)
- 子どもの意見表明の機会が、地域や札幌市政において少ない傾向が見られ、様々な体験機会として地域の子どもの大人との関わりも求められている中、地域等での様々な子どもの主体的な参加の促進が必要です。(図 12、16、17)
- 子どもにとって、相談相手あるいは傷つけやすい人としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いが大切であるとともに、子どもが抱える困難への大人の気づき・支援のために地域のつながりが求められています。(図 7、8、13、14、15、17)
- 子どもアシストセンターの認知度が低下傾向にある一方、「権利侵害からの救済」と「一人一人の権利の尊重」が必要とされており、相談窓口の周知や的確な対応など権利救済体制の強化が必要です。(図 10、18)

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後のより一層の子どもの権利の保障のために必要となる事項を、「子どもの権利推進計画」として位置付け、施策の推進を図っていきます。

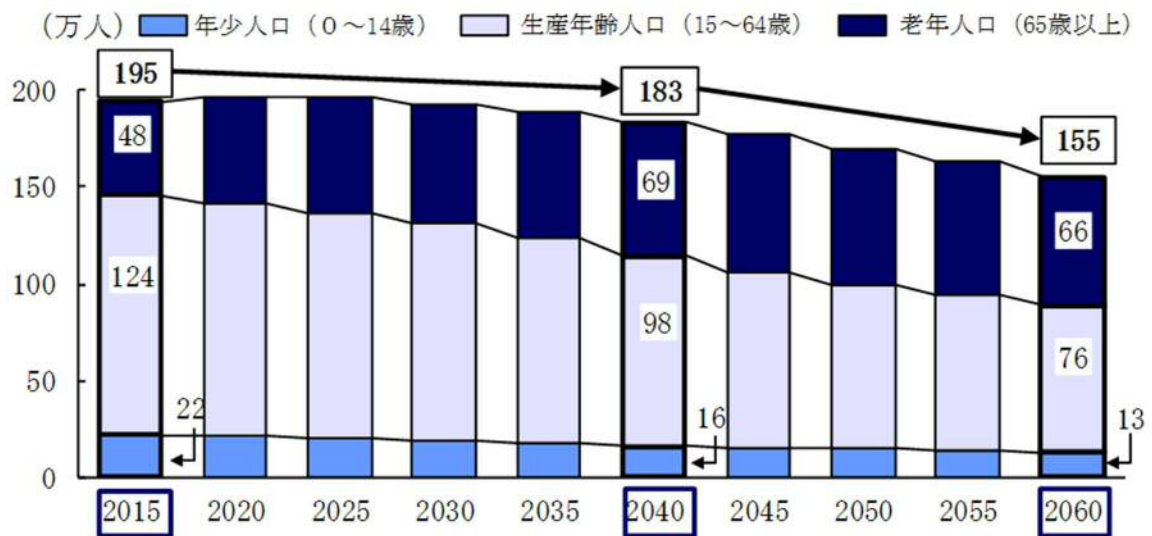
(2) 子育て家庭の現状

ア 子育て家庭を取り巻く社会状況

■札幌の人口推移

- ・札幌市の将来人口は、平成 27 年（2015 年）の 195 万人から令和 42 年（2060 年）には 155 万人となり、40 万人の減少が見込まれます。
- ・年齢別では、経済活動を主に支える生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、平成 27 年（2015 年）の 124 万人から令和 42 年（2060 年）には 76 万人となり、48 万人の減少が見込まれます。また、年少人口（0～14 歳）は、平成 27 年（2015 年）の 22 万人から令和 42 年（2060 年）には 13 万人となり、9 万人減少することが見込まれます。

図 20 札幌市人口の将来見通し（年齢 3 区分別）（各年 10 月 1 日現在）



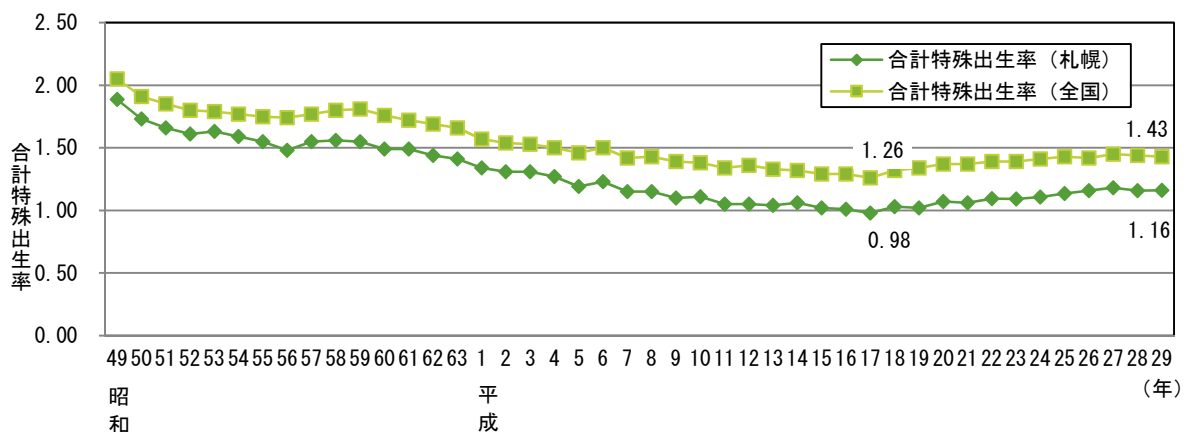
注： 2015年の総数には年齢「不詳」を含む。

<資料> 総務省「国勢調査」、札幌市

■合計特殊出生率の推移

- ・札幌市の合計特殊出生率³⁰は昭和 40 年（1965 年）の 1.93 をピークに低下傾向にあり、平成 17 年（2005 年）には昭和 40 年（1965 年）以降最低の 0.98 を記録しました。
- ・以降、ほぼ横ばいから微増傾向で推移しており、平成 29 年（2017 年）は 1.16 でした。

図21 合計特殊出生率の推移



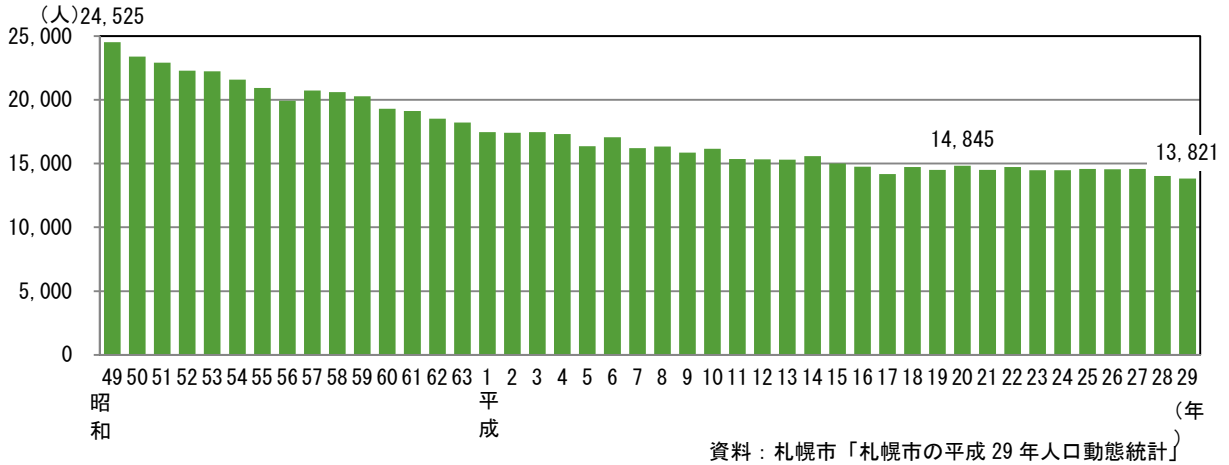
資料：札幌市衛生年報、人口動態統計

³⁰ 【合計特殊出生率】 その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

■出生数

- ・札幌市における出生数は、昭和49年（1974年）（第二次ベビーブーム期）の24,525人をピークにほぼ減少を続け、平成29年（2017年）には13,821人になりました。10年前の平成20年（2008年）の14,845人と比較すると、約1,000人減少しています。

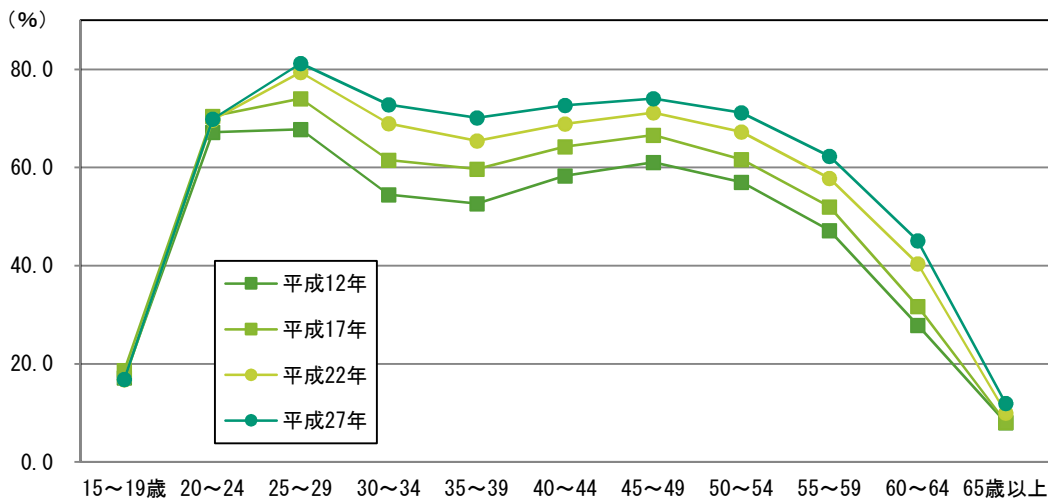
図22 出生数の推移



■女性の労働力率

- ・女性の労働力率（15歳以上の人口に対する労働力人口の割合）は、年齢別に見ると20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30歳台で落ち込み、その後、45～49歳で次のピークを迎える「M字曲線」を表しています。これは、出産期に退職し、子育てが一段落した後に再就職するという傾向があるためです。
- ・一方、札幌市においてもこの「M字曲線」が見られますが、近年、ほぼすべての年齢区分において働く女性の割合が増えている傾向にあることがわかります。

図23 札幌市の女性の年齢別労働力率

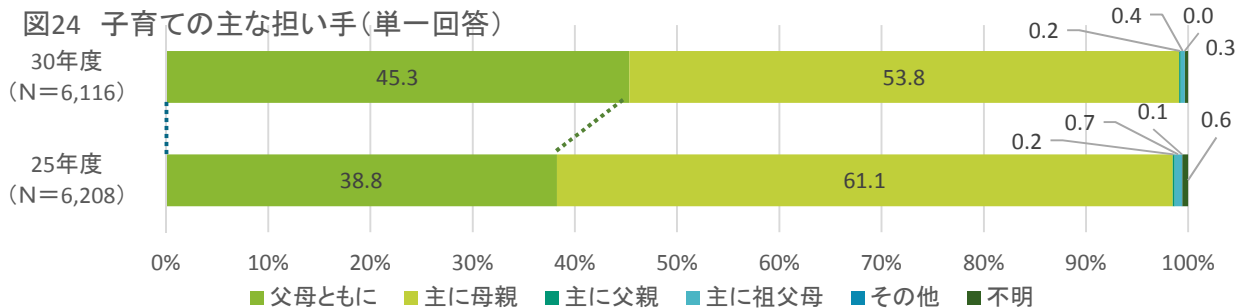


資料：国勢調査

イ 子育て家庭の現状（就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査を中心に）

■子育ての主な担い手

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、子育ての担い手が「父母ともに」と回答する割合が増えており、父親の子育てに対する意識も変化してきています。



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■保護者の就労状況

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、平成25年度（2013年度）に比べ、母親がフルタイム、パート・アルバイトなどで就労している割合は大幅に増加しています。（平成25年度：41.7%、平成30年度：56.9%）
- ・一方、父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が92.7%となっており、休業中も含めたフルタイム就労の割合は、母親に比べて父親が著しく高くなっています。（父親：93.0%、母親：34.5%）

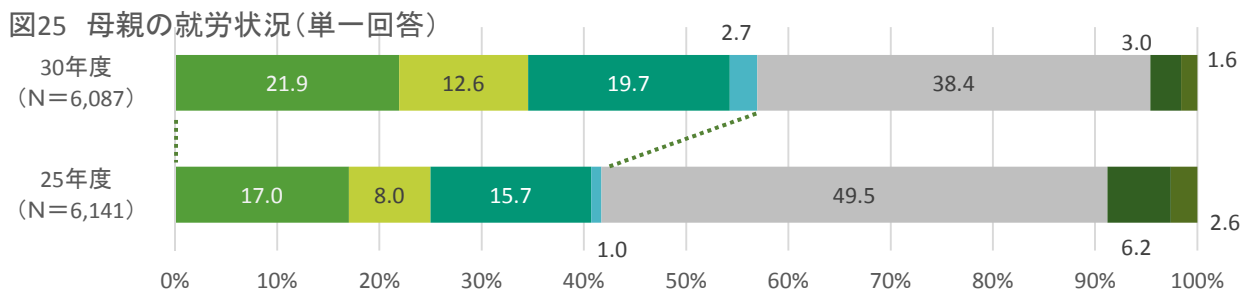
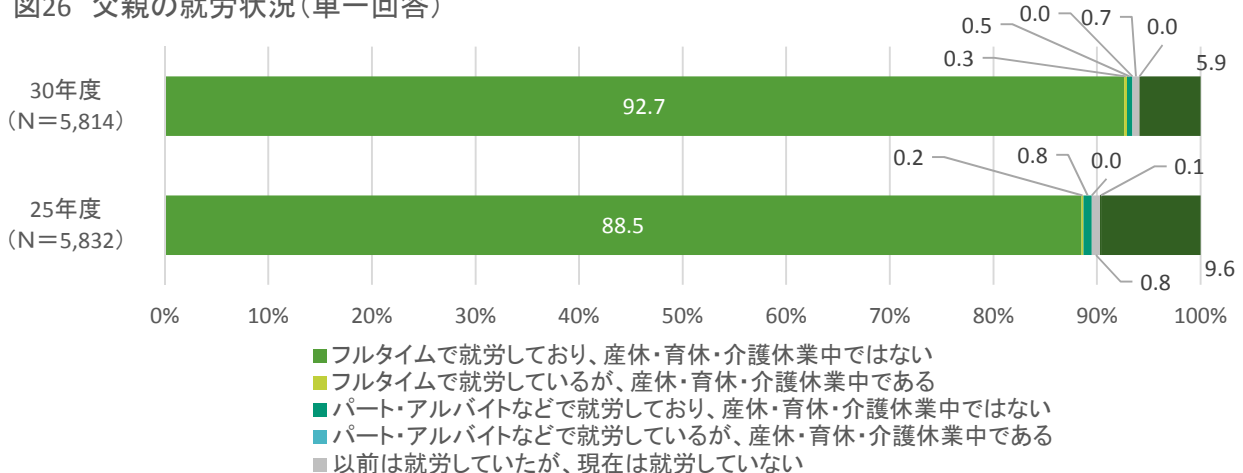


図26 父親の就労状況（単一回答）

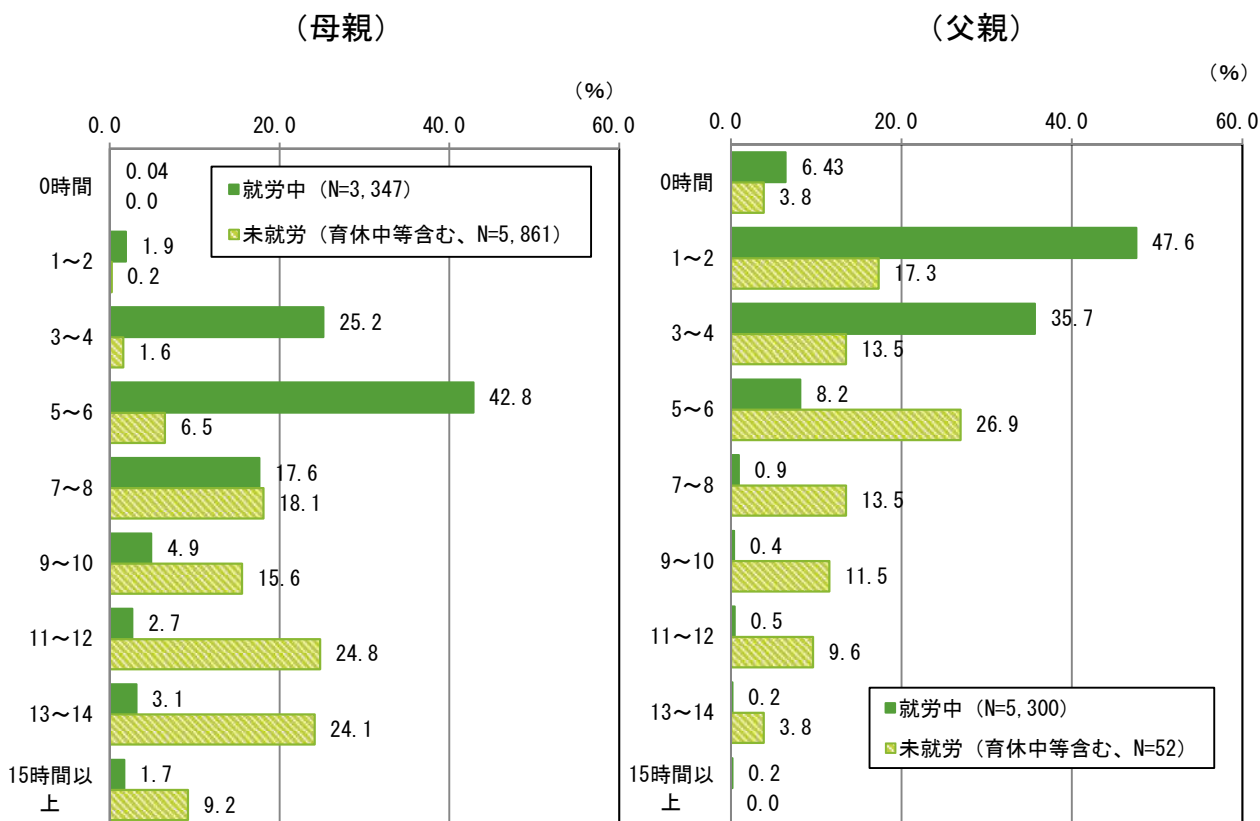


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■親が子どもと過ごす時間

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、就労中の親が平日に子どもと過ごす時間については、母親が「5～6時間」が42.8%と最も多いのに対して、父親は「1～2時間」が47.6%と最も多くなっています。
- ・就労・未就労問わず、父母を比較すると、母親が子どもと過ごす時間が著しく多い結果となっています。

図27 平日に子どもと過ごす時間（数値記述回答）

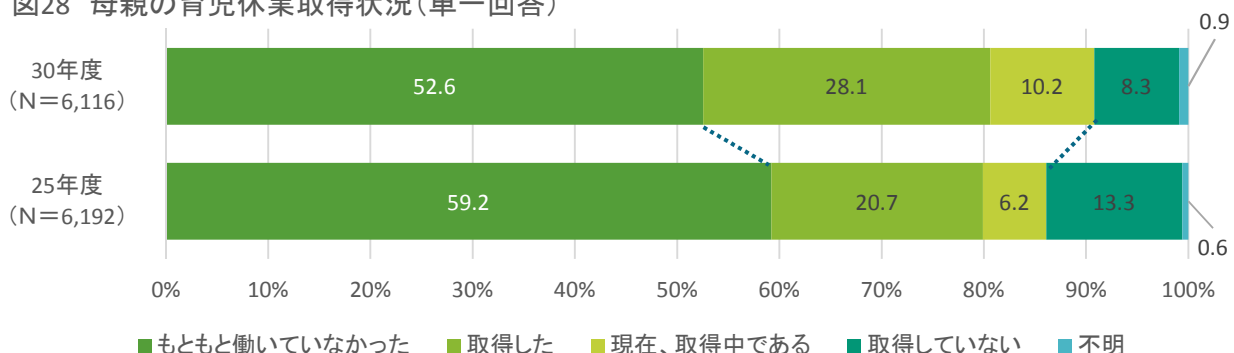


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■育児休業取得状況

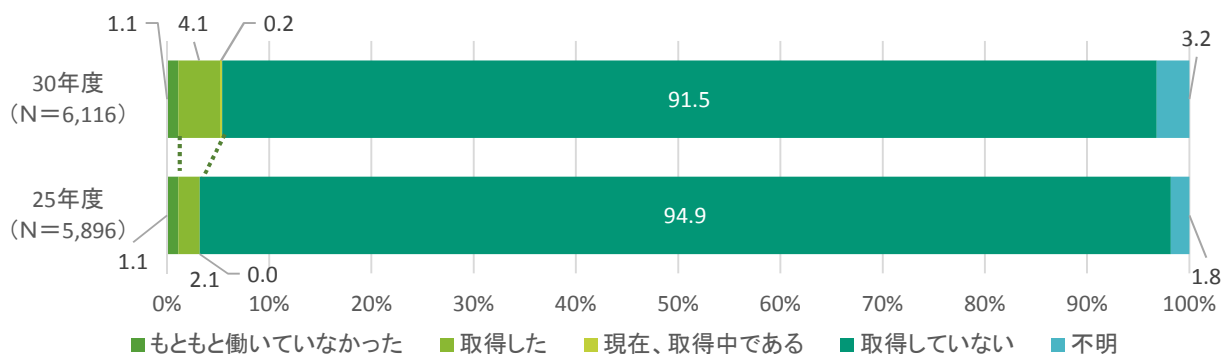
- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、母親の育児休業の取得状況については、「もともと働いていなかった」が52.6%と最も多くなっています。
- ・一方、働く母親の増加に合わせて、平成25年度（2013年度）に比べ、母親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は増加しています。（平成25年：26.9%、平成30年：38.3%）
- ・父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が91.5%で最も多く、平成25年度（2013年度）の調査結果と比較しても、父親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は微増に留まっています。（平成25年：2.1%、平成30年：4.3%）

図28 母親の育児休業取得状況(単一回答)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

図29 父親の育児休業取得状況(単一回答)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

《保護者グループヒアリング①》

Q 働いている会社は子育てしやすいか、何が子育てしやすい/しにくいにつながっているか。

- ・子育て支援制度の有無よりも「同じくらいの子どもがいる家庭が多く、大変さがわかってもらえる。」「子育て世帯の人が職場や同僚にいないので理解してもらえない。制度があるが利用しにくい雰囲気がある。」など、職場・同僚に子育てへの理解があるかどうかの意見が多く出されました。

■子育ての楽しさと大変さ

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、「子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか」については、「楽しさの方が多い」、「どちらかといえば楽しさの方が多い」と答えた人は計61.8%でした。
- ・一方、「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人は全体では計9.5%であったのに対して、「ひとり親世帯（子+母/父親）」においては計18.5%であり、全体と比較して多い状況です。
- ・「子どもをみてもらえる親族・知人の有無別」では、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯のみが「楽しさと大変さが同じくらい」と答えた人が最も多いです。

図30 子育ての楽しさと大変さについて（単一回答）（世帯類型別）

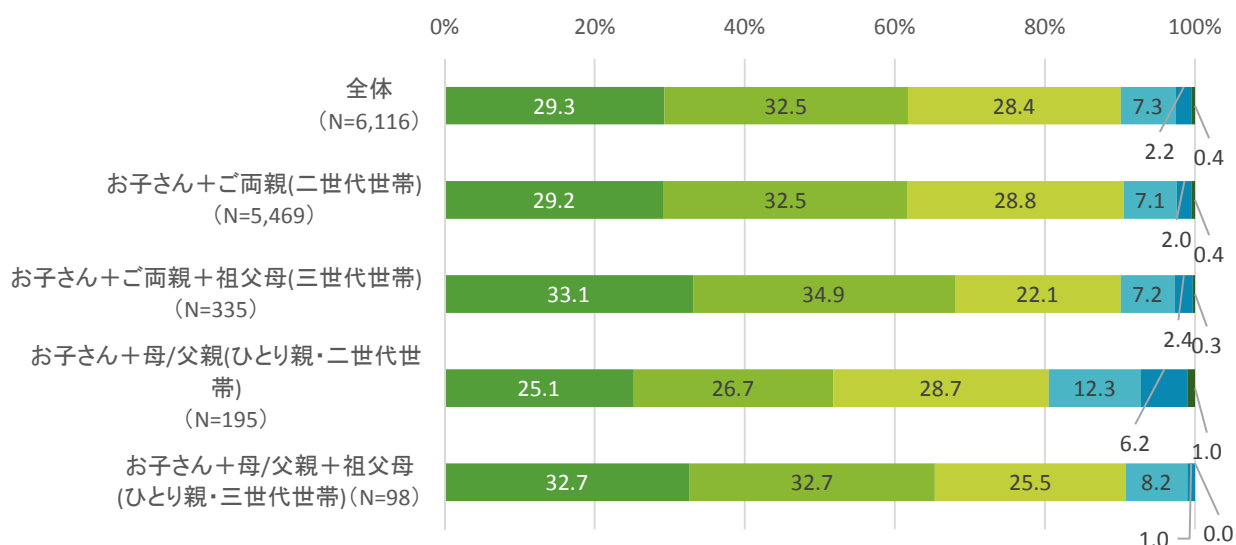
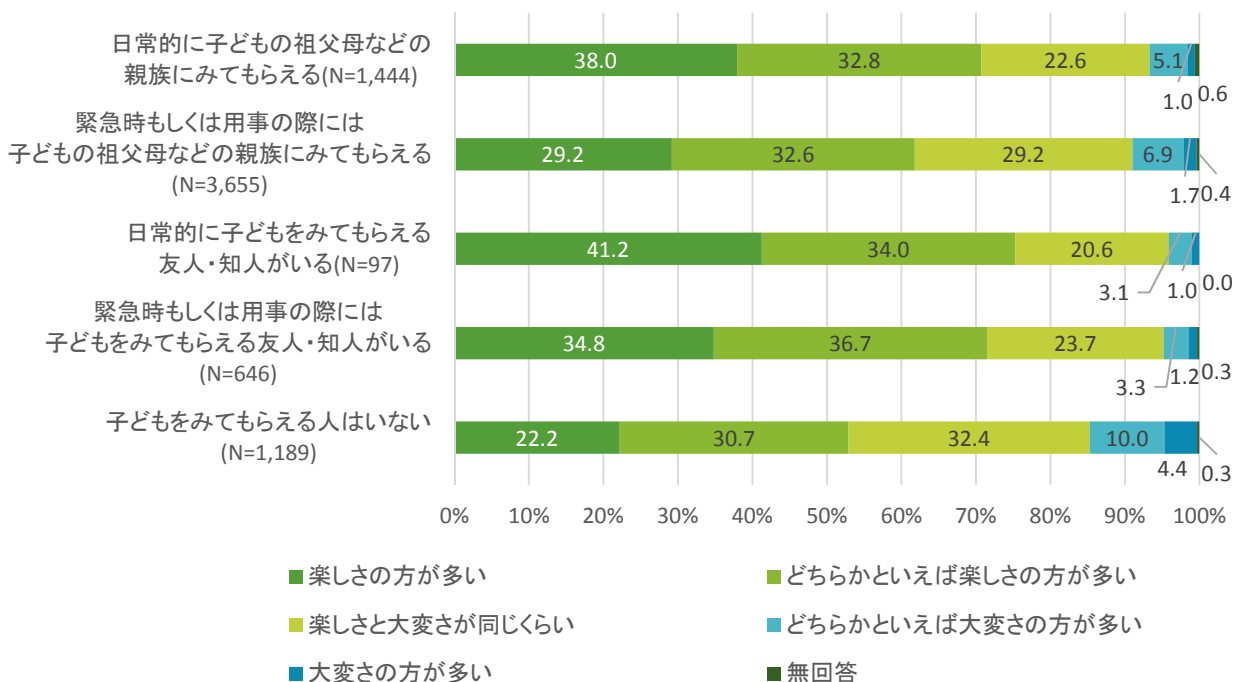


図31 子育ての楽しさと大変さについて（単一回答）
（子どもをみてもらえる親族等の有無別）

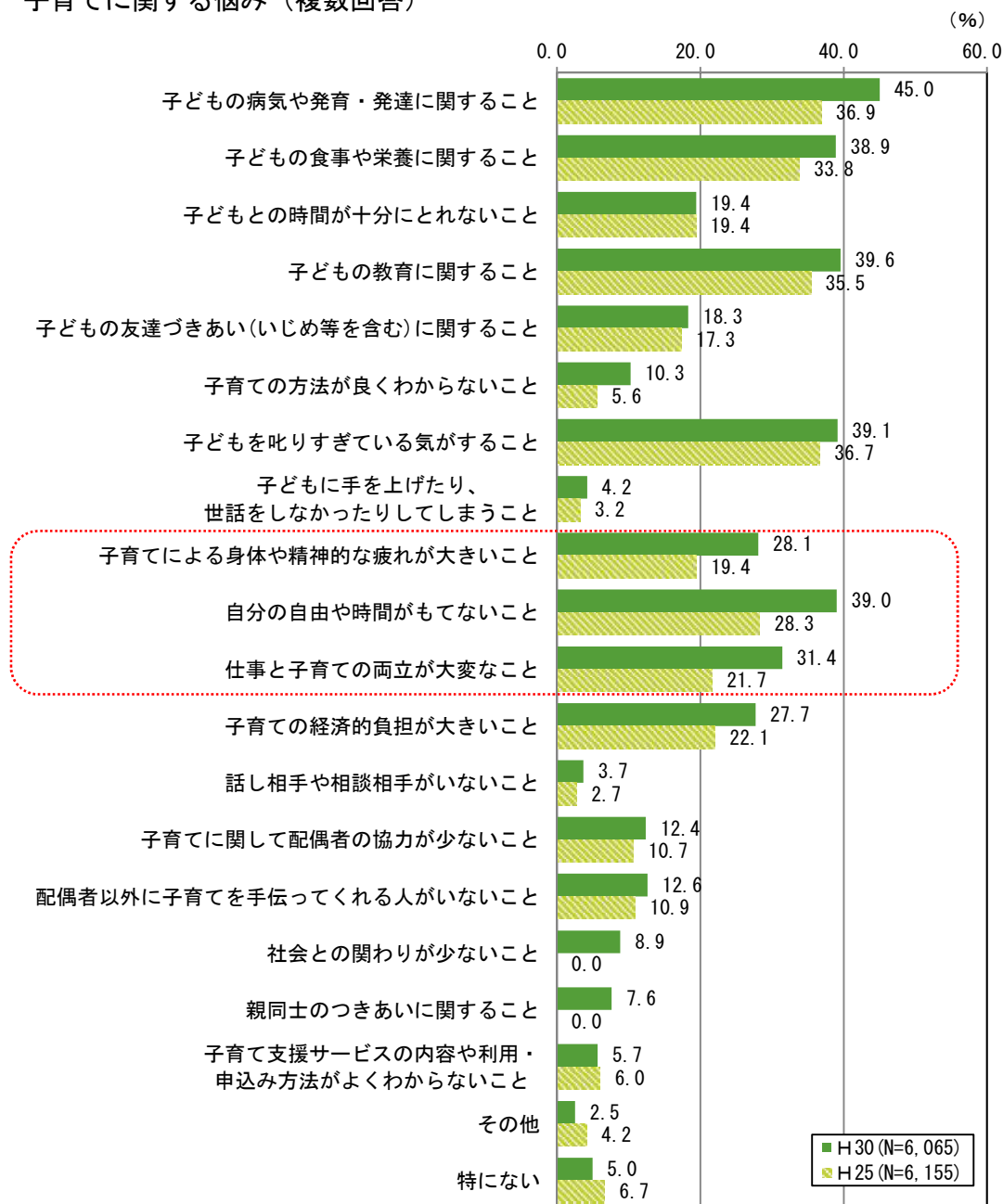


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■子育てについて感じる悩み

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、子育てをしていて感じる悩みについては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が45.0%と最も多いです。
- ・平成25年度（2013年度）の調査の結果と比較すると、上位3項目は同じでしたが、「自分の自由な時間がもてないこと」（平成25年度：28.3%⇒平成30年度：39.0%）、「仕事と子育ての両立が大変なこと」（平成25年度：21.7%⇒平成30年度31.4%）、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」（平成25年度：19.4%⇒平成30年度：28.1%）など「親自身の悩み」がそれぞれ約10ポイント増加しています。

図32 子育てに関する悩み（複数回答）



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

《保護者グループヒアリング②》

Q 子育てをされていて大変なこと、困ったことは何か。その解消策は何か。

- ・「子どもが病気になった時」、「親自身・子どもが病院に行く時」が意見として多く出されました。解消策として、特に「病児保育」、「理由を問わず利用できる一時保育」、「ベビーシッター」などが挙げられました。特に「病児保育」については、「今も病児保育を受け入れる病院はあるが、定員が少なく、結局使えたことがない。」といった意見が挙げられました。
- ・「子どもに発達障がいがあるかもしれないと感じた時に、どこに・誰に相談して良いかわからず、第一歩を踏み出すまで時間がかかった。」といった意見があり、その解決策としては、「相談場所を紹介するウェブサイト、何でも相談できるワンストップ的な相談窓口」が挙げられました。

《子育て支援者グループヒアリング①》

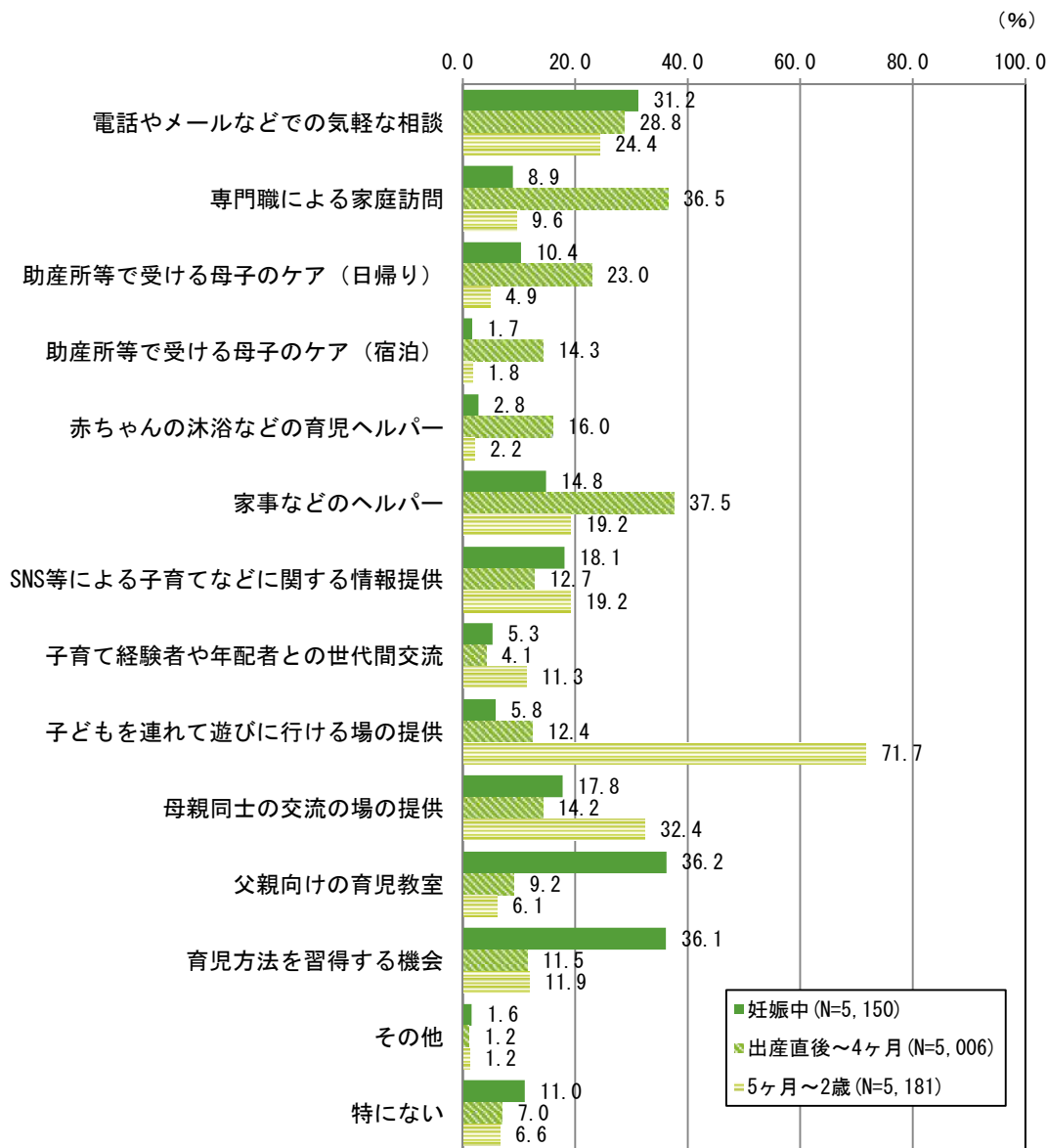
Q 子育て支援をされていて、特に問題・重要だと思う「悩み」は何か。

- ・「家庭ごとのかかわりの差。祖父母のいるホーム育児と実家から離れたアウェイ育児の格差」、「家族に寄り添って気軽に相談に乗ってくれる人がない。」といった事がらが挙げられました。
- ・解決策として、「少しでも親の相談に乗れるよう個別に対応する。」、「悩みを吐き出せる（共有できる）場所を作る。」といった相談・悩みを聞く場・人の必要性が言及されました。

■妊娠中から出産後までに特に重要なサポート

- ・平成 30 年度（2018 年度）の調査の結果、妊娠中に、特に重要だと思うサポートについては、「父親向けの育児教室」が 36.2%と最も多くの回答があり、次いで、「育児方法を習得する機会」、「電話やメールなどでの気軽な相談」が続いています。
- ・出産後から4か月までに、「特に重要だと思うサポート」については、「家事などのヘルパー」が 37.5%と最も多くの回答があり、次いで、「専門職による家庭訪問」、「電話やメールなどでの気軽な相談」が続いています。
- ・5か月から2歳までに、「特に重要だと思うサポート」については、「子どもを連れて遊びに行ける場の提供」が 71.7%と最も多くの回答があり、次いで、「母親同士の交流の場の提供」、「電話やメールなどでの気軽な相談」が続いています。

図33 妊娠中から出産後までに特に重要なサポート（複数回答）

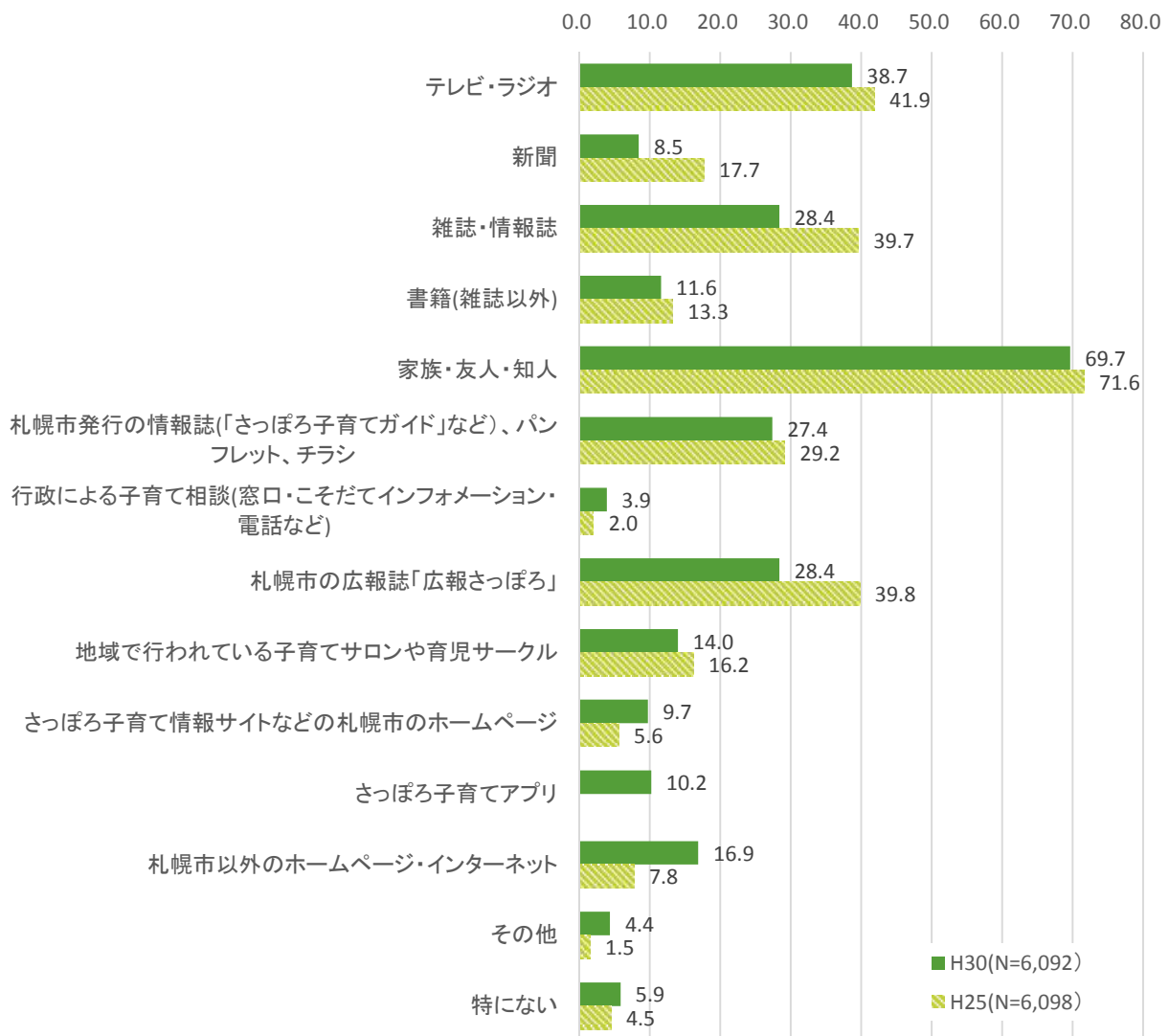


資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■子育てに関する情報の入手先

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、「子育てや子育て支援情報の入手先」については、「家族・友人・知人」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「雑誌・情報誌」、「広報さっぽろ」、「札幌市発行の情報誌（「さっぽろ子育てガイド」等）」が続いています。
- ・平成25年度（2013年度）の調査結果と比較すると、「テレビ・ラジオ」、「新聞」、「雑誌・情報誌」が減少する一方、「札幌市以外のホームページ・インターネット」（平成25年度：7.8%⇒平成30年度：16.9%）が大きく増加したほか、新たに「さっぽろ子育てアプリ³¹」が10.2%の回答があり、インターネット関係からの情報収集が増加しています。

図34 子育てや子育て支援情報の入手先(複数回答)



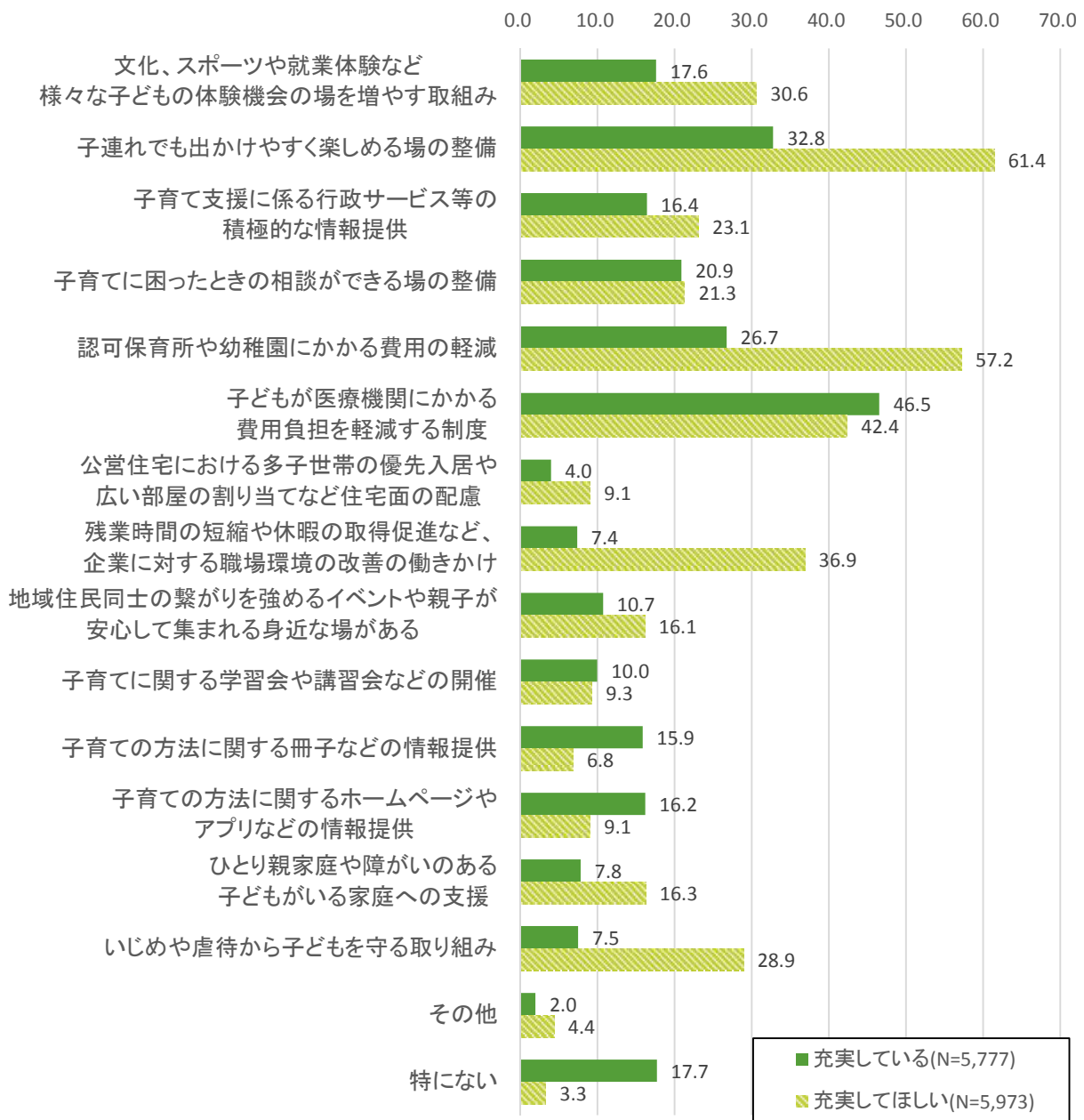
資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

³¹ 【さっぽろ子育てアプリ】子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、妊娠から主に未就学の児童に関する情報に特化したスマートフォン向けのアプリ。

■充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策

- ・平成30年度（2018年度）の調査の結果、「充実していると考える子育て支援策」は、「医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」が46.5%と最も多くの回答がありました。
- ・「今後充実してほしい子育て支援策」は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」が61.4%と最も多くの回答があり、次いで、「認可保育所や幼稚園にかかる費用の軽減」、「子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減する制度」、「企業に対する職場環境の改善の働きかけ」が続いています。

図35 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策 (複数回答) (%)



資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」

■ 「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査結果」から見えてきた課題

- 母親の就労割合が増加している中、父親の育児に対する意識が高まりつつも、実際には平日子どもと過ごせる時間が少ない現状にあるため、父親の育児参加を更に充実させていく必要があります。(図 24、25、27)
- 父親の育児休業取得のハードル、職場の子育てへの理解不足などが子育てのしにくさにつながっていることから、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけが必要です。(図 28、29、保護者グループヒアリング①)
- 子育てに頼れる人がいないと回答する人が一定程度おり、子育てに対する親自身の悩みが増加していることから、子育てに孤立感を抱えている方や、ストレスを抱えている方への支援が必要です。(図 30、31、32)
- 子育てにおいて困ったこととして、子どもが病気時の対応を挙げる意見が多く、病児保育等のサービスの更なる拡充が必要です。(保護者グループヒアリング②)
- 子連れで楽しめる遊び場を求めるニーズが高く、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子どもの遊び場の充実が必要です。(図 33、35)
- インターネットによる情報に頼る実態が増加している中、悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供の充実が必要です。(図 34)
- 保育所、医療費等の経済的支援を求める意見が多く、経済的支援について、国制度や市独自の制度を通して着実に実施していく必要があります。(図 35)
- 母親の就労割合の増加などから高まる保育ニーズを見据えた着実な取組が必要です。(図 25)

本計画では、これらのニーズ調査から見えてきた課題を踏まえ、今後の子ども・子育て支援施策への反映に生かすために必要となる基本目標や施策を位置付けていきます。

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

前計画では、平成21年（2009年）4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」をもとに、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」としています。

この権利条例の前文の冒頭には、「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」と記載しています。また、同じく同条例前文には、「大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。」とも記載しています。

権利条例の施行から10年が経過するなか、子どもの権利の尊重のもとで、いじめや虐待などで悩み苦しむ子どもを支えることはもとより、子どもを社会の一員として尊重し、札幌の将来を担う自立した社会性のある大人への成長を支援するとともに、子どもの育ちや子育ての環境をより一層充実させていく必要があります。

そこで、子どもに関わる全ての市民が、かけがえのない存在である子ども、更には子育てに不安を抱え、悩みながら子育てをしている家庭に思いを馳せ、社会全体でこれらを支えていくことを明らかにするため、本計画の基本理念は、前計画を引き継ぐこととします。

**子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち**

2 基本的な視点

基本理念に基づき、本計画における子ども・子育て支援の「基本的な視点」についても、前計画を引き継ぎますが、「視点4」については、地域連携と庁内連携という新たな考え方を盛り込んでいます。

《視点1 子どもの視点》

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

《視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点》

障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

《視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点》

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

《視点4 地域連携と庁内連携により社会全体で支える視点》

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な取組により、支援が総合的につながる連携した取組を進めます。

◆Point◆ 視点4「地域連携と庁内連携により社会全体で支える視点」について

本計画では、「視点4」に、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるに当たって、多様な地域資源を活用するとともに、庁内連携を促進するという要素を新たに加えています。

子育ての悩み、子どもの貧困³²など様々な困りごとに対し、一つの機関だけでは対応が難しいケースでも、複数の地域資源を活用することで、重層的に子どもの支援が可能となる場合があります。また、子どもの重大な権利侵害である児童虐待の問題では、地域社会からの孤立が要因となることも多いことから、子ども・子育て家庭を支える様々な地域資源を活用し、支援の網の目からこぼれてしまわないよう十分な支援体制を構築することが必要です。

そして、何より、まずは市役所の関係部局が、それぞれの課題に対して縦割りにならず「子どもを中心」として一つになり、連携して取組を進めていく必要があります。

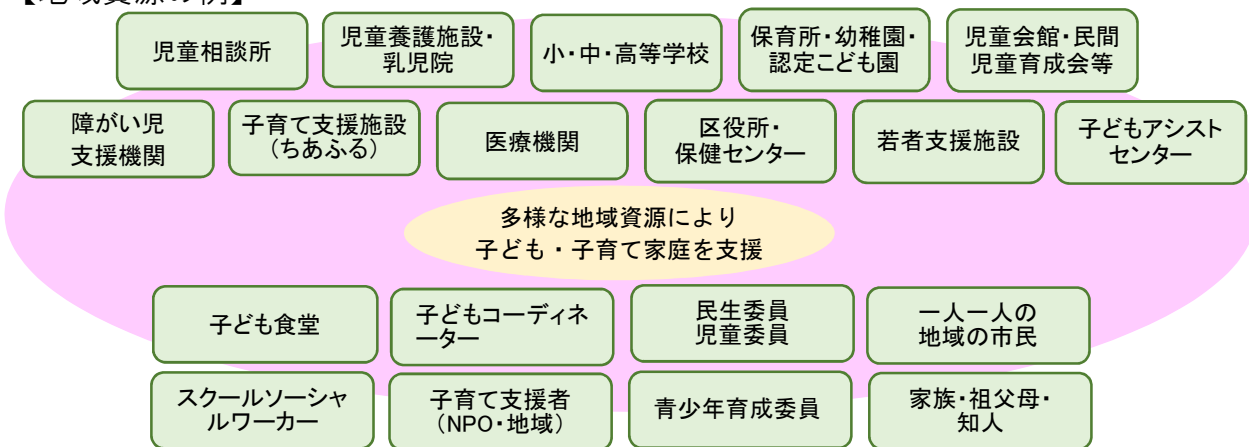
このことについては市の附属機関においても、個別の制度だけでは解決が困難である複雑な生活課題、福祉課題などについて、制度横断的に、庁内の連携や地域を基盤とした支援体制の構築が必要であるという多数の指摘があり、新たな視点として掲載したものです。

本計画では、この視点4の考え方をもとに、「第4章 具体的な施策の展開」の主な箇所に、特に児童虐待の予防の観点、子ども・子育て家庭の困りごとといった観点から、重要なポイントとなる地域資源を掲載しています（子育て支援、学校・放課後・地域、虐待等の箇所に掲載）。行政、民間団体、そして市民が、身近な地域において、これらの多様な地域資源の活用を視野に入れた子ども・子育て支援を進めていくことを狙いとしています。

【附属機関（札幌市子ども・子育て会議）の主な意見】

- ・児童虐待の予防において、妊娠期や出産期など母親との信頼関係を築く機会が重要である。そのキーワードは、「地域」「人」であり、官民が連携し支援する体制づくりが急務である。
- ・プランに掲げる個別の取組だけではなく、子どもコーディネーター、スクールソーシャルワーカー³³、区役所など、地域（中学校区等）ごとで有機的な連携体制を構築することが必要である。
- ・頼れる人がいない方、ワンストップで子育ての悩みに対応して欲しいというニーズが多い。母子保健、保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、各区役所の保健センター（子育て世代包括支援センター）の機能の充実が必要である。
- ・様々な地域資源の活用により連携するというだけでなく、市役所の庁内の連携を具体的にどのように進めるのかということが重要。

【地域資源の例】



³² 【子どもの貧困】札幌市子どもの貧困対策計画では、「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習習慣など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」としている。

³³ 【スクールソーシャルワーカー】教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

◆Point◆ 本計画を推進するうえでの「地域」の圏域について

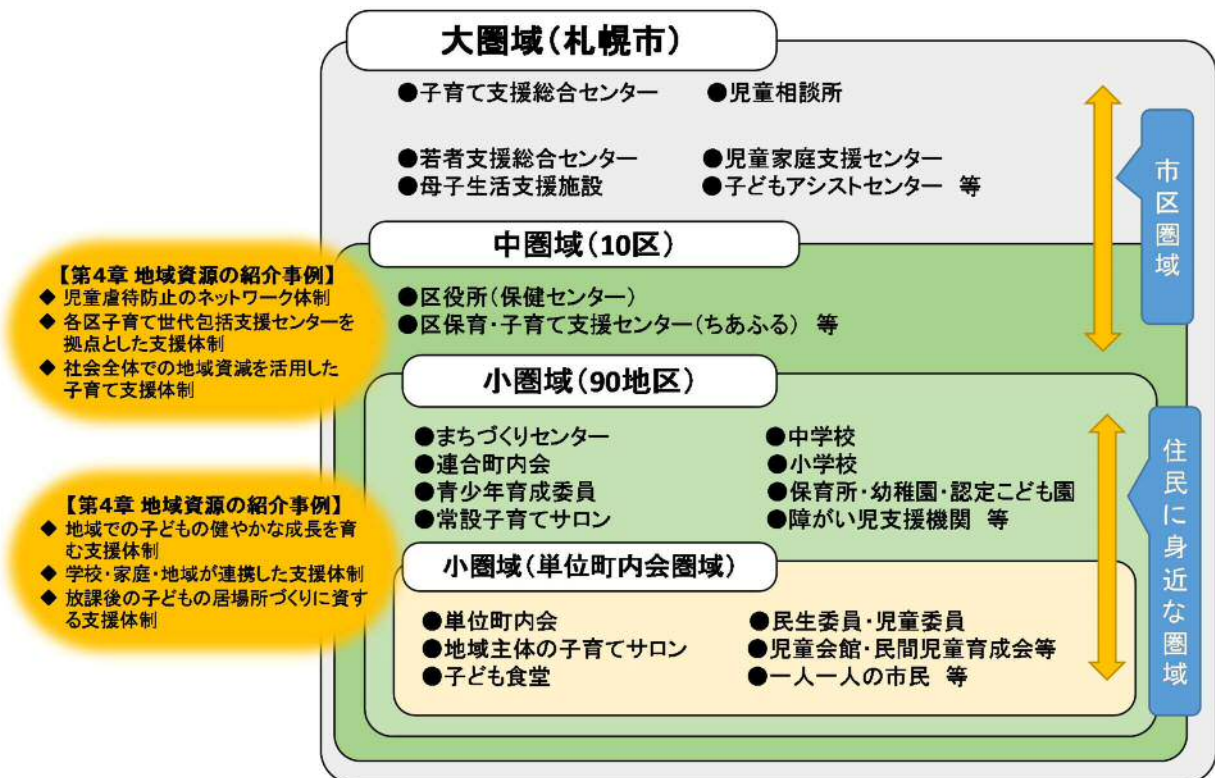
視点4に基づき、様々な地域資源の活用を視野に入れた子ども・子育て支援を行っていくうえでは、想定する「地域」の圏域をどのような範囲なのかの位置付けが必要です。

このことについては、平成30年3月に策定された「札幌市地域福祉社会計画2018」において、地域の圏域イメージを小圏域（単位町内会圏域、90地区）、中圏域（10区）、大圏域（札幌市）に分けて設定しています。

子ども・子育て支援の分野においても、徒歩圏域で顔の見える関係性での支援が求められる場面では単位町内会等の小圏域を、また、事案に応じて相互の地域資源の活用が必要となるときは、連合町内会等の小圏域をそれぞれ意識したうえで、支援を行う必要があります。加えて、市としての具体的な支援方針が必要な場合などは、より多様な地域資源の活用を念頭に、区役所など中・大圏域における支援を包括的に行う必要性が考えられます。

以上のことから、本計画でも、札幌市地域福祉社会計画の考え方を踏まえ、地域の圏域イメージを下記のイメージ図のとおり整理したうえで、「第4章 具体的な施策の展開」において、それぞれの圏域での支援を考えるかを想定することにより、活用できる地域資源の範囲をわかりやすく例示しています。

【札幌市の圏域イメージ】



※区分けは本計画での便宜上の整理であり、必ずしも圏域の範囲や地域資源が上記圏域イメージのとおり限定されるわけではありません。

3 子どもが考える未来のさっぽろ

子ども・子育てに関する施策を進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えることが必要です。本計画の策定に当たっても、子どもにやさしいまちはどんなまちか、これからの札幌がどうあるべきか、子どもたち自身に考えてもらいました。今後、計画に基づき施策を実施する中でも、子どもや大人みんなで協力して、子どもにやさしい札幌のまちづくりを進めていきたいと考えています。

※子どもたちの話し合いの様子については参考資料をご覧ください。

子どもが考える子どもにやさしいまち

《個性を伸ばせる・チャレンジできるまち》

子ども一人一人が個性を伸ばすことができ、自分を好きになることが大切。

自分を好きになることが自信につながり、新しいことにチャレンジできるようになる。

学校や放課後、地域の色々な活動が子どもの成長につながっている。何かができるようになったとき、周囲に認められたときに成長を実感できるので、がんばったことを発表できる機会があったらいい。



《子どもの意見が尊重されるまち》

まちづくりなど子どもに関わることについては、子どもの意見を聞いてほしい。

そのためには、大人が子どもの意見に耳を傾け、周りもやさしい雰囲気だと、

子どもは安心して意見を言える。子どもも自分の意見をちゃんと言うことが大切。



《大人と子どもが交流できるまち》

色々な人と関わることで、子どもは成長できる。

子どもが乳幼児の親子や高齢者と触れ合ったり、大学生に勉強を教えてもらったり、色々な交流ができる居場所が必要。大人と関わることで、家庭や学校以外でも人との接し方や社会性を身につけられる。地域の大人との交流は、子どもの毎日の安心にもつながる。

《安心して相談できるまち》

身近に、秘密が守られ安心して相談できる場所があるといい。

相談すると気持ちが軽くなる。子どもも自分の考えを言葉にしたり、

友達同士で相談に乗って助け合うことが大切。



さらに、子どもも大人も誰もが笑顔で暮らせるように…

《子育てにもやさしいまち》

子育ては、子どもの成長を感じて楽しいと思うけど、子どもが泣きやまなかったり大変な中で、子どもを大事にちゃんと見ていてすごいと思う。子育てしている大人にも元気でいてほしい、大人にやさしく笑顔で接してもらおうと子どもは安心する。子育ての支援とともに、赤ちゃんが泣いていても迷惑そうにしないなど周囲の理解とサポートが大切。

《困ったときは助け合えるまち》

身近にいる外国籍や障がいのある子どもの中には、勉強や人との関わりに困難を抱えている子どもがいる。普段から特別扱いをするわけではなく、普通に接して、必要なときは声をかけたり手助けをしている。お互いに理解し、助け合い、認めることが必要。

4 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の総括、更には、ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て家庭が置かれた現状と課題を考慮のうえ、基本理念の「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を実現するため、次の4つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実》

札幌市の全ての子どもに関わる施策・事業の指針となる子どもの権利保障の推進を目指し、第3次子どもの権利推進計画の位置付けも含めています。本計画期間では、特に乳幼児期の子どもを持つ保護者等への広報・普及、権利侵害からの救済についての取組の拡充を目指します。

《基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実》

安心して出産・子育てができるよう、仕事と子育ての両立支援の拡充や、保育所等の施設整備・質の確保、市民ニーズの高い経済的支援や子育て支援の更なる充実を目指します。特に、待機児童対策の推進のほか、父親の育児参加支援、乳幼児期からの切れ目のない相談支援の充実を図ります。

《基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実》

次代を担う子どもや若者の成長を支える観点から、幼児・学校教育の推進、放課後の子どもたちの健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の拡充を目指します。加えて、ひきこもりなどの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実を図ります。

《基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実》

全ての子どもたちが安心して過ごせる環境の充実に向け、児童虐待への迅速かつ適切な対応や社会的養育の更なる充実を図るほか、障がい児、医療的ケアを要する子どもの支援の拡充を目指します。加えて、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画に基づく取組を着実に実施するとともに、共生社会の実現に向け、少数の立場に置かれる子どもが受け入れられる、寛容性ある社会の構築を目指します。

5 成果指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、計画全体及び基本目標ごとに成果指標（アウトカム）を定めます。併せて、基本目標の達成に向け、実際に、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標（アウトプット）を複数設定します。

(1) 計画全体の指標

計画全体の成果指標は、過去からの子ども・子育て支援施策の進捗状況との整合性を図る必要があることから、前計画と同様の2つの指標項目を設定します。また、目標値としては、多くの子ども・子育て家庭に本計画の趣旨を受け入れていただくための理想値を設定のうえ、進捗状況を把握していきます。

指標項目	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合	50.9% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)

(2) 基本目標ごとの指標

ここでは、4つの基本目標ごとに、進捗状況を管理・分析するために必要となる複数の成果指標を設定しています。

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実	【新規】子どもの権利についての 認知度	大人：61.0% 子ども：61.4% (平成30年度)	大人：75.0% 子ども：75.0% (令和6年度)
	子どもの権利が大切にされて いると思う人の割合	大人：49.2% 子ども：63.8% (平成30年度)	大人：65.0% 子ども：70.0% (令和6年度)
	いじめなどの不安や悩みを身近な 人などに相談する子どもの割合	小学生：93.5% 中学生：88.1% 高校生：87.9% (平成30年度)	小学生：96.0% 中学生：90.0% 高校生：90.0% (令和5年度)
基本目標2 安心して子どもを 生み育てられる環 境の充実	仕事と生活の調和がとれていると 思う人の割合	47.1% (平成30年度)	70.0% (令和6年度)
	希望に応じた保育サービスが利用 できた保護者の割合	67.3% (平成30年度)	80.0% (令和6年度)
	【新規】世帯における子育ての主 な担い手は「父母ともに」と答える 保護者の割合(※1)	47.6% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標3 子どもと若者の成 長と自立を支える 環境の充実	難しいことでも、失敗を恐れな い で挑戦している子どもの割合	小5：77.3% 中2：71.4% 高2：66.2% (平成30年度)	小5：78.0% 中2：72.0% 高2：67.0% (令和5年度)
	【新規】近所や地域とのつながり がある子どもの割合	47.8% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】社会の一員として役割を 持っていると感じる若者(※2)の 割合	49.8% (平成28年度)	60.0% (令和6年度)
基本目標4 配慮を要する子ど もと家庭を支える 環境の充実	障がいのある子どもにとって地域 で暮らしやすいまちであると思 う 保護者の割合(※3)	20.0% (平成30年度)	60.0% (令和6年度)
	【新規】子育てに楽しさよりも大 変さの方が多いと感じるひとり親 (二世帯世帯)の割合	18.5% (平成30年度)	15.0% (令和6年度)

(※1) ここでは、父親の育児参加の促進を表す成果指標であり、世帯構成は、「子+両親」、「子+両親+祖父母」の世帯のアンケート結果を示している。

(※2) 現状値は20～39歳のアンケート調査の回答結果を掲載している。

(※3) 平成30年度のアンケート調査結果は、母数が少ないため、当指標の現状値及び目標値は、参考値として掲載している。

(3) 主要な活動指標

ここでは、4つの基本目標ごとに、進捗状況を管理・分析するために必要となる複数の活動指標を設定しています。

基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実	出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数（累計）	— （平成30年度）	300件 （令和4年度）
	地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265件 （平成30年度）	280件 （令和4年度）
	子どもアシストセンター「LINE」相談件数	38件 （平成30年度）	1,000件 （令和4年度）
	オレンジリボン地域協力員登録人数（累計）	16,346人 （平成30年度）	19,200人 （令和4年度）
基本目標2 安心して子どもを 生み育てられる環境の 充実	認可保育施設等の利用定員数	31,147人 （平成30年度）	38,050人 （令和4年度）
	病後児デイサービス事業実施施設数（累計）	6施設 （平成30年度）	8施設 （令和4年度）
	保育士人材確保支援により就労に至った保育士の数（累計）	500人 （平成30年度）	1,200人 （令和4年度）
	ひろば型子育てサロンでの年間相談件数	2,247件 （平成30年度）	3,000件 （令和6年度）
	父親のための子育て講座の参加組数（累計）	— （平成30年度）	300組 （令和4年度）
	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数（累計）	328社 （平成30年度）	800社 （令和6年度）
	母子保健訪問指導員による初妊婦訪問事業実施率	42.2% （平成30年度）	65% （令和4年度）
	札幌市奨学金の年間採用人数	1,306人 （平成30年度）	1,500人 （令和4年度）

（次頁に続く）

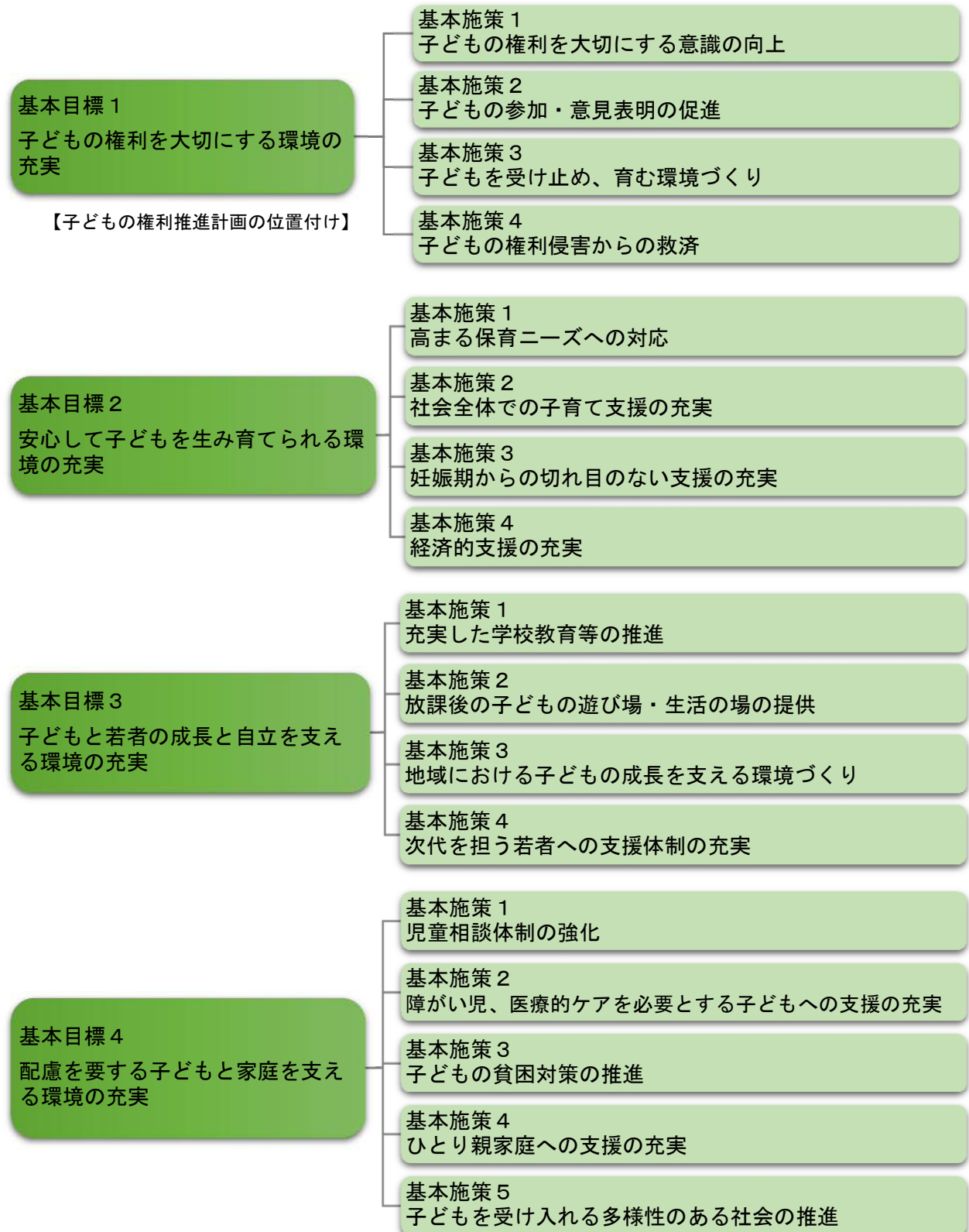
基本目標	指標項目	現状値	目標値
基本目標3 子どもと若者の成長 と自立を支える環境 の充実	体育・保健体育の時間以外に子どもの体力・運動能力の向上を図る取組を行う小中学校の割合	79% (平成30年度)	100% (令和4年度)
	新型児童会館整備数(累計)	6館 (平成30年度)	16館 (令和4年度)
	新たに居場所づくりに取り組んだ、又は、機能や機会を増やした「子ども食堂」等の団体数(累計)	— (平成30年度)	40団体 (令和4年度)
	ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数	1,473人 (平成30年度)	1,900人 (令和4年度)
	フリースクールなど民間施設事業への補助団体数	9団体 (平成30年度)	10団体 (令和4年度)
基本目標4 配慮を要する子ども と家庭を支える環境 の充実	児童家庭支援センター設置数(累計)	4か所 (平成30年度)	6か所 (令和4年度)
	学びのサポーター活用校が学びのサポーター活用事業を「大変有効」と感じている割合	86.6% (平成30年度)	100% (令和4年度)
	医療的ケア児の受入れ体制を整備した公立保育所数(累計)	— (平成30年度)	5施設 (令和4年度)
	子どもコーディネーターの巡回対象地区	6区30地区 (平成30年度)	10区87地区 (令和6年度)
	ひとり親家庭向け相談窓口における相談受付件数(年間延べ件数)	13,343件 (平成30年度)	14,200件 (令和6年度)

(※)多くの活動指標について、目標値の到達年度として、本計画の最終年度である令和6年度(2024年度)より前の令和4年度(2022年度)をに設定しています。これは、市のまちづくりに関する中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(計画期間:令和元年度~令和4年度)」との整合性を図り、令和4年度(2022年度)まで確実に計画化されたものを活動指標として位置付けていることによります。

第4章 具体的な施策の展開

1 計画体系

4つの基本目標に基づき、本計画の取組を進めるうえで必要となる計画体系を定め、この基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。



2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

<現状と課題>

札幌市では権利条例に基づき、子ども一人一人が安心して健やかに成長していく「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、子どもの権利の普及・啓発や、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済の取組を進めています。

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切に、保障を進めることを宣言しています。

<4つの権利> ※権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

- ・安心して生きる権利 …愛情を持って生まれ、いじめや虐待から守られること
- ・自分らしく生きる権利 …個性を尊重され、自由に思いや考えを表現すること
- ・豊かに育つ権利 …学び、遊び、休息し、様々な経験をして豊かに育つこと
- ・参加する権利 …自分に関わることに参加し、意見を表明すること

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が「安心して生きる権利」や「参加する権利」を理解して、お互いの権利を尊重し実践することはもとより、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人もまた、子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し行動することが欠かせません。

その子どもたちの安心感や自分らしさなど子どもの権利に関わる状況について、子どもたち自身の受け止めを示す全体的な指標として設定している「子どもの自己肯定感」は、「自分のことが好き」など子どもの主観的な自己評価に基づくものですが、子ども自身の中で様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切です。

また、大人の子どもへの関わり方として、子どもの主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢が多く見受けられる一方、多くの大人は、子どもに対して、不安や悩みを抱えこみやすく、周囲との関わりが希薄化した「見えにくい子ども」というイメージもっています。家庭や学校、地域等における子どもと大人の様々な関わりを、子どもの健やかな成長のために必要な学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、あらためて考えていくことが重要です。

子どもの権利保障の現状について、実態・意識調査では、子どもが「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人

の人間として尊重されること」の3つが「大切にされていない権利」として多く挙げられており、いじめ、虐待、差別などの「人権侵害からの救済」と「お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上」の両面を一体的に進めていくことが求められているといえます。

その上で誰もが、障がいや国籍、性別をはじめ、個々の多様性を認識した上でお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために、適切な配慮や支援を行っていくという、子どもの権利にとどまらない基本的な人権理解の視点をもって、取組を進めることが重要と考えます。

また、この計画の検討にあたり、子どもたちに考えてもらった「子どもにやさしいまち」は、「個性を伸ばせる・チャレンジできるまち」「子どもの意見が尊重されるまち」「大人と子どもが交流できるまち」「安心して相談できるまち」としてまとめられました。これらの意見は、子どもが様々なことに参加し、安心して自分らしく、豊かに育つ権利として、権利条例が掲げる4つの権利とも深く関わるものであり、子どもの参加の促進や権利侵害からの救済など子どもの権利に関する様々な取組も、子ども一人一人の実感につながるように進めていくことが重要です。(p. 44 参照。)

権利条例の施行から10年を経過し、今後のより一層の子どもの権利保障のためには、上記の観点や現状を踏まえ、それぞれの取組を着実に進めていく必要があります。

子どもの権利推進のイメージ

<前提>

子ども・大人双方の理解・推進

子ども

- ・子ども自身の権利の理解
- ・お互いの尊重・支え合い
- ・安心、参加、成長

子どもの権利保障の推進
(自己肯定感の向上など)

大人

(家庭、子ども施設
地域、市役所等)

- ・子どもの視点
- ・子どもの主体性の尊重
- ・見守り・必要な支援

<推進の観点>

権利が大切にされること／何かあれば救済されること
の両面を一体的に推進

<施策>

子どもの安心から主体的な参加まで
成長を支える取組を展開

○子ども一人一人の権利の尊重

…普及・啓発

子ども：一人一人の権利の理解・尊重
大人：子どもの権利の理解、子どもの主体性の尊重

○子どもの参加

…参加・意見表明の促進

子ども：多様な体験、参加・意見表明
大人：参加機会の創出、子どもの考えや意見の尊重

○子どもの安心

…受け止め育む環境づくり

子ども：子ども同士の相互理解・支え合い
大人：見守り・声かけ、居場所、相談・支援

○子どもの権利侵害からの救済

…権利侵害からの救済

子ども：SOS、子ども相互の理解・尊重
大人：相談対応、いじめ・虐待対応等の救済活動

(各施策についての現状と課題)

○子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の認知度は上昇傾向にあり、特に学齢期の子どもや保護者の認知度が比較的高い一方、乳幼児の保護者の認知度は低く、対象者の年齢や状況に応じた取組の工夫が求められています。毎年、新たに保護者になる方々も多くいる中で、子ども自身の理解向上とともに、着実な普及・啓発の取組を継続していくことが必要です。

○子どもの参加・意見表明の促進

子どもの様々な体験機会として、自然・文化・スポーツ体験以外に、地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、子どもの意見表明の機会が、特に地域や札幌市政に関して少ない傾向が見られ、子どもの主体的な参加を促進していく必要があります。

○子どもを受け止め育む環境づくり（子どもの安心）

友達関係で不安や悩みを抱えやすい子どもが多く見られる一方、相談相手としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いは、子どもの権利保障に深く関わっています。

また、家庭や学校以外においても、子どもの安心や様々な参加・経験、さらには子どもが抱える困難への大人の気づき・支援の場として、地域のつながりが求められています。

○子どもの権利侵害からの救済

子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォン等の普及を受けた相談方法の見直しや効果的な広報の検討とともに、引き続き権利救済活動の充実を進めることが必要です。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、いじめ防止等と併せて、重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、早期発見・対応に向けた体制強化とともに、広く人権尊重の意識の向上を図ることが重要です。

基本施策1 子どもの権利を大切にする意識の向上

＜施策の方向性＞

子ども一人一人の権利が尊重される子どもにやさしいまちを実現するためには、子ども自身が子どもの権利について理解し実践するとともに、家庭や学校、地域など様々な場で子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を尊重し、子どものために考え行動することが必要です。

その普及のためには、子どもの年齢や子どもとの関わりに応じた広報等を、様々な働きかけを交え、地域や学校などとも連携しながら重層的・継続的に進めていくことが求められます。

そのため、学齢期の子どもや保護者に対しては、学校の教育活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、広く市民の協力を得ながら、地域、子どもに関わる団体・施設等とも連携して広報活動を進めます。

特に、乳幼児の保護者に対しては、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所等との連携も図りながら、子育てのヒントや気づきにつながる効果的な啓発活動を進めていきます。

さらに、直接的な広報や啓発活動にとどまらず、子どもの参加や権利侵害からの救済活動など子どもの権利に関わる様々な取組の機会を、子どもの権利の大切さをあらためて考える実践的な理解の場としながら、普及・啓発を図っていきます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及に向け、「さっぽろ子どもの権利の日³⁴(11月20日)」事業のほか、広く市民や子どもに関わる施設職員、地域で子どもに関わる大人などを対象に、様々な工夫や働きかけを交えた効果的な広報等を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子) 子ども育成部
市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標1-施策2、基本目標1-施策3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部
他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子) 子ども育成部

■子どもの権利の理解促進(保護者)

乳幼児の保護者の子どもの権利への理解向上のため、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所との連携も図りながら普及・啓発を強化するとともに、学校の教育活動を通じて、学齢期の子どもへの保護者への普及・啓発を進めます。

³⁴ 【さっぽろ子どもの権利の日】権利条例では、子どもの権利について市民の関心を高めるため、11月20日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々を始めとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロン ³⁵ など様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	子) 子ども育成部
学齢期の子どもへの保護者への普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの保護者への普及啓発を進めます。	子) 子ども育成部

■子どもの権利の理解促進（子ども）

子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向けの広報紙の発行や出前講座等を実施するほか、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、広く人権尊重の意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子) 子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施	子ども同士の意見交換や人形劇を交えた講座など、子どもの参加や子どもにわかりやすい工夫を取り入れた子ども向けの出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子ども向け男女共同参画意識啓発事業 (基本目標4-施策5にも掲載)	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市) 男女共同参画室

■子どもの権利を生かした学校教育の推進

授業をはじめとした学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学ぶとともに、子ども同士が支え合う活動に取り組むほか、人権に関わる学習活動の実践研究等を通して、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小・中学生向けパンフレットの活用	子どもの権利の理解と実践のため、子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子ども自身の学びを推進します。	子) 子ども育成部

³⁵ 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。地域子育て支援拠点（常設の子育てサロン）では、子育てに関する相談や援助、情報提供などを実施している。

民族・人権教育の推進 (基本目標 1-施策 4、基本目標 3-施策 1、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	民族や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本目標 1-施策 2 にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (基本目標 4-施策 5 にも掲載)	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	保) 障がい保健福祉部

基本施策 2 子どもの参加・意見表明の促進

<施策の方向性>

子どもたちが大人とともにまちづくりに参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にやさしいまちとなります。家庭や子ども関連施設、地域、市政をはじめ、子どもに関わることについては、子どもが考えや意見を表明する機会がつけられ、適切な配慮をもって尊重されることが大切です。

こうした子どもの参加の促進のため、市政やまちづくりに関して、子ども同士の意見交換や発表の機会も交えながら、子どもが意見を提案する取組を展開するほか、学校の教育活動や子どもに関わる施設でも子どもの主体的な参加の取組を進めます。

さらに、子どもの参加が広く身近な取組となるよう、地域の子どもの参加する行事など様々な機会を捉えて、子どもによる提案や企画・運営の取組を働きかけるとともに、保護者をはじめ、子どもに関わる大人に対して子どもの参加の大切さを呼びかけ、理解の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもが様々なことに意欲をもって主体的に参加し、多様な経験や人との関わりを通して自立性や社会性を身につけていくことも大切です。

自然や芸術・文化、スポーツ体験だけでなく、周囲の大人と子どもの関わりもまた、子どもの学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられ、家庭や学校のみならず、地域とのつながりなど多様な人との関わりを促進します。

<主な事業・取組>

■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明する子どもの参加・意見表明の機会を様々なかたちで促進するとともに、子ども自身による情報発信を含む広報により、子どもの参加意識の向上や子どもの参加の取組の普及を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子) 子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	子) 子ども育成部
子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	子) 子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づくきっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市) 市民自治推進室
SDGs をテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などの次世代を担う若者を中心に、SDGs の視点を踏まえた持続可能な都市のあり方について考え、学び、体験するワークショップを開催し、先導的役割を担う人材を育てます。	環) 環境都市推進部
市政やまちづくりへの子どもの意見表明・参加の促進	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	子) 子ども育成部

■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

子どもが関わる施設等での子どもの主体的な参加の取組として、児童会館やミニ児童会館の子ども運営委員会や学校の児童会・生徒会の活動を進めるとともに、取組事例の広報等を通して広く子どもの参加を促進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充（わたしたちの児童会館づくり事業）	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子) 子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本目標1-施策1にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート ³⁶ ）に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部

■地域における子どもの参加の促進

地域の子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、広く情報共有と活用の働きかけを行うことにより、子どもの参加のほか地域の大人と子どもの様々な関わりを促進するとともに、地域のまちづくり活動や子ども会など少年団体の活動を支援し、子どもの様々な体験活動の機会をつくり出します。

事業・取組名	事業内容	担当部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標1-施策1、基本目標1-施策3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部

³⁶ 【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めますため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市) 市民自治推進室
少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子) 子ども育成部
子どもの体験活動の場支援事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク ³⁷ 等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等において開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子) 子ども育成部

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

＜施策の方向性＞

子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、年齢とともに変化する生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。子どもの安心には、自分が大切にされているという受容感や困ったら相談できるという信頼感などとともに、周囲の大人や子どもとの関係性、居場所、相談先、必要な支援の提供など様々な要素が関係しています。

特に、子どもの生活の中で、友達の存在は大きいことから、相互理解やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを進めます。

そのほか、子どもの安心や成長につながる場として、家庭や学校以外に、児童会館や地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの見守りや困難を抱える子どもへの気づき・支援の機会ともなるよう、町内会や青少年育成委員³⁸会、民生委員児童委員³⁹協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します。

また、具体的な子ども・子育てに関わる不安や悩みへの対応として、妊娠期から学齢期、若者期を通じて子ども自身や保護者からの様々な相談に応じるとともに、いじめや不登校などの解決に向けた支援、子どもの貧困対策など、子ども・子育ての安心のために必要な取組を進めていきます。

³⁷ 【プレーパーク】子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、既存の公園などにおいて、「規制を極力排除した子どもの遊び場」を地域住民等が開催・運営する取組み。

³⁸ 【青少年育成委員】地域において子どもたちの健全な育成に関する実践活動を推進するために、市内90地区に組織された青少年育成委員会において、スポーツ・文化事業や子どもにとって有害な環境を排除するための事業などを実施する者。区長の内申により、市長が選任する。

³⁹ 【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

<主な事業・取組>

■子どもの安心と学びのための環境づくり

子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めるため、学校における教育相談体制の充実、いじめや不登校などの解決に向けた支援のほか、多様な学びを支える環境の充実、若者の社会的自立の支援など子どもの年齢や状況に応じた様々な取組を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利救済に関する普及啓発（子どもアシストセンター）	各種広報や出前講座を通して相談窓口の周知を行うとともに、子どもの権利の大切さや権利侵害から子どもを救うための取組などについて啓発を行います。	子) 子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本目標1-施策4にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教) 学校教育部
スクールカウンセラー ⁴⁰ 活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるよう、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	教) 学校教育部
教育支援センター ⁴¹ ・相談指導教室における支援の充実 (基本目標3-施策4にも掲載)	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	教) 学校教育部
相談支援パートナー ⁴² 事業 (基本目標3-施策4にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応の取組を推進します。	教) 学校教育部
いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教) 学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 (基本目標3-施策4にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール ⁴³ など民間施設に対する支援を実施します。	子) 子ども育成部
札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保) 総務部

⁴⁰ 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

⁴¹ 【教育支援センター】不登校の小・中学生を対象に、学校以外の場において、学校への復帰及び将来的な社会的自立に向けた支援をするため設置されたもの。札幌市では、教育支援センター宮の沢、教育支援センター白石を設置。

⁴² 【相談支援パートナー】不登校やその心配のある子どもに対し、教職員と協力しながら、登校に向けた支援や別室での学習支援などを行うボランティア。

⁴³ 【フリースクール】不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(仮称) 学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	教) 学校教育部
若者の社会的自立促進事業 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者支援施設の設置・運営 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
中学校卒業生等進路支援事業 (基本目標 3-施策 4 にも掲載)	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部

■子どもが安心して暮らせる地域づくり

地域の子どもの居場所づくりや青少年健全育成の取組を進めるとともに、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながら、地域で子どもを見守るなかで、困難を抱える子どもに気づき支援につないでいく環境づくりを進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標 3-施策 3、基本目標 4-施策 3 にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂 ⁴⁴ 」など子どもの居場所づくりの活動を支援します。	子) 子ども育成部
児童会館の地域交流の推進 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、コーディネーター ⁴⁵ 設置による複合化後の施設間の調整強化により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標 1-施策 1、基本目標 1-施策 2 にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部

⁴⁴ 【子ども食堂】 地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。学習支援や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

⁴⁵ 【コーディネーター】 物事の調整・まとめ役。

少年育成指導員による指導・相談 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになったときなどに避難場所として駆け込み、助けを求める「子ども 110 番の家 ⁴⁶ 」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市) 地域振興部

■安心して子育てできる環境づくり（困難への気づき・相談支援）

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、特に乳幼児の保護者など、妊娠期から子どもの年齢や生活の状況に応じた相談・支援体制を強化し、子どもの貧困対策の観点も踏まえ、困難を抱えた子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どものくらし支援コーディネーター事業 (基本目標 4-施策 3 にも掲載)	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者との連携体制を構築します。	子) 子ども育成部
スクールソーシャルワーカー活用事業 (基本目標 3-施策 1 にも掲載)	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境（家庭、学校等）に働きかけたり、関係機関と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教) 学校教育部
妊婦支援相談事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所
産後ケア事業 (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調または育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	保) 保健所
乳幼児健康診査 (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	4 か月児、10 か月児(再来)、1 歳 6 か月児、3 歳児、5 歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保) 保健所

⁴⁶ 【子ども 110 番の家】子どもが登下校時などに、「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」等の被害を受けて身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に 110 番通報したり、学校、家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全を守っていくボランティア活動。

各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標 2-施策 2、基本目標 2-施策 3、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置のうえ、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所
--	---	--------

基本施策 4 子どもの権利侵害からの救済

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が大切にされることと権利が侵害されたときに救済されることは、子どもの権利保障のために表裏一体の関係にあるといえます。お互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速な救済が図られなければなりません。

具体的な救済のために、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォンの普及等を受けた相談方法の見直しを含め、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、子ども一人一人に寄り添った救済活動を行います。

児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、虐待の防止や早期発見・早期対応に向けて新たな児童相談体制強化プランを取りまとめ、計画的に体制を強化します。

また、権利侵害の防止に向け、学校や地域、関係機関との連携のもと、子ども・子育ての状況に応じた相談・支援を通して子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減するとともに、障がいや国籍、性別をはじめとする個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利侵害からの救済に向け、子どものための相談窓口として子どもアシストセンターの広報の強化や相談方法の見直しを進め、学校等における教育相談などと併せて、子どもに寄り添った救済活動を迅速かつ適切に行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。	子) 子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声を汲み取ることができるよう、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	子) 子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教) 学校教育部

■児童虐待への対応

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応のため、子ども安心ホットライン⁴⁷の運営や関係機関との連携の強化など児童相談体制の強化に取り組めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子ども家庭総合支援拠点の設置 (基本目標 2-施策 2、基本目標 4-施策 1にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子) 児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業 (基本目標 4-施策 1にも掲載)	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センター ⁴⁸ の連携により相談体制を強化します。	子) 児童相談所
児童相談体制強化事業 (基本目標 4-施策 1にも掲載)	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組めます。	子) 児童相談所
(仮称) 第二児童相談所整備事業 (基本目標 4-施策 1にも掲載)	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	子) 児童相談所

■権利侵害を起こさない環境づくり

権利侵害を起こさない環境づくりのため、オレンジリボン地域協力員⁴⁹登録の推進など児童虐待防止の取組のほか、子どもに対する心理的虐待につながるドメスティック・バイオレンス(DV)や体罰の防止の取組を進めるとともに、障がいや国籍、性別をはじめとする個々の多様性への理解の促進やお互いの人権を尊重する意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 (基本目標 4-施策 5にも掲載)	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進 (基本目標 1-施策 1、基本目標 3-施策 1、基本目標 4-施策 5にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部

⁴⁷ 【子ども安心ホットライン】 児童相談所内に専門の相談員が常駐し、児童虐待通告を始め児童の養育相談にも応じる 24 時間 365 日対応の電話相談のこと。

⁴⁸ 【児童家庭支援センター】 児童福祉法第 4 4 条の 2 に基づいて設置される、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設。地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法により設置された福祉施設。

⁴⁹ 【オレンジリボン地域協力員】 児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

多文化共生推進事業 (基本目標 2-施策 2、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
児童虐待防止対策支援事業 (基本目標 3-施策 3、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
DV 対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	市) 男女共同参画室
デート DV ⁵⁰ 防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデート DV 防止講座を行います。	市) 男女共同参画室

■子育てに不安を抱える保護者等への支援

妊娠・出産時の不安軽減をはじめ、子ども・子育ての状況に応じた各種相談・支援を実施し、虐待予防の観点も踏まえ、子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保) 保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 (基本目標 2-施策 3 にも掲載)	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所

⁵⁰ 【デートDV】DV (domestic violence) は配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を意味し、高校生や大学生などの若い世代の交際において発生する同様の暴力をデートDVと呼ぶ。デートDVには配偶者間等のDVと同じように、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力がある。

基本目標 2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

<現状と課題>

全国的に女性の就業率が増加しており、札幌市においても、就労する母親の増加などにより高まる保育ニーズに対応するため、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までに、保育定員を 5,000 人以上拡大するなど、待機児童の解消に努めてきました。引き続き保育定員の拡大を進めていく一方、保育を担う人材の確保も同時に進めなければなりません。また、保育の量を拡大していく中で、今後とも保育の質を担保し、安心して子どもを預けられる環境を整えていく必要があります。

就労する母親が増加し、共働き世帯が増えていく中で、今後ますます父親が子育てに関わることが重要です。平成 30 年度（2018 年度）に実施した子育て世帯へのニーズ調査の結果、平成 25 年度（2013 年度）の調査結果と比べて、子育ての主な担い手として「父母ともに」と回答する世帯が増加しており（p. 31）、子育ての担い手としての父親の意識は高まっていますが、その一方で、平日に子どもと過ごす時間では母親に比べて圧倒的に少ないなど（p. 32）、父親の育児への関わりは十分に進んでいるとは言えません。今よりも、父親の子育ての関わりを促進するためにも、育児しやすい職場環境の整備に向けて、会社への働きかけや、父親の意識をより高めるための取組が必要です。

また、子育ての悩みについては、平成 25 年度（2013 年度）の調査結果と比べて、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」、「仕事と子育ての両立が大変なこと」など親自身の悩みが増加しています（p. 35）。平成 30 年度（2018 年度）に実施した子育て世帯と子育て支援者を対象としたグループヒアリングにおいても、理由を問わず利用できる一時保育や、病児保育の拡充を求める声が多く挙げられており、保護者の多様な預かりニーズを受け止める体制の整備が求められています。

妊娠・出産期については、各区保健センターにおいて、母子健康手帳の交付や初妊婦訪問等の機会を通じ、支援が必要な妊産婦を早期に把握し、支援することが重要です。また、ニーズ調査の結果、ワンストップで子育ての悩みに対応して欲しいというニーズが高く、母子保健や保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的に相談・支援を提供するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の機能を強化させていく必要があります。

加えて、ニーズ調査の結果、悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供（p. 38）のほか、経済的支援を求める声や、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子連れで楽しめる場の充実が保護者のニーズとして明らかになっています。

これらを踏まえ、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、就労の有無や状況にかかわらず高まっている子育ての負担や不安に対して、社会全体としてどのように受け止め、軽減していくかが課題となっています。

基本施策 1 高まる保育ニーズへの対応

<施策の方向性>

未就学児童のいる世帯を対象としたニーズ調査の結果によると、今後も、保育ニーズは増加することが想定されることから、第5章に掲げる「教育・保育施設の需給計画」に基づき、保育施設等の整備により保育定員の拡大を着実に図るほか、幼稚園等における一時預かりや延長保育、病児・病後児の預かりサービスの充実など、多様な保育ニーズに対応した取組を進めていきます。

併せて、保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、幼児教育・保育の現場に勤務する職員が、誇りを持ち、安心して就業継続できる職場環境の整備にも取り組んでいきます。

<主な事業・取組>

■保育施設等の整備による定員の拡大

待機児童対策として、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業⁵¹の整備や認可外保育施設からの認可保育所等への移行を促進するなど、保育定員の更なる拡大を図り、増加する保育ニーズに対応するための供給量（第5章参照）を確保します。

事業・取組名	事業内容	担当部
私立保育所整備費等補助事業	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	子) 子育て支援部
認定こども園整備費補助事業	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保します。	子) 子育て支援部
地域型保育改修等補助事業	地域型保育事業の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	子) 子育て支援部
認可外保育施設の認可化移行支援事業	認可外保育施設からの認可保育所等への移行を促進するため、認可基準に適合するための改修費等の補助を行います。	子) 子育て支援部

■多様な保育サービスの提供

子育て家庭の多様な働き方を支援するため、休日保育、延長保育等を継続して実施するほか、幼稚園における一時預かりを実施する施設等を拡充します。併せて、病後児を一時的に預かる病院等の併設施設を増設するなど、親の緊急時に対応できるサービスの提供を図ります。

⁵¹ 【地域型保育事業】児童福祉法に基づく認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をいう。

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要にこたえるため、延長保育を実施しない場合でも1時間早い開所時間（午前7時～午後6時）とし、さらに夕刻の1時間または2時間の延長保育の実施箇所数を増やします。	子) 子育て支援部
休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施します。	子) 子育て支援部
夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施します。	子) 子育て支援部
幼稚園等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業の実施施設を増やします。	子) 子育て支援部
市立幼稚園預かり保育事業 (基本目標3-施策1にも掲載)	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	教) 学校教育部
病後児デイサービス事業	病後回復期にあつて集団保育が困難な小学6年生までの児童を、一時的に保育する病院等に付設した施設数を増やすことで、子どもを産み育てやすい環境促進を図ります。	子) 子育て支援部
子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業	子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援します。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」、親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施しています。	子) 子育て支援部

■保育人材⁵²の確保及び教育・保育の質の向上

乳幼児期における子どもに関わる職員が安心して教育・保育に携わることができるよう、保育士の就業継続と離職防止に向けた支援など、保育人材の確保を進めるほか、研修機会や指導監査等を通して教育・保育の質の向上に取り組みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
保育士等支援事業	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング ⁵³ 等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	子) 子育て支援部

⁵² 【保育人材】保育士をはじめ、調理員、栄養士等、保育業務に係る人材。

⁵³ 【マッチング】組み合わせること。

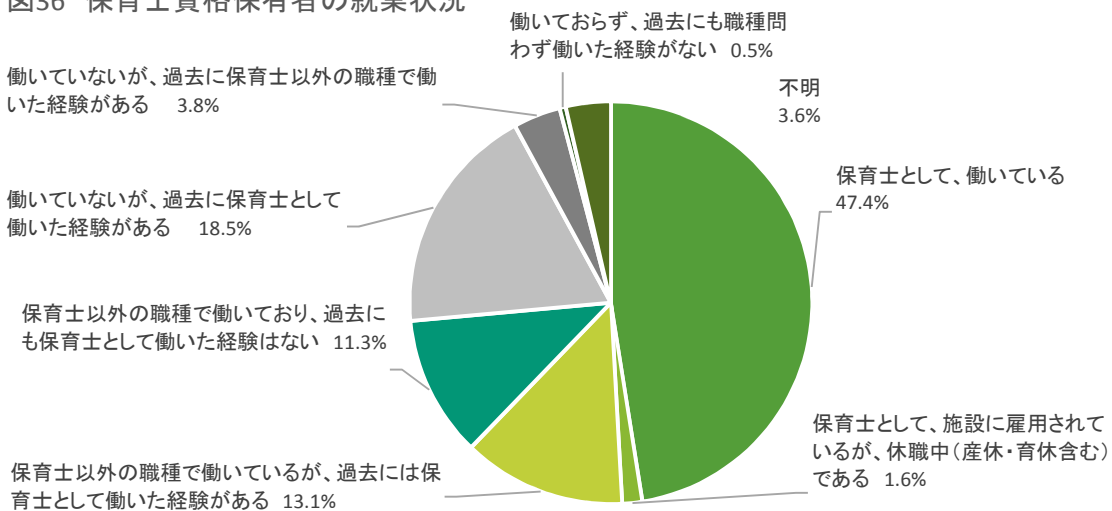
保育人材確保緊急対策事業	就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし、次世代の育成といった観点で効果的かつ継続的に保育人材の確保支援を行います。	子) 子育て支援部
認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。また、届出制の対象外施設である事業所内保育施設等に対しても児童福祉の観点から同様に立入調査（巡回指導）を実施します。	子) 子育て支援部
教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行います。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	子) 子育て支援部
私立保育所等補助事業	教育・保育サービスの充実を図るため、私立保育所等に対して、保育所等に規定されている基準保育士数のほかに、保育士等を雇用する場合や研修、食物アレルギー児対応に係る様々な補助を行います。	子) 子育て支援部
家庭的保育者等研修事業	小規模保育事業所や家庭的保育事業所への従事を希望する者に対し、家庭的保育に必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。	子) 子育て支援部
市立幼稚園等における実践研究の推進 (基本目標 3-施策 1 にも掲載)	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進 (基本目標 3-施策 1, 基本目標 4-施策 2 にも掲載)	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

◆Point◆ 保育士の就業実態はどのようになっているでしょう？

近年、保育士の人材確保が難しくなっている傾向があります。平成30年度（2018年度）に実施した札幌市保育士実態調査では、回答者のうち、現在保育士として働いていると回答した割合は49.0%であり、保育士資格保有者の多くが保育士としては働いていないという結果でした（図36参照）。また、保育士資格者の退職理由としては、「結婚」（37.9%）が最も多く、次いで「サービス残業や持帰りが多い」（34.7%）、「給与等が安い」（26.4%）という回答が続いています。（図37参照）。

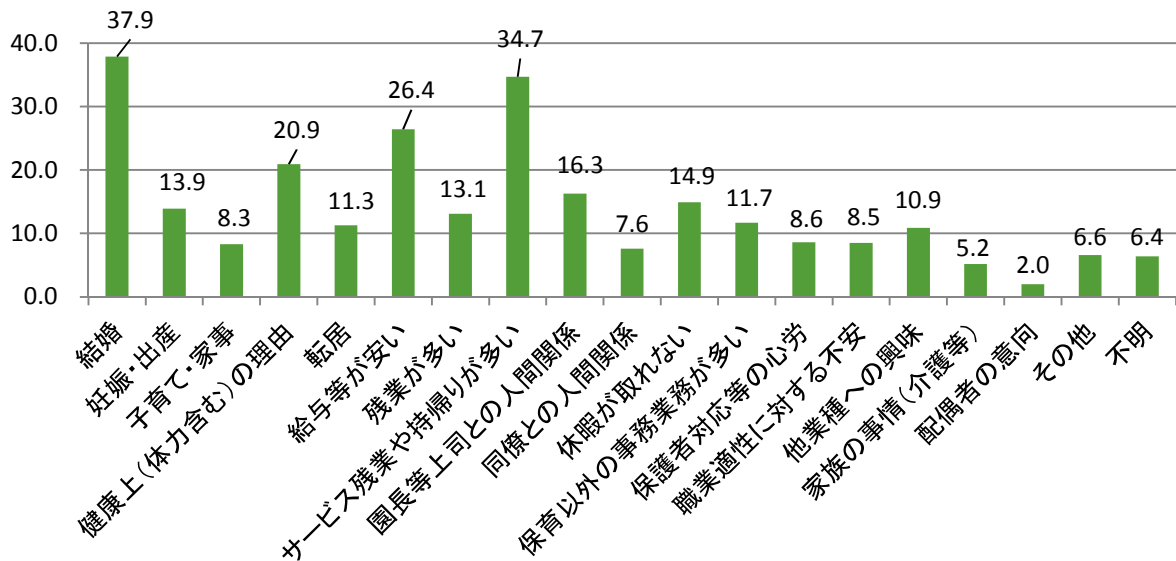
今後も、保育定員の拡大を進めるに当たり、保育士の確保が課題となっていますが、保育士資格を保有しているにも関わらず、現在保育士として働いていないいわゆる潜在保育士の方の再就労、そして、保育士として働いている方の就労継続に対する支援が必要とされています。

図36 保育士資格保有者の就業状況



資料：札幌保育士実態調査（平成30年度）

図37 保育士資格者の退職理由



資料：札幌保育士実態調査（平成30年度）

基本施策2 社会全体での子育て支援の充実

＜施策の方向性＞

ニーズ調査の結果、子育てへの負担や不安を抱えている方や頼れる人がいないという方が一定数いるという現状にあって、子育てにおける心理的負担を軽減させる取組が必要です。

そのために、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である「子育てサロン」の取組を継続し、子育ての不安や悩みを相談できる場所としての機能強化を進めていくほか、子育て支援情報の効果的な発信、安心して暮らせる環境の充実に努めていきます。

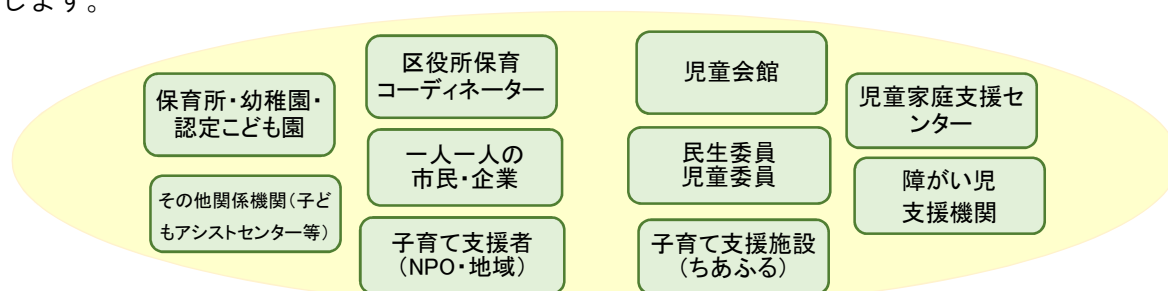
また、夫婦で家事や育児を分担するような環境づくりのため、父親の積極的な育児参加を促す取組の推進や、仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた企業への働きかけなどを進めていきます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

子育て支援の様々な場面において、保護者のストレスや悩みをいち早くキャッチし、地域資源を活用し、支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■子育て家庭に対する支援の充実

ニーズ調査の結果を踏まえ、父親の子育て参加を促進するほか、「さっぽろ子育て情報サイト⁵⁴」の機能拡充など、全市・区・地域の様々な場面で子育て支援の取組を進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施します。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センター ⁵⁵ （ちあふる）整備・運営事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター（ちあふる）を運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備を実施します。	子) 子育て支援部

⁵⁴ 【さっぽろ子育て情報サイト】子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、妊娠から主に未就学の児童に関する情報に特化したウェブサイト。

⁵⁵ 【区保育・子育て支援センター】保育機能に加えて、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援に関するサービスを提供する施設。愛称・ちあふる。

地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） （基本目標 3-施策 3 にも掲載）	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館や NPO などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	子) 子育て支援部
地域子育て支援事業（情報発信等）	さっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行います。	子) 子育て支援部
父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	子) 子育て支援部
さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもつきっかけを作ることを目的に10か月健診で行っている絵本の読み聞かせ及び絵本の配布を行います。	子) 子育て支援部
保育ニーズコーディネート事業	各区役所（健康・子ども課）に配置された保育コーディネーター ⁵⁶ が多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	子) 子育て支援部
家庭教育支援の充実 （基本目標 3-施策 1 にも掲載）	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教) 生涯学習部
幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	教) 学校教育部

■子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実

育児不安や子どもの障がい、更には言語の問題等、育児に悩み、不安を抱える保護者が、安心して相談ができ、暮らせる環境づくりを進めるため、各区役所や地域における相談機能を拡充します。加えて、子育てに適した生活空間の整備を図るため、引き続き、子育て支援世帯を対象とした住宅提供を図ります。

⁵⁶ 【保育コーディネーター】家庭のニーズに合った保育サービスの紹介や利用方法の情報提供など、保育サービスに関する利用支援をきめ細やかに行うコーディネーター。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 3、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員 ⁵⁷ を各区に配置のうえ、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所
各区子ども家庭総合支援拠点の設置 (基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 1 にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子) 児童相談所
児童家庭支援センター運営費補助事業 (基本目標 3-施策 3 にも掲載)	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	子) 児童相談所
サポートファイルさつぽろ	お子さんの特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイルで、ファイルの活用により、本人、保護者、関係機関が連携を深め、一貫した支援がなされることをサポートするものです。	保) 障がい保健福祉部
多文化共生推進事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 5 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
消費者行政活性化事業費	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市) 市民生活部
子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅 ⁵⁸ （東雁来団地）の入居者を募集します。	都) 市街地整備部

⁵⁷ 【母子保健相談員】 各区子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対し継続的な状況把握及び総合相談支援を行なう保健師等専門職による相談員。

⁵⁸ 【子育て支援住宅】 小学校就学前の子どもがいる世帯を対象とした市営住宅。同居している最年少の子どもが中学校を卒業する年度末までの期限付き入居。その他、市営住宅の申込資格を満たしていることが必要。

■ワーク・ライフ・バランスの推進

就労する女性が増加する中、男女とも働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、育児休業等の取得者が生じた場合の認証企業に対する助成メニューを拡充するほか、子育て中の女性など再就職に不安や悩みを持っている方の就職支援を継続して行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業」として認証します。また、企業向けセミナーの開催や推進アドバイザーの派遣などにより、企業の取組を支援します。	市) 男女共同参画室
育児休業等取得助成事業	企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得者や、看護休暇等の取得への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	子) 子ども育成部
さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	女性が働きやすい環境づくりに係る課題の解決に向け、官民が連携し、立場の異なる多様な市民が参加するフォーラムを開催するなど、社会の意識醸成に取り組めます。	市) 男女共同参画室
女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナーを開催するとともに、働き方改革事例集を作成し、市内企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりを支援します。	経) 雇用推進部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業	漠然と働きたいと考えていながらも、不安や悩みを持っていることから就職活動に踏み切れない女性をキャリアカウンセラーによる支援等により、自立的に活動できるようサポートします。	経) 雇用推進部
テレワーク ⁵⁹ ・業務管理システム普及促進事業	市内中小企業等を対象に、テレワーク導入や業務管理システム導入に対する補助を実施し、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上を実現します。	経) 産業振興部

⁵⁹ 【テレワーク】情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。[tele=離れた所]と[work=働く]をあわせた造語。

基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

<施策の方向性>

子どもを安心して生み、育てるためには、妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援が重要です。各区保健センターは、妊娠届出時の母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で、母子と接し、子どもの成長や発達を確認できる身近な相談支援拠点と位置付けられることから、今後も保健、医療、福祉の連携を進め、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」としての機能を強化させていくことが必要です。

とりわけ、若年や経済的問題、心身の不調を抱えている妊婦については、医療機関などの関係機関や地域との連携により、早期に把握し、早期に支援を開始できるよう相談支援体制の充実を図り、児童虐待を未然に防ぐことが重要です。

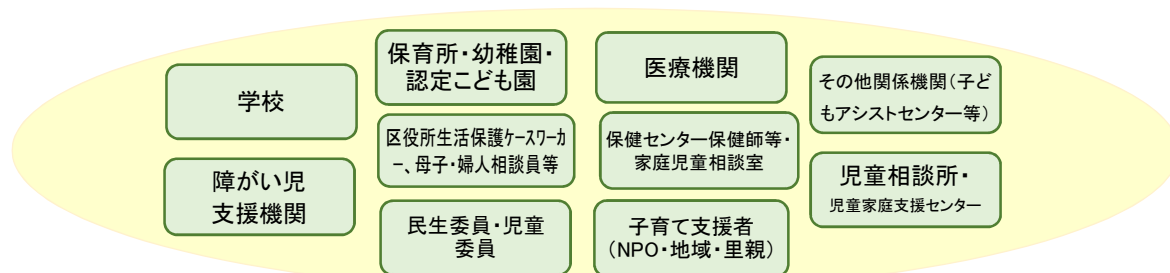
さらに、将来子どもを産み育てる世代の思春期の子どもたちに対し、豊かな親性の醸成を図るため、正しい知識の普及啓発を進めます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

虐待死の多くは乳児期（0歳児）であり、望まない妊娠や若年妊婦などリスクを抱えた妊娠の結果であることが多いため、リスクを有している妊婦を早期に把握し継続的に支援することが必要です。そのため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域資源の連携が極めて重要になります。



■安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

安心して子どもを生み育てることができるよう、また、児童虐待を未然に防ぐことができるよう、妊娠期から出産・育児まで一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。また、不妊・不育に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標1-施策3、基本目標2-施策2、基本目標4-施策1にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置のうえ、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所

妊婦一般健康診査	安全な出産のため、妊婦健康診査 14 回分の費用を一部助成します。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 1-施策 4 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 1-施策 4 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所
産後ケア事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調または育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業事業) (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保) 保健所
保健と医療が連携した 育児支援ネットワーク 事業 (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保) 保健所
不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかる費用の一部を助成する。また、専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	保) 保健所
不育症治療費助成事業	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	保) 保健所
産婦人科救急コーディネート事業	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	保) 保健所

■ 健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達や病気が気になる子どもを早期に発見するとともに支援体制の強化を図るほか、発達段階に応じた食育を推進します。また、次世代を担う若い世代に正しい知識を普及し、自分自身と交際相手・パートナーの心と体を大切にする思春期保健の推進を図り、豊かな親性の醸成に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子関連マスキリーニング ⁶⁰ 事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能検査」、新生児を対象とした「新生児マスキリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症検査」を実施します。	保) 衛生研究所
乳幼児健康診査 (基本目標1-施策3にも掲載)	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。	保) 保健所
5歳児健康診査、発達相談	3歳児健診以降保育園や幼稚園等の集団生活の経験により顕在化する発達障がいを発見し、早期支援を開始するため、5歳児を対象とした健康診査及び発達相談を実施し、子どもの健やかな発育発達を支援します。	保) 保健所
赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	保) 保健所
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業	1歳~2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	保) 保健所
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります。	保) 保健所
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	保) 保健所
思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安など心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所(予約制)による相談支援を行います。	保) 精神保健福祉センター
食育推進事業	札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」及び「札幌市食育推進計画」に基づき、市民や企業、関係団体等と連携し、野菜摂取などの取組を通して、健康寿命の延伸に向けた食育推進事業を実施します。	保) 保健所
食に関する指導の推進	地産地消や「さっぽろ学校給食フードリサイクル」の取組を生かしながら、給食時間及び教科等を通じて、食に関する指導を効果的に行います。また、食育に関する家庭への啓発を実施します。	教) 生涯学習部

⁶⁰ 【マスキリーニング】健康な人も含めた集団から、先天性の病気などを早期発見・早期治療することで、障がいの原因となる病気の発症を未然に防ぐ目的で行う検査。

◆Point◆ 子育て世代包括支援センターの役割について

本計画では、基本施策「妊娠期からの切れ目のない支援の充実」のほか、基本目標1－基本施策3「子どもを受け止め、育む環境づくり」、基本目標2－基本施策2「社会全体での子育て支援の充実」、基本目標4－基本施策1「児童相談体制の強化」の項目で、「各区子育て世代包括支援センター機能強化」を挙げています。

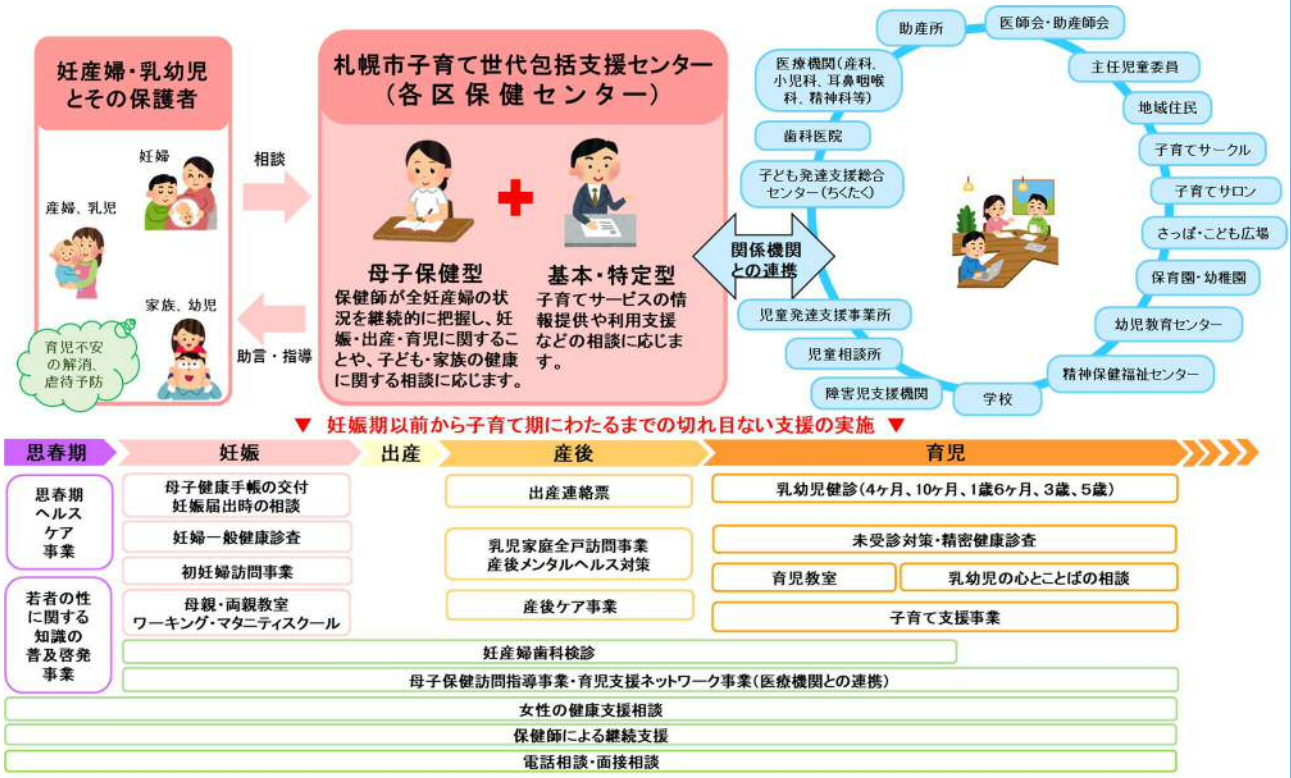
この子育て支援包括支援センターは、平成28年（2016年）の児童福祉法及び母子保健法の改正において位置づけられたものであり、その役割としては、妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない総合的相談、支援を提供することが求められており、札幌市においては各区保健センターがこの役割を担うこととしています。

妊産婦や乳幼児への支援においては、多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の情報共有や連携が不可欠ですが、制度や機関によって支援が分断されてしまうという課題もあります。そこで、子育て世代包括支援センターにおいて、対象者一人一人の状況を継続的、包括的に把握し、必要な相談に保健師等の専門職がしっかりと対応するとともに、支援の調整や関係機関との連絡を行い、切れ目のない支援を実施することで児童虐待の予防に努めていきます。

妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は時間の経過とともに変化するものです。子育ては家庭や地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、母子保健や子育て支援等の施策や制度ごとで分かれるものではありません。また、とりわけ若年、経済的問題、心身の不調などを抱える特定妊婦⁶¹に対する支援も重要です。

札幌市ではこの認識に立って、全ての親子の健やかな成長を目指し、子育て包括支援センターの機能強化に努めてまいります。

【参考】子育て世代包括支援センターイメージ図



⁶¹ 【特定妊婦】 出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

基本施策4 経済的支援の充実

<施策の方向性>

ニーズ調査の結果、子育ての負担や不安を要因として、保育所や幼稚園にかかる費用や医療費の負担軽減といった経済的な支援の充実を求める声が多数寄せられています。令和元年(2019年)10月からは、国による幼児教育・保育の無償化⁶²制度が始まったほか、市では医療費助成制度の拡充をはじめ、様々な経済的支援メニューがあることから、市民にこれらを分かりやすく提示することで、ニーズに応えていきます。

具体的な事業・取組としては、国による幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、引き続き保育料軽減措置を実施するほか、市の取組として医療費助成の拡充や就学援助、奨学金の支給等を通して、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども医療費助成の拡充	子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度までに、新たに小学校6年生までを対象に加えます。	保) 保険医療部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	子) 子育て支援部
3歳未満児の第2子の保育料無料化事業	最も保育料の高い3歳未満の児童を対象として、第2子の保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
児童手当の支給	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。	子) 子育て支援部
児童扶養手当の支給 (基本目標4-施策4にも掲載)	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子) 子育て支援部
札幌市奨学金支給事業	意欲や能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に、返還義務のない奨学金を支給します。	教) 学校教育部
札幌市特別奨学金の支給	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子) 子育て支援部
就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	教) 学校教育部

⁶² 【幼児教育・保育の無償化】令和元年(2019年)10月から開始された、3~5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0~2歳児クラスの幼稚園、保育所・認定こども園等の利用料が無償になる制度。

実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対し、保育所や幼稚園等に支払う給食費や教材費等の費用について、実費徴収額の一部を補助します。	子) 子育て支援部
助産施設における助産の実施	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	子) 子育て支援部
私学助成	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成するほか、私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	子) 子ども育成部 子) 子育て支援部
小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	教) 学校教育部
高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	教) 学校教育部
市営交通における同伴幼児の無料人数拡大	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき無料で乗車できる幼児の人数を増やす見直しを行い、令和2年度(2020年度)中に実施します。	交) 事業管理部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

＜現状と課題＞

子どもの豊かな成長にとって、普段の生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができ、様々な活動をとおして人間関係を構築できる環境が大切です。しかし、近年、遊び場の減少、共働き世帯の増加、さらに地域における人間関係の希薄化など、社会環境の変化が、子どもの過ごす環境に大きな影響を与えています。札幌市では、このような社会環境の変化の中にあっても、学校教育や、学校以外での居場所、体験をとおして、子どもが多様な学びと交流の機会を持ち、健やかに成長していくことができるような取組を進めてきました。

学校教育では、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」のため、子どもが主体的に学ぶことができるよう課題探究的な学習⁶³の推進や、子どもが自分の将来に希望を持ち、自分らしい生き方を実現できるような進路探究学習の充実を図ったほか、子ども同士の関わりの中で共に生きる喜びを実感できるような取組を推進してきました。

一方、運動する子どもとしない子どもの二極化への対応や不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援、学校と家庭・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりなどを更に進めていく必要があります。

放課後の居場所では、特認校を除く全小学校区に児童会館又はミニ児童会館を整備し、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような環境を整えてきました。

一方、近年の共働き世帯の増加に伴い、児童会館への登録児童数が増加しており、施設の狭隘化、過密化という課題も生じています。平成30年度（2018年度）に実施した「未就学児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」においても、平成25年度（2013年度）に実施した調査結果から、特に低学年において、放課後児童クラブを利用したいという回答が増加（p.14）しており、今後ますます増加する利用ニーズに対応するため、今後も量、質ともに拡充を図っていく必要があります。

地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びの生活の場ですが、安全に安心して過ごせる環境であることが重要です。札幌市では、子どもを不審者から守るための活動や、非行防止を含めた子どもの健全育成に関する取組などを、町内会や青少年育成委員、民生委員・児童委員、PTAなどの関係団体が中心となり実施しています。一方、平成30年度（2018年度）に実施した子どもの実態・意識調査においては、自然・文化・スポーツ体験は比較的あるが、社会体験や地域の交流があまりなく、今後もっと必要との傾向が出ています（p.24）。近年、現状の活動に加え、子ども食堂や学習支援など、地域において子どもが安心して過ごせる様々な居場所づくりの取組が広まってきています。これらの活動が一体となって、子ども達の成長を地域で見守ることができる取組を進めていく必要があります。

若者支援については、平成21年（2009年）に「札幌市若者支援基本構想⁶⁴」を策定し、「社

⁶³ 【課題探究的な学習】自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する学習。

⁶⁴ 【札幌市若者支援基本構想】「明日の社会を担う若者の社会的自立の実現」を施策の目標をとして、若者が夢を語り、次代を担っていけるような新しい施策の枠組みを構築し、若者の社会参加と自立を支援するための構想。平成22年度から令和元年度までが取組期間。

会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点を柱として、翌22年（2010年）4月には、「若者支援総合センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置するとともに、子ども・若者の支援に関わる行政機関や民間団体等のネットワークである「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を運営するなど、若者支援に向けた取組を進めてきました。

若者が社会を形成する主体として自立していくためには、今後も全ての若者に対して交流の促進や社会参加の機会を提供していく必要があります。一方で、平成30年度（2018年度）に実施した「市民の生活等に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」の調査結果から、ひきこもりの若者（15歳～39歳）は6,604人存在するとの推計もあることから、ひきこもりやニート⁶⁵など社会的自立に困難を抱える若者に対しては切れ目のない伴走型の支援⁶⁶を行う環境を整えていく必要があります。

基本施策1 充実した学校教育等の推進

＜施策の方向性＞

平成31年（2019年）2月に策定した「札幌市教育振興基本計画＜改定版＞」では、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人⁶⁷」の実現に向け、自ら生きていく中で学びを主体的に捉えることができるよう、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、子ども一人一人の心身の発達の段階と学校や地域の実態を踏まえ、札幌の自然や社会、文化等の豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力-知-」、「豊かな心-徳-」、「健やかな体-体-」の調和のとれた「生きる力」を育てていくこととしています。

また、こうした学びの推進に当たっては、経済的理由や地理的・時間的条件にかかわらず、安心して様々な学びにつながるができるよう、学びの場と機会を保障することが必要不可欠であるとしています。

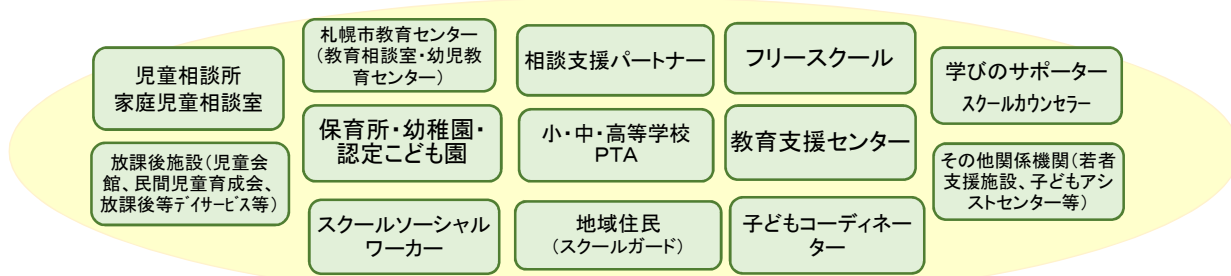
本計画においては、これら教育振興基本計画で示された施策のうち、就学前教育、義務教育、高等学校教育に係る対象者に関わる主な事業を掲載するものです。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する圏域範囲】

●住民に身近な小圏域

学校現場だけでは対応に苦慮する事例において、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげる事が可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



⁶⁵ 【ニート】 仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

⁶⁶ 【伴走型の支援】 支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

⁶⁷ 【自立した札幌人】 札幌市教育振興基本計画で掲げる札幌市の教育が目指す人間像。「未来に向かって、創造的に考え、主体的に行動する人」、「心豊かで、自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」、「ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人」を意味する。

■ 幼児期の教育の充実

幼稚園、認定こども園、保育所等の関係機関が連携し、幼児期の子どもに「健やかな体」、「豊かな心」、「学ぶ力」など、「生きる力」の基礎を育みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
幼児教育の質的の向上を図るための研修の充実	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。	教) 学校教育部
市立幼稚園等における実践研究の推進 (基本目標 2-施策 1 にも掲載)	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園等と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進 (基本目標 2-施策 1, 基本目標 4-施策 2 にも掲載)	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部
市立幼稚園預かり保育事業 (基本目標 2-施策 1 にも掲載)	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	教) 学校教育部

■ 充実した学校教育等の推進

義務教育段階での自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進するとともに、他者との関係性の中で共に生きる喜びを実感できる学習活動を推進します。また、子どもの教育に関し、親等が家庭で子どもに対して行う家庭教育を推進し、親の育ちを支えるとともに、学校と家庭、地域が連携して子どもの望ましい習慣づくりを推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	教) 学校教育部
課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校における国際バカロレアのプログラム及びICTを活用したモデル研究を推進し、その成果をすべての学校に普及・啓発します。	教) 学校教育部

札幌らしさを生かした学習活動の推進	「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園、学校で推進し、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。	教) 学校教育部
「算数にーごープロジェクト」の推進	課題探究的な学習の充実の一環として、小学校高学年の算数を対象に、25人程度の少人数による指導を行うことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。	教) 学校教育部
外国語指導助手 (ALT) ⁶⁸ の活用	異文化を理解し協調する態度やコミュニケーション能力を育むため、外国語活動及び外国語の授業における外国語指導助手 (ALT) の活用を推進するとともに、より効果的な活用について、工夫・改善を図ります。	教) 学校教育部
子どもの体力・運動能力向上事業	子どもの体力・運動能力を向上させるために、子どもの運動・スポーツ機会の一層の充実を図ります。	教) 学校教育部
民族・人権教育の推進 (基本目標 1-施策 1、基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 5にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
進路探究学習オリエンテーリング事業	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	教) 学校教育部
小中連携・一貫教育推進事業	全ての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進めることにより、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育みます。また、より高い効果が期待できる地域において、小中一貫校の設置を検討します。	教) 学校教育部
高校改革支援事業	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	教) 学校教育部
教育の情報化推進事業	急速な情報化・グローバル化への対応と子どもたちの学ぶ力の一層の向上を目指し、ICTを活用した授業を日常的に実施できるよう、タブレット端末 ⁶⁹ 等の機器や教材の整備と授業での効果的な活用に向けた取組を行います。	教) 生涯学習部
部活動における外部人材の活用事業	各中学校における部活動の振興のため、部の運営を単独で行うことができる「部活動指導員」や、顧問教諭が不在でも単独で技術指導ができる「特別外部指導者」を派遣します。	教) 学校教育部
少人数学級の拡大	一層きめ細かな教育を実現するため、35人学級の小学校3・4年生への拡大など、少人数教育の充実を検討します。	教) 学校教育部

⁶⁸ 【外国語指導助手 (ALT)】 アシスタント・ランゲージ・ティーチャーの略。小学校における外国語活動や授業及び中学校・高等学校における外国語の授業において、日本人教師の補助を行う外国人。

⁶⁹ 【タブレット端末】 コンピュータの種類の一つで、タブレット (平板) 型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作することができる端末。ノートパソコンより小さくて軽く片手で持ちながら利用できる。着脱式のキーボードを付けることができるタイプのものもある。

家庭教育支援の充実 (基本目標 2-施策 2 にも掲載)	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教) 生涯学習部
スクールソーシャルワーカーの活用 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教) 学校教育部

基本施策 2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

<施策の方向性>

子どもの健全な育成のためには、子どもが安心して生活や遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要となります。札幌市では、全ての小学校区に児童会館やミニ児童会館を整備し、放課後の子どもの居場所として放課後児童クラブを実施してきましたが、近年、就労世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが増大しており、児童会館の過密化解消や利便性の向上を図るほか、児童会館の機能の充実を図るために、学校を中心とした地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備を進めていきます。また、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動スポーツ・文化活動等の機会を提供する放課後子ども教室を、放課後児童クラブと併せて、児童会館、ミニ児童会館において実施しています。

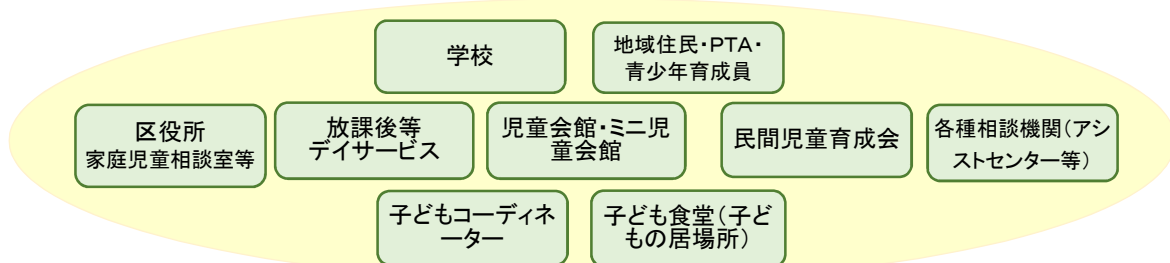
なお、本基本施策は、国が示す「新・放課後子ども総合プラン⁷⁰」の自治体計画の位置付けを担っています。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する圏域範囲】

- 住民に身近な小圏域

放課後の生活の場において、困りごとや悩みを抱える子ども・子育て家庭について、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



⁷⁰ 【新・放課後子ども総合プラン】国において、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目的として策定した放課後児童対策のプラン。

■放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

児童会館の過密化の解消に取り組むほか、子どもや子育て家庭のニーズに対応し、地域コミュニティ機能の複合化を進めるため新型児童会館の整備を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
放課後児童クラブの過密化の解消	放課後児童クラブにおいて、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ります。	子) 子ども育成部
児童会館等再整備事業	小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行います。	子) 子ども育成部
民間児童育成会 ⁷¹ への支援事業	「札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき登録した民間児童育成会に対し、登録児童数等に応じた助成金を交付し、運営を支援します。	子) 子ども育成部
児童会館・ミニ児童会館事業	児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。	子) 子ども育成部
放課後児童クラブの質の確保	放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置を行ってきました（児童おおむね40人に対し従業者2人以上）。国の基準については、従うべき基準から参酌すべき基準とされましたが、今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むと共に、放課後児童クラブに従事する者の処遇改善など放課後児童クラブの充実に向け、国に対して要望を行います。	子) 子ども育成部
放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業	児童会館やミニ児童会館を利用しづらい地域において、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施するほか、専用室が確保できるまでの暫定整備である「放課後子ども館」を実施します。	子) 子ども育成部
児童クラブにおける昼食提供	児童クラブにおいて、夏休み等の長期休業期間の昼食提供を行います。	子) 子ども育成部

⁷¹ 【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

■新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容

国が示す、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の効果的な活用を図ります。

(プランに基づく取組内容) ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の年度ごとの目標整備量

特認校を除く1小学校区に1ヶ所、放課後児童クラブの整備を進め、すでに整備が完了している。今後は、小学校の改築に併せて小学校に併設する児童会館を整備し、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する一体型⁷²の推進を図っていく。

表6 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の年度ごとの目標整備量 (箇所)

	放課後子ども 教室分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童会館 (単館)	連携型 ⁷³	98	95	94	93	90
児童会館 (学校併設型)	一体型	10	14	15	18	21
ミニ児童会館		92	90	90	88	88
計		200	199	199	199	199

※供用開始年度で整備数を計上

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会との連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所について、利用児童の増加等による過密化の解消策として、教育委員会と連携の上、小学校の余裕教室や放課後一時的に使用しない特別教室等の活用を図っている。また、併せて、新型児童会館の整備に当たっても、学校整備に係る情報を共有しながら整備計画を策定している。

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を要する児童については、クラブ入会時に有識者による障がい児受入れ会議を実施し、留意事項や対応策等を検討した上で、受け入れている。

・放課後児童クラブの開所時間

学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。

⁷² 【一体型】「放課後児童健全育成事業」と一体的に事業を行っているものをいう。

⁷³ 【連携型】「放課後児童健全育成事業」と連携して事業を行っているものをいう。

(プランに基づく取組内容)

- ・放課後児童クラブの役割と育成支援内容の利用者や地域住民への周知

現在、小学校1～6年生の児童を受入れており、集団遊び等の中で異年齢児等との関わりを通じた社会性の習得ができます。また、各児童会館及びミニ児童会館ごとに子ども運営委員会を組織し、児童が児童会館やミニ児童会館の運営について主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子ども達が社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育むことが可能です。

上記取組内容については、利用者向けには、児童会館内での掲示や利用児童保護者向け説明会を実施するとともに、地域住民向けには、児童会館等での運営内容等を説明し、意見交換を地域連絡会にて実施するなど、周知に努めている。

基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

<施策の方向性>

子どもの健やかな成長を支えるためには、社会全体で子どもを育むことが必要ですが、その中でも、子どもたちが安全・安心に暮らす居場所であり、大人と子どもが交流し、そして、子どもがスポーツ・文化活動などの多彩な活動を展開できる「地域」での多様な取組が必要です。

一方、子どもの実態・意識調査では、子どもが、多世代交流や地域体験の機会が少なく、交流が乏しいとの認識が大人・子どもとも多くなっていること、さらに、困難を抱える子どもへの気づきや声掛け・見守り、地域の子どもの居場所について、子ども自身は、「今あまりないが、今後必要」と答えていることから、これらの環境を整備することで、地域ぐるみで子どもを育て、また子ども自身が自らの成長を実現できる場として居場所づくりを進めていくことが必要です。

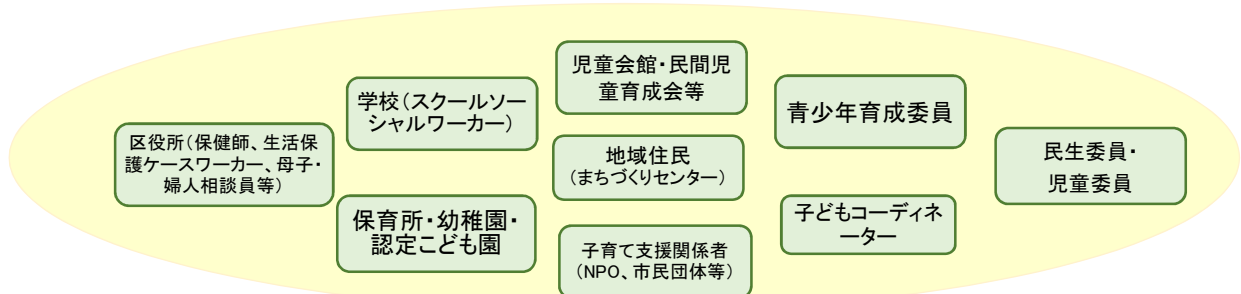
また、地域は多様な連携機関で子どもを見守り、成長を支援していく実践の場でもあります。これらの連携機関が一体的な支援を行うことで、子どもが抱える悩みや虐待等重篤な権利侵害を未然に防ぐことができるよう、地域単位での連携した取組を推進していきます。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する圏域範囲】

●住民に身近な小圏域

地域は、子どもの健やかな成長を育み、自主性・創造性・協調性を養う場として、また、子どもや子育て家庭の悩みや困りごとに対応する場として、重要な位置づけであり、様々な有用な資源が豊富に存在しています。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



■地域での子育て支援・虐待予防の推進

地域で子育て家庭を支え、子育てについての不安や負担の軽減を図る子育てサロンの取組を引き続き実施します。さらに、民生委員・児童委員との連携により、地域で子どもを見守り、虐待予防を支える環境づくりに努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） （基本目標 2-施策 2 にも掲載）	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館や NPO などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備・運営事業 （基本目標 2-施策 2 にも掲載）	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター（ちあふる）を運営します。計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備を実施します。	子) 子育て支援部
児童虐待防止対策支援事業 （基本目標 1-施策 4、基本目標 4-施策 1 にも掲載）	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
児童家庭支援センター運営費補助事業 （基本目標 2-施策 2 にも掲載）	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	子) 児童相談所
民生委員・児童委員活動の支援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保) 総務部

■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

地域における子どもの健全な育成に資するよう、地域における子どもの見守りのほか、犯罪防止、災害時の対応等、子どもの安全・安心を確保するための地域ぐるみの活動を推進していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業（青少年育成委員会） （基本目標 1-施策 3 にも掲載）	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織（90 地区・1,800 人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談 （基本目標 1-施策 3 にも掲載）	子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部

少年健全育成推進事業 (心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになったときなどに避難場所として駆け込み、助けを求める「子ども 110 番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市) 地域振興部
安全で安心な公共空間整備促進事業	犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、市内の公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを促進します。	市) 地域振興部
安全教育の充実	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	教) 学校教育部
登下校時の安全管理	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険個所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教) 生涯学習部
安全・安心な道路環境の整備事業	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、通学路の安全対策を実施します。	建) 土木部

■子どもの生活の場など居場所づくり

子どもの安心や成長につながる場として、児童会館や子ども食堂などの地域の子どもの居場所づくりを進めるほか、子どもの生活の場となる安全・安心な公園についての整備を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館の地域交流の推進 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、コーディネーター設置による施設間の調整強化により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子) 子ども育成部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標 1-施策 3、基本目標 4-施策 3 にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりの活動を支援します。	子) 子ども育成部
公園造成事業	みどりの基本計画に基づき、みどりのネットワークの骨格や街中のみどりの創出し、子どもの遊び場となる公園・緑地の整備を行います。	建) みどりの推進部

地域に応じた身近な公園整備事業	良好な都市環境や子どもの遊び場を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への新規公園整備を進めます。	建) みどりの推進部
地域と創る公園機能再編・再整備事業	老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップ等で地元住民や近隣の小学校の児童等と話し合いを行い、意見を反映するなど、地域のニーズに応じた再整備を行い、また、機能特化で施設総量の抑制を取り入れた整備を行います。	建) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業	誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所等の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、バリアフリー対応トイレの設置など、施設のバリアフリー化を実施します。	建) みどりの推進部

■多様な体験機会の場の充実

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもの自主性、創造性、協調性を育む重要な場として、子どもの健やかな成長を育む多様な体験機会を引き続き提供していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの体験活動の場支援事業 (基本目標 1-施策 2 にも掲載)	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業 (基本目標 1-施策 2 にも掲載)	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	子) 子ども育成部
少年少女国際交流事業	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い青少年の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子) 子ども育成部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90 地区・1,800 人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実	各図書館において、子どもの発達段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。	教) 中央図書館
子どもの文化芸術体験事業	市内の小学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。	市) 文化部
学校 DE カルチャー	文化芸術関係団体が個別に実施していたアウトリーチの活動をパッケージ化し、市内の全小学校から実施希望校を募って、文化芸術に触れる機会を提供します。	市) 文化部

博物館活動センター事業の拡充	小金湯産クジラ化石の研究を進めるとともに、札幌の希少種などの調査・研究、寄贈標本を中心とした資料の整理・保存や収集、学校や団体との連携企画などの博物館活動センターにおける取組を拡充します。	市) 文化部
ウインタースポーツ普及振興事業	札幌の特徴であるウインタースポーツに生涯にわたって親しめるよう、スキーリフトやスケート貸靴の料金助成を行ったりウインタースポーツ授業へのインストラクター派遣を行ったりするなど、子どもたちに対してきっかけづくりと学習環境の充実を図ります。	ス) スポーツ部
パラスポーツクラブの運営事業	肢体不自由のある子どもが、初心者でも気軽に競技スポーツを楽しむことができ、指導者の下で定期的にさまざまな競技を行うパラスポーツクラブを運営します。	ス) スポーツ部
運動部活動アスリート派遣事業	中学校の運動部活動にアスリートを派遣して部員の競技力向上と指導者の指導力向上を図ります。	ス) スポーツ部
さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートの育成を図ります。	ス) スポーツ部
スポーツ姉妹都市交流事業	姉妹都市提携記念年に札幌市の中学生選手団を姉妹都市へ派遣し、相手都市の選手団を札幌マラソン大会に招待をするなど、スポーツ交流及び文化交流を行います。	ス) スポーツ部
ものづくり人材育成支援事業	ものづくりを体験できる場やイベントを通じて、若年層に対してもものづくり企業の魅力や技術を発信することにより、若年層がものづくりに興味を持つきっかけを提供し、地元のものづくり企業への将来的な就職を促進します。	経) 産業振興部
青少年科学館展示ゾーン等整備事業	科学の知識がわかりやすく伝わるよう、展示物や施設設備等の更新・改修を行い、繰り返し来館したくなるよう科学館機能の充実を目指します。	教) 生涯学習部
サッポロサタデースクール事業	土曜日を始めたとした休日に、多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等外部人材の協力を得て、魅力ある学びや体験の場を子どもたちに提供するとともに、地域と学校の連携の仕組みを整え、地域の教育力向上を図ります。	教) 生涯学習部
自然体験活動の充実	子どもの自主性やコミュニケーション能力を高めるため、「林間学校」や「なかよしキャンプ」において、発達の段階に応じた自然体験活動の充実を図ります。	教) 生涯学習部

基本施策 4 次代を担う若者への支援体制の充実

＜施策の方向性＞

若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市では、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、少年期から高等学校卒業期、さらには、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進してきました。今後、ICT⁷⁴社会やグローバル化⁷⁵の進展など、若者を取り巻く環境が急速に変化する中、若者が豊かな人間性を育み、社会的に自立できるよう、引き続き「社会的セーフティネット⁷⁶」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点による支援体制を構築することが必要です。

また、ひきこもりをはじめとする困難を抱える若者ほど、社会・人との関わりが希薄になりがちであり、社会的な孤立に陥るリスクを有することから、問題を複雑化・長期化させないためにも、早期に支援につなげるとともに、個々人に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。

■若者の成長及び自立への支援

市内5ヶ所に若者支援施設⁷⁷を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行うほか、若者団体との交流機会の促進や、高校中退者を対象にした学力習得支援、職業体験の機会を提供します。

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設の設置・運営 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5ヶ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
若者の交流促進	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	子) 子ども育成部
若者の社会参画促進	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	子) 子ども育成部
中学校卒業業者等進路支援事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部

⁷⁴ 【ICT】 Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT (インフォメーション・テクノロジー: 情報通信技術) もほぼ同義として用いられる。

⁷⁵ 【グローバル化】 ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線が無くなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。

⁷⁶ 【セーフティネット】 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

⁷⁷ 【若者支援施設】 若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に設置している施設(若者支援総合センター、若者活動センター)。

若者の社会的自立促進事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部
社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整をはじめとする伴走型支援に取り組みます。	子) 子ども育成部
困難を抱える若者への自立支援	ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する主に 30 代までの若者に対し、自立支援プログラムなどの個別支援を行います。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援へつなげられるよう取り組みます。	子) 子ども育成部

■ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援

ひきこもり専門の相談窓口「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族が互いに交流できる居場所機能を持つ支援拠点を設置し、個々に寄り添った支援を行います。加えて、不登校等の困難を有する子どもの学びや育ちを支えるため、相談支援パートナーによる支援や、フリースクールなど民間施設に対する支援を実施します。

事業・取組名	事業内容	担当部
ひきこもり対策推進事業	ひきこもり専門の相談窓口「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族の居場所機能を持つ支援拠点を設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	子) 子ども育成部
子どもの学びの環境づくり補助事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子) 子ども育成部
相談支援パートナー事業 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教) 学校教育部
教育支援センター・相談指導教室における支援の充実 (基本目標 1-施策 3 にも掲載)	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	教) 学校教育部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

<現状と課題>

基本目標4では、虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもたちが適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

児童虐待は子どもにとって最も重大な権利侵害であり、子ども達を虐待から守り、健やかな成長につなげるためには、子どもや保護者に関わる機関が連携して支援していくことが重要です。また、平成28年（2016年）に改正された児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実や子どもの家庭養育優先の原則⁷⁸が明記されました。これまで、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホーム⁷⁹への委託の推進や、児童養護施設の小規模化（定員減及び小規模ケア化⁸⁰）等を図ってきましたが、今後、この取組を一層推進する必要があります。

障がい児への子どもの支援については、児童発達支援など、障がい児のための通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあり、平成30年（2018年）3月に策定された「さっぽろ障がい者プラン2018」に基づき、関係機関との連携のもと着実な取組を進める必要があります。

さらに、平成28年（2016年）に改正された児童福祉法により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めなければならないとされました。札幌市でも、医療的ケア児が250～300人ほどいるものと推計されており、今後も学校や保育所等において支援が必要な子どもが増えていくものと見込まれます。医療的ケア児を含む障がいのある子どもが、保育所や児童会館などにおいても必要な支援を受けながら、利用することができる体制づくりが課題となっています。

子どもの貧困については、平成30年（2018年）3月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」において、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進を、子どもの貧困対策を進めるうえでの基礎と位置付け、様々な支援策を講ずることとしています。

ひとり親家庭については、平成30年（2018年）12月に実施した就学前児童を対象にしたニーズ調査において、子育てに楽しさよりも「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人が他の世帯よりも多い結果となりました。ひとり親家庭が生活をステップアップさせ、安心して子育てができるよう支援していく必要があります。

⁷⁸ 【家庭養育優先の原則】子どもは家庭において心身ともに健やかに養育され、それが困難な場合は、里親や特別養子縁組などの家庭における養育環境と同様の環境で継続的に養育されなければならないという原則。

⁷⁹ 【ファミリーホーム】1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

⁸⁰ 【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

権利条例では、第5章第28条において、「子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努めなければならない」ことを、市民の責務として定めています。

児童虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的な支援を必要とする家庭の子どもはもちろん、どのような状況にある子どもでも、一人一人が社会に受け入れられ、自分の力を十分に発揮できることが必要です。

このことから、市民が共通の認識のもと、様々な配慮を必要とする子どもを受け入れる多様性のある社会の構築に向けた取組が必要であることを基本目標の最後に「基本施策5」として位置付けています。

基本施策 1 児童相談体制の強化

＜施策の方向性＞

児童虐待認定件数は増加傾向にあり（p. 27 参照）、相談内容も複雑化・深刻化しており、重大事案も発生しています。児童虐待防止には、児童相談所と区役所、学校、保育所、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要であり、体制強化や連携強化が必要です。その中でも、地域の拠点でもある区役所には、保健センター内に、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能を有するほか、児童相談の担当職員を配置した「家庭児童相談室⁸¹」が設置されています。家庭児童相談室は、区要保護児童対策地域協議会⁸²の事務局の役割を担っておりますが、更なる体制強化を行い、児童福祉法に定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の役割を果たしていくことが必要です。

また、社会的養護が必要な子どもへの養育環境の充実として、里親等への委託を一層推進するため、里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担う包括的な支援体制を構築するとともに、児童養護施設の小規模ケア化や、地域小規模児童養護施設⁸³等の整備を着実に進めます。

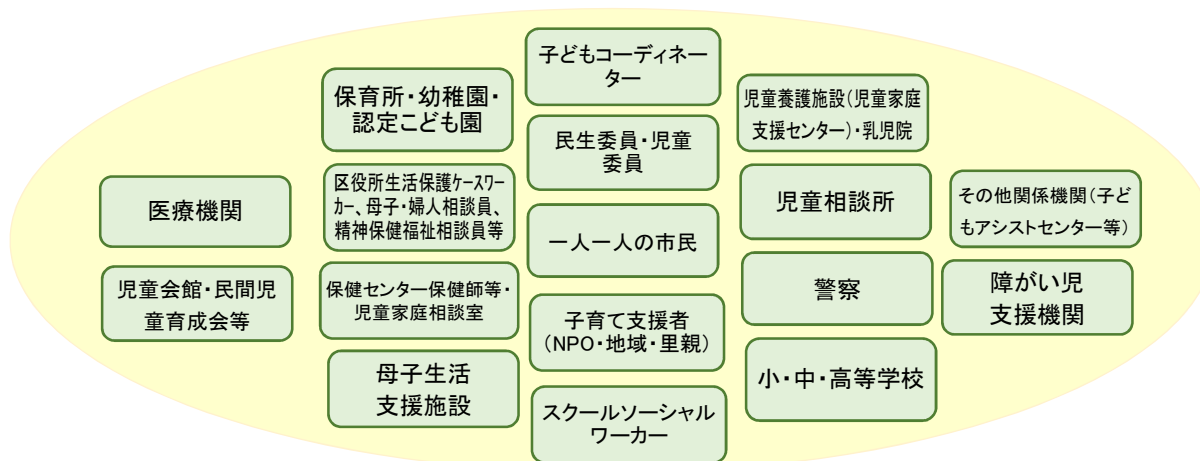
さらに、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

★連携を検討すべき地域資源の例★

【想定する範囲】

- 市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

児童虐待の未然防止、早期対応のためには、関係機関のネットワーク体制の構築はもとより、行政に携わる者、施設関係者、更には市民一人一人が意識をもって、子どもや保護者の声に耳を傾け、支援に結びつけることが必要です。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



⁸¹ 【家庭児童相談室】子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭における子どもの養育に係る電話や来所での相談に応じているほか、児童虐待通告も受ける機関。

⁸² 【要保護児童対策地域協議会】支援を必要とする児童等について、早期発見や適切な保護を図っていくため児童福祉法第25条の2に基づいて設置される協議会。

⁸³ 【地域小規模児童養護施設】定員が6名で、住宅地などに設置された家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設。

■児童虐待防止対策体制の強化

平成 29 年（2017 年）4 月に策定した「第 2 次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童相談所及び児童家庭支援センターでの児童虐待防止に関する取組を推進するとともに、各区役所における子どもの福祉に関する身近な相談窓口である「家庭児童相談室」について、母子保健分野との連携を進め、支援機能を高めます。また、地域における児童虐待予防を担う協力員の養成を引き続き進めるほか、児童虐待の特性と DV の特性は、相互に重複して発生することを踏まえ、関係機関の連携体制を構築していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の拡充 (基本目標 1-施策 3、基本目標 2-施策 2、基本目標 2-施策 3 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を拡充し、新たに母子保健相談員を各区に配置のうえ、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保) 保健所
心理職による相談支援	児童虐待予防の観点から、心理相談・精神発達相談体制を強化するとともに、保健師や関係機関と協力して継続的な母子支援を実施します。	保) 保健所
各区子ども家庭総合支援拠点の設置 (基本目標 1-施策 4、基本目標 2-施策 2 にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子) 児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業 (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により相談体制を強化します。	子) 児童相談所
児童相談体制強化事業 (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	子) 児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 (基本目標 1-施策 4、基本目標 3-施策 3 にも掲載)	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
(仮称) 第二児童相談所整備事業 (基本目標 1-施策 4 にも掲載)	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	子) 児童相談所
認可外保育施設への啓発	定例の立入調査の際に、施設としての虐待防止の取組について聴取するとともに、認可外保育施設の職員を対象とした研修会で「虐待防止」をテーマとした研修を実施します。	子) 児童相談所 子) 子育て支援部
DV 対策普及啓発	児童虐待対応の観点を踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員など DV 対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	子) 児童相談所 市) 男女共同参画室

■社会的養育の推進

改正された児童福祉法の理念のもと、里親の育成支援や施設における保護者支援機能の拡充、地域小規模児童養護施設の整備等を進め、保護者から離れて生活することを余儀なくされた子どもが里親や施設との信頼関係のもとで安心して生活し、健やかに成長できるよう支援していきます。また、子どもが施設を退所した後にしっかりと社会的自立を果たすことができるよう、関係機関が連携して継続的に支援を実施する体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護体制整備事業	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	子) 児童相談所
社会的養護自立支援事業	児童養護施設への入所者や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳（措置延長の場合は20歳）に到達後も、個々の状況に応じて22歳に到達する年度の末日まで、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	子) 児童相談所
里親制度促進事業	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的に行います。	子) 児童相談所
乳児院等多機能化推進事業	乳児院に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその保護者、地域の子育て家庭の支援体制を強化します。	子) 児童相談所
子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	子) 児童相談所
養育支援員派遣事業	児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援します。	子) 児童相談所
児童福祉施設措置費支給事業	児童福祉施設入所児童（里親委託児童を含む）が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合に掛かる経費を支給します。	子) 児童相談所
児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設入所児童（里親委託児童を含む）で、大学などに入学するため措置解除（退所）となる場合、進学後の生活費などの奨学金を給付します。	子) 児童相談所
スタディメイト派遣事業	児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生等の有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。	子) 児童相談所
児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子) 児童相談所
児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を実施します。	子) 児童相談所

◆Point◆ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割について

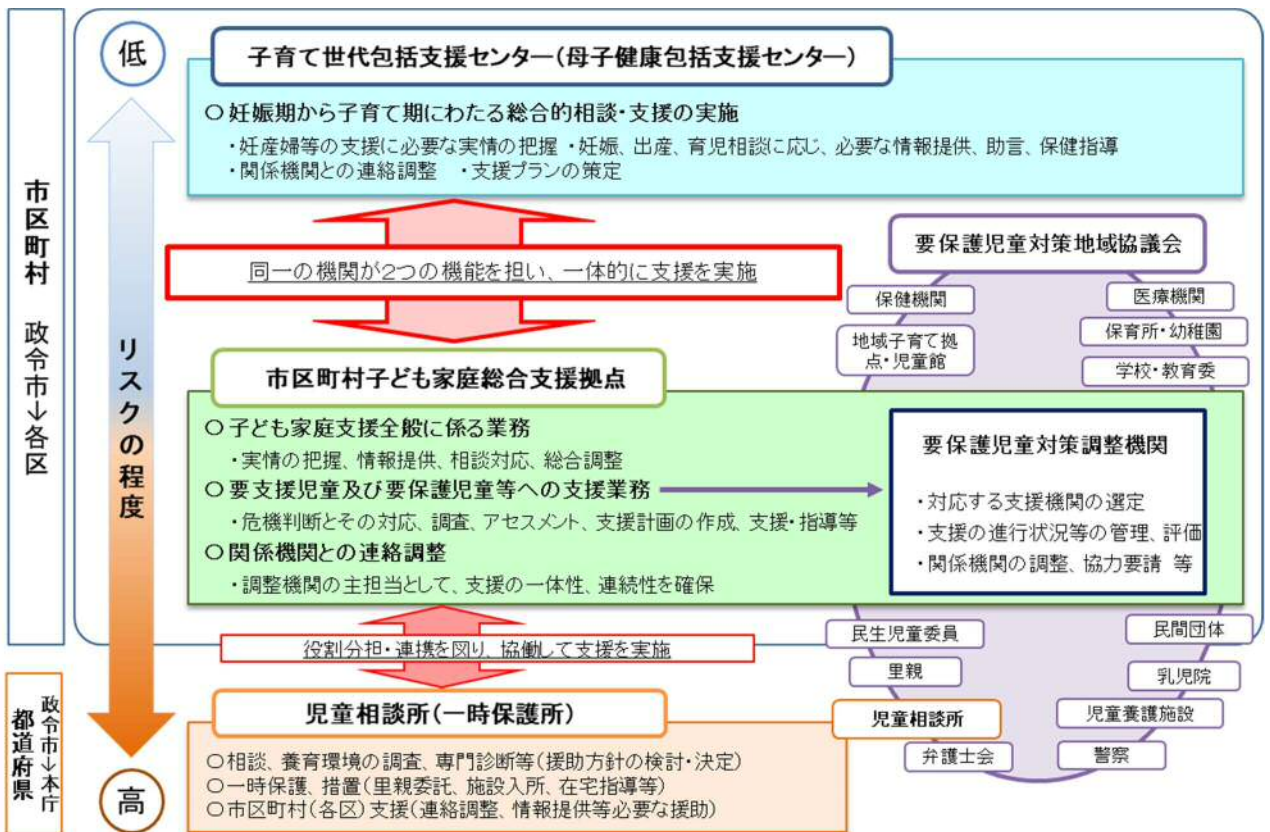
本計画では、基本施策「児童相談体制の強化」のほか、基本目標1－基本施策4「子どもの権利侵害からの救済」、基本目標2－基本施策2「社会全体での子育て支援の充実」の項目で、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置」を挙げています。

この拠点は、平成28年（2016年）に児童福祉法が改正されたことに伴い、各市町村（政令市の場合は各区）への設置が求められたものです。札幌市では、各区保健センターに、要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局を担う家庭児童相談室を有しておりますが、本計画ではこの要対協の機能を拡充させ、国が求める「子ども家庭総合支援拠点」の役割を果たしていくこととしています。

具体的には、要支援児童や要保護児童を含む、子どもの実情を把握し、保護者等からの相談に応じるほか、これらの児童に対する支援計画の作成、支援指導等を、関係機関と連携して行うものです。

今後札幌市では、p.77に示している、子ども・子育て家庭を支援の対象とする「子育て世代包括支援センター」と同様、各区の保健センターがこの機能を担うことで、虐待を受けるリスクがある子どもに対し、一体的な支援を行っていきます。

【参考】「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の体制イメージ図



基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

＜施策の方向性＞

札幌市では、平成28年(2016年)4月の障害者差別解消法施行を受けて、平成29年(2017年)12月には、「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、平成30年(2018年)3月には、「札幌市手話言語条例」を施行したほか、同年3月には、共生社会の実現を基本理念とした「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、障がいのある方々が、地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実を図ってきました。

障がいのある子どもの支援に当たっては、個々の障がいの程度や発達段階等の多様なニーズに応えられる支援、乳幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの切れ目のない支援が求められます。また、保育園や幼稚園、学校、サービス提供事業所などの、子どもを取り巻く様々な機関が連携して、不安を抱えるご家族の心情に寄り添いながら支えることが必要となります。

本計画では、「さっぽろ障がい者プラン2018」の理念を踏まえつつ、乳幼児期から学齢期を通して、個々のニーズにきめ細かく対応できるよう、関係機関の連携のもと、様々な施策を展開していきます。

さらに、平成28年(2016年)の児童福祉法改正を機に充実が求められている医療的ケアを要する子どもへの支援についても、様々な場で心身の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、受入れ体制を整備していきます。

■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

発達に心配のある乳幼児の相談体制の支援を実施し、子どもの状態に応じた療育⁸⁴を実施するとともに、一人一人のニーズに合わせた教育の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	子) 児童相談所
幼児教育相談の充実	幼児(主に2歳～6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。	教) 学校教育部
特別支援教育・障がい児保育補助事業	障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対する補助を行います。	子) 子育て支援部
障がい児保育巡回指導事業	認可保育所に入所している障がい児に対し、一人ひとりに配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。	子) 子育て支援部
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介します。	保) 保健所

⁸⁴ 【療育】障がいのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

多様な主体の参入促進事業	要支援児の受入促進のため、幼稚園及び認可保育所等に対し様々な補助を行います。また認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な補助を実施します。	子) 子育て支援部
特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進 (基本目標2-施策1, 基本目標3-施策1にも掲載)	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部
通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組めます。	教) 学校教育部
学びのサポーター活用事業	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送るうえで必要な支援を進めます。	教) 学校教育部
「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別の教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実させます。	教) 学校教育部
肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	教) 学校教育部
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	子) 子ども育成部
特別支援学校の教育内容の充実	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	教) 学校教育部

■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

発達に心配のある子どもが通って支援を受ける「児童発達支援」「放課後等デイサービス」を引き続き実施するとともに、これらの障がい福祉施策と、保育園や幼稚園、学校等の様々な関係機関の連携のもとで、多様なニーズに応じた支援を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童発達支援	就学していない障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	保)障がい保健福祉部
医療型児童発達支援	就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。	保)障がい保健福祉部
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童（幼稚園・大学を除く）に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。	保)障がい保健福祉部
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。	保)障がい保健福祉部
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	保)障がい保健福祉部
障がい児地域支援マネジメント事業	地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います（現在7区を対象に実施）。	保)障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	保)障がい保健福祉部
子ども発達支援総合センター（ちくたく）での支援	子ども発達支援総合センター（ちくたく）は、複合施設として平成27年4月に開所され、発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供しています。	保) 子ども発達支援総合センター
子どもの心の診療ネットワーク事業	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内（コンシェルジュ事業）するほか、連携体制の全体管理や人材育成等（連携チーム事業）を行います。	保)障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	保)障がい保健福祉部

重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充	重度障がい者（児）及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	保)障がい保健福祉部
-----------------------	--	------------

■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係分野が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
医療的ケア児等の支援体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援し、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。	保)障がい保健福祉部
医療的ケア児への支援体制の拡充	小・中学校等に在学する医療的ケア児への支援のため、看護師を配置し、医療的ケアに係る体制の整備を進めます。	教) 学校教育部
公立保育所における医療的ケア児保育事業	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証します。	子) 子育て支援部
児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケアが必要な児童への対応のため、対象館に看護師を配置します。	子) 子ども育成部

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

＜施策の方向性＞

「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定にあたり、平成28年（2016年）に実施した実態調査において、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることが確認されたことから、同計画においては、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を、特に推進すべき施策として位置付けています。

具体的には、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行う子どもコーディネーターを全市的に配置するとともに、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりの活動を促進させる取組を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どものくらし支援コーディネート事業 (基本目標1-施策3にも掲載)	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげるコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者との連携体制を構築します。	子) 子ども育成部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標1-施策3、基本目標3-施策3にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動を支援します。	子) 子ども育成部

◆Point◆ 子どもコーディネーターの役割について

本計画では、基本施策「子どもの貧困対策の推進」の項目をはじめ、基本目標1－基本施策3「子どもを受け止め、育む環境づくり」のほか、活用を検討する地域資源の一例として、様々な箇所、「子どものコーディネーター」について記載しています。

子どもコーディネーターとは、平成30年（2018年）8月から新たに配置したもので、地域を巡回しながら、子どもやその家庭が抱える困難を早期に把握し、必要な支援につなげる役割を担っています。令和元年（2019年）8月からは、5名体制のもと、10区50地区を巡回し、困りごとをともに考え、支援の対象となる子ども・家庭に寄り添いながら、適切な支援につなげています。

【参考】子どもコーディネーター周知チラシ

SAPPORO
 ◆本事業は、札幌市からの委託により、公益財団法人さっぽろ青少年活動協会が実施しています。

「あうちのことで困ってる...誰かに相談のってほしい。」
 「子どもの進路で将来的にかかるお金が不安...どこに相談したらいいの？」
 「お子さんの様子が心配。どうサポートしたらいいの？」
 子どものくらしを支援する

子どもコーディネーター

に相談してみませんか？

電話番号 011-223-4421 (札幌市若者支援総合センター内)
 中) 南1条東2丁目大通バスセンタービル2F2階2階
 受付時間 10:00~18:00 (月曜日~金曜日、祝日およびセンター休館日 ※休館日)
 ※休館日については、こちらから確認できます (https://www.sapporo-youth.jp/center/news/)

どんなことをするの？

- ◆お子さんやご家族、まわりの方からの相談をお受けします。
- ◆困りごとをともに考え、適切な支援につなぎます。
- ◆地域に出向いて相談をお受けするほか、ご家庭を訪問し、お話を聞くこともできます。
- ◆電話での相談ももちろんOK!
- ◆費用は無料です。

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

<施策の方向性>

平成30年(2018年)3月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」では、「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」「経済的支援の推進」「利用者目線に立った広報の展開」を基本目標に掲げています。

ひとり親家庭等の自立を促進するための事業・取組等については、同計画に基づいて着実に推進します。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ひとり親家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭支援センター等運営事業	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	子) 子育て支援部
母子・婦人相談員による相談対応	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子どもを対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭スマイル応援事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	子) 子育て支援部
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、目的に応じた貸付けを行います。	子) 子育て支援部
母子生活支援施設の活用	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	子) 子育て支援部
児童扶養手当の支給 (基本目標2-施策4にも掲載)	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子) 子育て支援部

ひとり親家庭の保育所の優先入所	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時にひとり親・多子・大家族等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	都) 市街地整備部
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	保) 保険医療部

基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

＜施策の方向性＞

子どもたち一人一人が生きがいと誇りを持ち、自分の持てる力を十分発揮できる社会の実現に向けては、配慮を要する状況に置かれた子どもたちが受け入れられる多様性のある社会づくりを推進することが重要です。これまで述べてきた虐待、障がい、貧困、ひとり親等の配慮を要する子ども・子育て家庭への支援はもとより、民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの様々な配慮について、市民全般を対象に理解促進を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 (基本目標1-施策4にも掲載)	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進 (基本目標1-施策1、基本目標1-施策4、基本目標3-施策1にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (基本目標1-施策1にも掲載)	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
多文化共生推進事業 (基本目標1-施策4、基本目標2-施策2にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
帰国・外国人児童生徒支援事業	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、個々の状況に応じた支援を充実します。	教) 学校教育部
子ども向け男女共同参画意識啓発事業 (基本目標1-施策1にも掲載)	子どもたちが男女共同参画の理念を理解したうえで自己形成ができるよう、小学生や中学生向けに固定的役割分担意識の解消を目的としたパンフレットを制作、市立小学校や中学校に提供を行います。	市) 男女共同参画室
アイヌ伝統文化振興事業	小中高校生団体体験プログラムなどの充実を通じて、アイヌの伝統的な生活様式や文化などを市民に紹介し、また、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図ります。	市) 市民生活部

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

1 教育・保育及び地域子育て支援事業に関する需給計画について

- 市町村は5ヵ年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供することとされています。
- 「子ども・子育て支援事業計画」では、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を定めることとされています。
- 札幌市では、この章を札幌市の子ども・子育て支援事業計画の「需給計画」と位置付けています。

2 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域のことですが、札幌市においては原則として市内にある10の「行政区（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区）」とし、一部の事業についてのみ「札幌市全域」とします。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

(1) 教育・保育

事業名	概要	対象年齢
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0歳～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設	3歳～5歳
認定こども園	保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設	保育所部分 0歳～5歳 幼稚園部分 3歳～5歳
小規模保育事業	保育を必要とする乳幼児を保育所より少人数の単位で保育する事業	0歳～2歳
家庭的保育事業	保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業	
事業所内保育事業	保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子育て世帯の多様なニーズに対応し、地域子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の13事業が子ども・子育て支援法により位置付けられています。

	地域子ども・子育て支援事業	札幌市事業名
1	利用者支援に関する事業	・利用者支援事業（各区こそだてインフォメーション、ちあふる等、保育コーディネーター、保健センター）
2	時間外保育事業	・時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業	・児童クラブ ・民間児童育成会
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	・子育て短期支援事業（ショートステイ）
5	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業（常設の子育てサロン）
6	一時預かり事業（幼稚園型）	・幼稚園や認定こども園での一時預かり事業
7	一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	・保育所での一時預かり ・さっぽろ子育てサポートセンター事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病気以外・宿泊預かり）
8	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	・病後児デイサービス事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病児・病後児預かり）
9	乳児家庭全戸訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）
10	養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業	・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 ・産後のメンタルヘルス支援対策 ・妊婦支援相談事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦一般健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（※1）	・実費徴収に係る補足給付事業（※2）
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※1）	・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※3）

※1 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外となっている。

※2 低所得者世帯等の副食材料費（私学助成幼稚園のみ）及び生活保護世帯等に係る文房具等の購入・遠足等の行事参加費等（1～3号）に関して、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助するもの。

※3 新たに認可施設（事業）に参入する教育・保育施設等の事業者に対して、事業運営が軌道に乗るまでの間、事業運営上の相談・助言等を行うもの。

4 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

(1) 「量の見込み」の基本的な考え方

「量の見込み」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことですが、札幌市においては次の表の右欄に記載の考え方に基づき見込むこととします。

事業名等	量の見込みに当たっての考え方
<p>「教育・保育」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育等で就学前の子どもに対し提供される保育サービスのことで以下のとおり区分されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号⇒満3歳以上で保育の必要なし。教育の利用を希望 ・ 2号（学校教育利用希望）⇒満3歳以上で保育の必要があり、教育の利用も希望 ・ 2号（学校教育利用希望以外）⇒満3歳以上で保育の必要があるが、教育の利用は積極的には希望しない ・ 3号⇒3歳未満で保育の必要あり 	<p>国の手引きによる。</p> <p>なお、国の手引きにより推計される利用意向率は至近の利用意向率の向上幅を考慮し、今後も一定の率で変動するものとしします。</p>

※ この表にいう「国の手引き」とは、量の見込みを算出するために国が作成した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」を指します。

なお、国の手引きにおいては各年度における就学前児童数の推計数に、アンケート調査（札幌市では、平成30年（2018年）12月～平成31年（2019年）1月にかけて、市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して実施した「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」のことをいう。）により把握した利用意向率（現在は、保育所利用を希望していないが将来的に稼働して利用したいといった潜在的な利用意向を含む）を乗じることにより算出した数値を「量の見込み」とすることとされています。

(2) 提供体制（供給量）の「確保方策」の基本的な考え方

「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますが、その確保に当たっては、就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。

① 既存施設の活用

可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保します。

② 区間調整

各行政区においてニーズ量に対する供給量を確保することを基本としますが、居住区以外の施設を利用する児童が一定数いることを踏まえ、供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれの保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当することとします。

目標年度

令和3年(2021年)4月1日(※)時点における、札幌市全体の必要供給量を最大限確保します。また、増加する保育ニーズへの対応を加速し、ニーズ量>供給量となる行政区について、計画期間内の必要供給量を令和5年(2023年)4月までに確保します。

※ 「子育て安心プラン⁸⁵(平成29年6月公表)」及び国の手引きを踏まえたもの。

供給量確保の考え方

供給量の確保に当たっては、「供給量の確保の方策」のとおり、新規整備は最小限度に留まるよう既存の認可施設や事業者を最大限に活用して取組を進めるとともに、老朽化した施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境を確保していきます。また、国の基本指針⁸⁶に基づき企業主導型保育事業⁸⁷(定員のうち地域枠⁸⁸相当部分に限る。)や幼稚園等における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上します。

供給量の確保の方策

教育・保育の供給量確保については、既存施設の活用を優先することを前提とし、原則として以下の方策により供給量を確保します。

なお、本計画期間内においては1号の供給量は不足しない見込みであることから、既存保育所等から認定こども園への移行によるものを除き、1号のみの供給量確保を目的とした整備は行いません。

- ・ 既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ・ 既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- ・ 既存幼稚園等における一時預かり事業(2号教育)
- ・ 既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- ・ 企業主導型保育事業(地域枠)の活用

⁸⁵ 【子育て安心プラン】令和2年度(2020年度)末までに待機児童を解消すること及び女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を確保するとして国の計画。

⁸⁶ 【国の基本指針】子ども・子育て支援法第61条に基づき市町村が定める子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた指針。

⁸⁷ 【企業主導型保育事業】従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度(2016年度)に創設された事業。認可外保育施設に分類される。

⁸⁸ 【地域枠】企業主導型保育施設において、事業実施者に雇用されている者の監護する児童及び事業の実施者と連携した企業に雇用されている者の監護する児童以外の児童の受入枠。

※ 認定こども園については、4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こども園の場合は原則として1～3号の定員を設けることとします。

また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することについては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定することとします。そのために必要な範囲で需給調整の特例措置⁸⁹を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。

※ 地域型保育事業については、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認められる場合に供給量の確保方策とします。

※ 地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点からA型⁹⁰を確保方策とします。

※ 地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、主に従業員の福利厚生のために設置するという事業の性格を踏まえ、地域枠の定員の適正な設定を含め個別に設置の判断を行います。

※ 地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業⁹¹については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1対1で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）こととします。

※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととします。

※ 企業主導型保育事業（地域枠）については、地域枠利用者の勤務先と企業主導型保育事業者との提携により、その利用期間中において地域枠から従業員枠への変動が可能な制度であることを踏まえた上で、供給量を設定し、確保の方策とします。

⁸⁹ 【需給調整の特例措置】 認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があった場合、当該区域の供給量の確保の状況に関わらず、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととする特例。

⁹⁰ 【A型】 保育従事者全員が保育士資格を保有する小規模保育事業施設。

⁹¹ 【居宅訪問型保育事業】 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児について、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において保育を行う事業。

供給量の確保に向けた環境整備

保育の供給量確保に当たり、保育現場の担い手となる保育士等の人材確保及び資質向上についての重要性を考慮し、行政、各団体、養成校等がそれぞれ主体的な取組を推進するとともに、取組の効果が最大化するよう3者が連携・協力して保育士確保に関する取組を進めるものとします（「第4章 基本目標2」参照）。

(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」（全市）

■ 教育・保育に関する需給計画のポイント

ニーズ	需給計画のポイント
幼稚園等の教育 を利用したいと いうニーズ (※1)	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和7年（2025年）4月のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較すると、1号のニーズに2号のうち学校教育利用の希望が強いと考えられるニーズ量を加えても、（19,590人）＜供給量（25,371人）と大幅な供給過多となっています。供給量が不足する区においても区間調整により既存の幼稚園等で必要な供給量を確保できることから、新たな幼稚園の整備は行わないこととしています。
保育所等の保育 を利用したいと いうニーズ (※2)	札幌市全域で見ると、計画最終年度である令和7年（2025年）4月のニーズ量と計画初年度である令和2年度（2020年度）の供給量を比較すると、3～5歳の区別の不足の合計は2,613人となっていることから、行政区ごとにニーズ量に対して必要な供給量を確保するため、「供給確保の方策」で記載した手法により、必要な供給量を確保することとしています。 また、3号に関しても、一部区において不足（447人）が生じていることから、幼稚園の認定こども園への移行や保育所等の増改築において新たに設定する3号の利用定員により確保を図るほか、小規模保育の新規整備等により、必要な供給量を確保することとしています。
ニーズ変化への 対応	令和元年（2019年）10月から開始された幼児教育・保育の無償化や、国が「子育て安心プラン」において予測する将来的な女性就業率の上昇に伴う保育利用率の上昇や就学前児童数の変動、大規模開発等により、計画策定後に判明するニーズの変化には、「量の見込み」を適切に補正することにより対応することとします。

※1 詳細な需給計画の表における「3～5歳教育のみ（1号）」及び「3～5歳保育の必要性あり（2号）」のうち「学校教育利用希望強い」の「①量の見込み」欄に記載されている数値を合計したものが幼稚園等の教育を利用したいというニーズの量

※2 詳細な需給計画の表における「3～5歳保育の必要性あり（2号）」、「1・2歳保育の必要性あり（3号）」及び「0歳保育の必要性あり（3号）」の「①量の見込み」の欄に記載されている数値を合計したものが保育所等の保育を利用したいというニーズの量

■ 「量の見込み」及び「確保方策」(全市)

教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	16,548	6,130	17,273	12,529	2,560
			23,403		15,089	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,751	1,758	15,502	10,077	3,058
	特定地域型保育事業				1,840	460
	確認を受けない幼稚園	5,620				
	幼稚園一時預かり事業		4,620		104	
	企業主導型保育事業			345	509	212
		25,371	6,378	15,847	12,530	3,730
			22,225		16,260	
②-①	過不足	8,823	248	▲1,426	1	1,170
			▲1,178		1,171	
	認定こども園特例枠	100	113	0	44	14
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	16,214	6,008	17,558	12,267	2,581
			23,566		14,848	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,842	2,206	16,194	10,748	3,165
	特定地域型保育事業				1,894	463
	確認を受けない幼稚園	5,150				
	幼稚園一時預かり事業		4,620		104	
	企業主導型保育事業			345	509	212
		24,992	6,826	16,539	13,255	3,840
			23,365		17,095	
②-①	過不足	8,778	818	▲1,019	988	1,259
			▲201		2,247	
	認定こども園特例枠	16	68	0	102	33
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	15,380	5,976	17,481	12,289	2,609
			23,457		14,898	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,692	2,388	16,965	11,284	3,240
	特定地域型保育事業				1,984	468
	確認を受けない幼稚園	5,150				
	幼稚園一時預かり事業		4,620		104	
	企業主導型保育事業			345	509	212
		24,842	7,008	17,310	13,881	3,920
			24,318		17,801	
②-①	過不足	9,462	1,032	▲171	1,592	1,311
			861		2,903	
	認定こども園特例枠	37	63	0	46	18
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	14,749	6,004	17,576	12,329	2,644
			23,580		14,973	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,743	2,636	17,481	11,710	3,300
	特定地域型保育事業				1,984	468
	確認を受けない幼稚園	4,970				
	幼稚園一時預かり事業		4,620		104	
	企業主導型保育事業			345	509	212
		24,713	7,256	17,826	14,307	3,980
			25,082		18,287	
②-①	過不足	9,964	1,252	250	1,978	1,336
			1,502		3,314	
	認定こども園特例枠	36	78	3	57	14

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	14,080	6,000	17,576	12,404	2,671
			23,576		15,075	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,692	2,706	17,558	11,776	3,317
	特定地域型保育事業				1,984	468
	確認を受けない幼稚園	4,970				
	幼稚園一時預かり事業		4,620		104	
	企業主導型保育事業			345	509	212
		24,662	7,326	17,903	14,373	3,997
			25,229		18,370	
②-①	過不足	10,582	1,326	327	1,969	1,326
			1,653		3,295	
	認定こども園特例枠	19	45	0	3	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	13,497	6,093	17,862	12,478	2,699
			23,955		15,177	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	19,692	2,706	17,558	11,776	3,317
	特定地域型保育事業				1,984	468
	確認を受けない幼稚園	4,970				
	幼稚園一時預かり事業		4,620		104	
	企業主導型保育事業			345	509	212
		24,662	7,326	17,903	14,373	3,997
			25,229		18,370	
②-①	過不足	11,165	1,233	41	1,895	1,298
			1,274		3,193	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

全ての事業について、計画最終年度の令和6年度（2024年度）までに、供給量 \geq ニーズ量とします。

(1) 利用者支援事業

札幌市事業	・利用者支援事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築等を行う事業。 ●基本型：各区こそだてインフォメーション 区保育・子育て支援センター（ちあふる）等 ●特定型：各区保育コーディネーター ●母子保健型：各区保健センター 		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は、施設や事業の紹介等を含む支援と位置付け、行政によるものとする。 ・基本型・特定型・母子保健型について下記内訳で供給する。 ●区役所の窓口別箇所数 <ul style="list-style-type: none"> ①各区こそだてインフォメーション（基本型） ②各区保育コーディネーター（特定型） ③各区保健センター（母子保健型） ●区保育・子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> ④各区保育・子育て支援センター（ちあふる）等（基本型） 		

（箇所）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	基本型 特定型	30	30	30	30	30
②確保方策	基本型 特定型	30	30	30	30	30
②—①	過不足	0	0	0	0	0

（箇所）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	母子 保健型	10	10	10	10	10
確保方策	母子 保健型	10	10	10	10	10
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

札幌市事業	・ 時間外保育事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 通常の保育時間の前後に延長して保育を実施する事業		
基本的な考 え方	・ 全体の教育・保育ニーズの変動に合わせて本事業の量の見込みを算定する。 ・ 時間外保育実施予定の保育所、認定こども園、地域型保育事業所において、 量の見込みを上回る供給量を確保する。		

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		17,637	17,661	17,646	17,739	17,794
②確保方策		31,490	33,202	34,778	36,119	36,186
②—①	過不足	13,853	15,541	17,132	18,380	18,392

(3) 放課後児童健全育成事業

札幌市事業	・ 児童クラブ ・ 民間児童育成会	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 放課後帰宅しても保護者が就労等により不在となる小学生に対して、適切な遊び場や生活の場を与える事業		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みについて、1年生はニーズ調査の結果を用い、2年生から6年生は、前年度の登録実績に過去の実績による遞減率（※）と登録数の増加率を加味して算定する。 ・ 小学校の児童数が多い場合などに、一部の施設に児童が集中する傾向があるため、ミニ児童会館の拡張、学校と併設した児童会館の再整備を進め、過密化の解消を図る。 ・ ミニ児童会館については、放課後の時間帯に学校で使用していない教室等を使用できるよう各学校と調整を行い、放課後等専用区画⁹²とするなどの方法で過密化解消に努める。 <p>（※）学年が上がるにつれて登録数が減少する傾向があるため遞減率を用いる。</p>		

（人）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	全体	21,701	21,794	21,479	20,759	20,114
	1年生	4,787	4,704	4,738	4,517	4,446
	2年生	6,295	4,920	4,932	4,938	4,708
	3年生	5,038	5,717	4,572	4,552	4,555
	4年生	3,169	3,485	3,882	3,045	3,033
	5年生	1,552	1,830	2,088	2,312	1,841
	6年生	860	1,138	1,267	1,395	1,531
②確保方策	専用区画	18,314	18,341	18,488	18,488	18,488
	放課後等専用区画	4,621	5,010	5,138	5,057	4,954
②—①	過不足	1,234	1,557	2,147	2,786	3,328

⁹² 【放課後等専用区画】 児童会館の体育室への特別な措置又は放課後における学校施設の活用等によって確保した区画。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

札幌市事業	・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	教育・保育 提供区域	全市
事業概要	・ 保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に児童養護施設等で預かる事業		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の利用理由の半数以上が育児不安・育児疲れであり、養護相談対応件数が年々増加していることを踏まえ、ニーズ調査の結果に、過去3年の養護相談の伸び率を加味して量の見込みを算定する。 ・ 本事業を実施する市内児童養護施設及び乳児院において、量の見込みを上回る供給量を確保する。 		

（人日）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		1,141	1,209	1,282	1,358	1,440
②確保方策		3,988	3,988	3,988	3,988	3,988
②—①	過不足	2,847	2,779	2,706	2,630	2,548

(5) 地域子育て支援拠点事業

札幌市事業	・ 地域子育て支援拠点事業（常設の子育てサロン）	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 子育て家庭が身近な場所で気軽に集い、自由に交流や情報交換等ができる常設の子育てサロン		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みは、国手引きにより算出したものから、子ども・子育て支援新制度において3号認定を受ける児童（保育所等を利用するための地域子育て支援拠点事業を利用しないものと考えられる児童）に係る分を差し引いて算定する。 ・ 本事業は無料かつ、利用制限のない事業であることから利用希望者全てを受け入れており、供給量は平成31年（2019年）4月1日現在の常設子育てサロンにおける利用可能人数に過去の開催実績を乗じて算定する。 		

（人回）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		39,046	37,782	37,205	36,702	36,263
②確保方策		52,265	53,299	54,371	55,481	56,631
②—①	過不足	13,219	15,517	17,166	18,779	20,368

(6) 一時預かり事業（幼稚園型）

札幌市事業	・ 幼稚園や認定こども園での一時預かり事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 幼稚園・認定こども園（教育利用）の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を預かる事業。		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みについて、「子ども・子育て支援新制度において2号認定による定期的な利用を希望する方」は、一時預かり事業ではなく、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）の利用も想定されるため、国手引きにより算出したものから、認定こども園（幼稚園から認定こども園に移行した施設のみ）の利用定員分を除いて算定する。 ・ 確保方策については、現在、幼稚園型の一時預かり事業を実施している施設における「年間利用可能日数×定員」として算定する。 		

（人日）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1号認定による利用	176,034	172,448	165,454	160,327	154,644
	2号認定による定期的な利用	996,736	970,098	913,063	875,309	830,339
②確保方策		1,192,256	1,192,256	1,192,256	1,192,256	1,192,256
②—①	過不足	19,486	49,710	113,739	156,620	207,273

(7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

札幌市事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所での一時預かり ・ さっぽろ子育てサポートセンター事業（未就学児） ・ 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病気以外・宿泊預かり） 	教育・保育提供区域	行政区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を実施する事業。 ・ 子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。 		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みについて、「子ども・子育て支援新制度において2号認定、3号認定を受ける児童」は、日中、教育・保育サービスを受けることから、一時預かり事業を利用する可能性が低いことを考慮し、国手引きにより算出したものから除いて算定する。 ・ 確保方策について、「一時預かり事業（幼稚園型除く）」は、保育園、認定こども園等における受入れ可能児童数により算定する。「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）」は、推計提供会員数、過去の未就学児の利用割合及び提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算定する。 		

(人日)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		148,206	144,580	142,112	140,502	138,669
②確保方策	一時預かり事業（幼稚園型除く）	419,015	434,258	447,311	447,311	447,311
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）	24,741	24,662	24,582	24,614	24,741
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）					
②—①	過不足	295,550	314,340	329,781	331,423	333,383

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

札幌市事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児デイサービス事業 ・札幌市こども緊急サポートネットワーク事業（病児・病後児預かり） 	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児を一時的に預かる事業 		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みについて、国手引きにより算出したもののうち、ニーズ調査にて「子どもを見てもらえる親族・知人がいない」と回答した方を対象として算定する。 ・確保方策について、「病児保育事業（病後児デイサービス）」は、施設数、1日の利用定員数、開所日数から供給量を算定し、「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）」は、推計提供会員数、過去の提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算定。 ・病後児デイサービスの施設数を拡充するほか、こども緊急サポートネットワークは提供会員の増を目指すことで、令和4年度（2022年度）までに量の見込みに対応した供給量を確保する。 		

（人日）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		39,612	38,604	37,541	36,768	35,961
②確保方策	病児保育事業	8,148	9,312	9,312	9,312	9,312
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	29,198	28,937	28,775	28,709	28,644
②—①	過不足	▲2,266	▲355	546	1,253	1,995

(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

札幌市事業	・ さっぽろ子育てサポートセンター事業（就学時）	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい費人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量の見込みについては、国手引きにより算出したニーズ量の利用会員数に利用実績を乗じて算定。 ・ 確保方策については、推計提供会員数、過去の提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算定する。 		

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	全体	3,558	2,721	2,105	1,598	1,226
	低学年 (6-8歳)	1,733	1,345	1,047	786	600
	高学年 (9-11歳)	1,825	1,376	1,058	810	626
②確保方策		13,447	13,420	13,440	13,505	13,583
②—①	過不足	9,889	10,699	11,335	11,909	12,357

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

札幌市事業	・ 乳幼児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・ 妊娠・出産・育児に関する正しい知識と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う事業。		
基本的な考え方	・ 量の見込み及び確保方策として、各年度における0歳児の推計人口から算定する。		

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		12,556	12,353	12,201	12,076	11,928
②確保方策		12,556	12,353	12,201	12,076	11,928
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業

札幌市事業	・保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 ・産後のメンタルヘルス支援対策 ・妊婦支援相談事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・育児不安の軽減及び育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う事業等。		
基本的な考え方	・量の見込み及び確保方策として、以下の事業の実績及び伸び率と各年度の0歳推計人口により算定する。 ①保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業による訪問件数を推計。 ②産後のメンタルヘルス支援対策で継続支援となる件数を推計。 ③妊婦支援相談事業で継続支援となる件数を推計。		

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		4,986	5,056	5,182	5,311	5,444
②確保方策		4,986	5,056	5,182	5,311	5,444
②—①	過不足	0	0	0	0	0

(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

札幌市事業	・妊婦一般健康診査事業	教育・保育 提供区域	行政区
事業概要	・妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成する事業。		
基本的な考え方	・量の見込み及び確保方策として、将来推計妊娠届出数、妊娠届出数に対する妊婦健診受診者数の割合等を踏まえ算定する。		

(人回)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		191,727	191,972	188,908	180,298	178,139
②確保方策		191,727	191,972	188,908	180,298	178,139
②—①	過不足	0	0	0	0	0

6 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 中央区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,229	621	1,824	1,350	355
			2,445		1,705	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,719	68	1,596	969	322
	特定地域型保育事業				355	90
	確認を受けない幼稚園	220				
	幼稚園一時預かり事業		370		15	
	企業主導型保育事業			132	178	68
		1,939	438	1,728	1,517	480
			2,166		1,997	
②-①	過不足	▲ 290	▲ 183	▲ 96	167	125
			▲ 279		292	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,184	609	1,854	1,322	358
			2,463		1,680	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,719	68	1,738	1,035	330
	特定地域型保育事業				355	90
	確認を受けない幼稚園	220				
	幼稚園一時預かり事業		370		15	
	企業主導型保育事業			132	178	68
		1,939	438	1,870	1,583	488
			2,308		2,071	
②-①	過不足	▲ 245	▲ 171	16	261	130
			▲ 155		391	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,072	606	1,846	1,324	362
			2,452		1,686	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,719	68	1,829	1,079	335
	特定地域型保育事業				355	90
	確認を受けない幼稚園	220				
	幼稚園一時預かり事業		370		15	
	企業主導型保育事業			132	178	68
		1,939	438	1,961	1,627	493
			2,399		2,120	
②-①	過不足	▲ 133	▲ 168	115	303	131
			▲ 53		434	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,987	609	1,856	1,328	367
			2,465		1,695	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,719	68	1,829	1,079	335
	特定地域型保育事業				355	90
	確認を受けない幼稚園	220				
	幼稚園一時預かり事業		370		15	
	企業主導型保育事業			132	178	68
		1,939	438	1,961	1,627	493
			2,399		2,120	
②-①	過不足	▲ 48	▲ 171	105	299	126
			▲ 66		425	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,897	608	1,856	1,336	371
			2,464		1,707	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,694	93	1,908	1,142	353
	特定地域型保育事業				355	90
	確認を受けない幼稚園	220				
	幼稚園一時預かり事業		370		15	
	企業主導型保育事業			132	178	68
		1,914	463	2,040	1,690	511
			2,503		2,201	
②-①	過不足	17	▲ 145	184	354	140
			39		494	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,818	617	1,886	1,344	375
			2,503		1,719	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,694	93	1,908	1,142	353
	特定地域型保育事業				355	90
	確認を受けない幼稚園	220				
	幼稚園一時預かり事業		370		15	
	企業主導型保育事業			132	178	68
		1,914	463	2,040	1,690	511
			2,503		2,201	
②-①	過不足	96	▲ 154	154	346	136
			0		482	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		1,923	1,926	1,925	1,935	1,942
②確保の内容		3,432	3,565	3,698	3,850	3,874
②-①	過不足	1,509	1,639	1,773	1,915	1,932

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	1,920	1,883	1,863	1,803	1,758
	1年生	409	416	404	391	393
	2年生	549	429	436	424	410
	3年生	427	500	390	397	385
	4年生	289	306	358	280	285
	5年生	157	135	173	203	159
	6年生	89	97	102	108	126
②確保の内容	専用区画	1,705	1,705	1,778	1,778	1,778
	放課後等専用区画	233	232	194	194	194
②-①	過不足	18	54	109	169	214

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,399	4,264	4,208	4,162	4,120
②確保の内容		11,476	11,476	11,476	11,476	11,476
②-①	過不足	7,077	7,212	7,268	7,314	7,356

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	37,080	36,256	35,038	34,043	32,972
	2号認定による定期的な利用	101,900	99,240	95,312	92,105	88,650
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	93,970	93,970	93,970	93,970	93,970
③区間調整		45,010	41,526	36,380	32,178	27,652
②-①	過不足	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライスタイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	38
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	30,518	31,248	31,978	31,978	31,978
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	3,629	3,678	3,727	3,776	3,825
	子育て短期支援事業(トワライスタイ)					
	区間調整	▲ 3,051				
②-①	過不足	31,096	34,926	35,705	35,754	35,765

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		4,768	4,643	4,533	4,443	4,350
②確保の内容	病児保育事業	0	1,164	1,164	1,164	1,164
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,421	3,421	3,421	3,421	3,421
	区間調整	238	58	▲ 52	▲ 142	▲ 235
②-①	過不足	▲ 1,109	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	3,481	3,532	3,583	3,634	3,684
	区間調整	▲ 2,651	▲ 1,952	▲ 1,436	▲ 1,010	▲ 695
②-①	過不足	830	1,580	2,147	2,624	2,989

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,546	1,527	1,509	1,497	1,481
②確保の内容		1,546	1,527	1,509	1,497	1,481
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	701	723	737	755	780
②確保の内容		701	723	737	755	780
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(2) 北区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,454	966	3,018	2,220	366
			3,984		2,586	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,487	484	2,454	1,742	502
	特定地域型保育事業				223	62
	確認を受けない幼稚園	590				
	幼稚園一時預かり事業		705		18	
	企業主導型保育事業			17	39	18
		4,077	1,189	2,471	2,022	582
			3,660		2,604	
②-①	過不足	1,623	223	▲ 547	▲ 198	216
			▲ 324		18	
認定こども園特例枠		30	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,405	947	3,068	2,174	369
			4,015		2,543	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,477	570	2,538	1,840	516
	特定地域型保育事業				223	62
	確認を受けない幼稚園	590				
	幼稚園一時預かり事業		705		18	
	企業主導型保育事業			17	39	18
		4,067	1,275	2,555	2,120	596
			3,830		2,716	
②-①	過不足	1,662	328	▲ 513	▲ 54	227
			▲ 185		173	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	9
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,281	942	3,054	2,178	373
			3,996		2,551	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,477	570	2,652	1,898	523
	特定地域型保育事業				223	62
	確認を受けない幼稚園	590				
	幼稚園一時預かり事業		705		18	
	企業主導型保育事業			17	39	18
		4,067	1,275	2,669	2,178	603
			3,944		2,781	
②-①	過不足	1,786	333	▲ 385	0	230
			▲ 52		230	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,187	946	3,071	2,185	378
			4,017		2,563	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,456	600	2,759	1,984	535
	特定地域型保育事業				223	62
	確認を受けない幼稚園	590				
	幼稚園一時預かり事業		705		18	
	企業主導型保育事業			17	39	18
		4,046	1,305	2,776	2,264	615
			4,081		2,879	
②-①	過不足	1,859	359	▲ 295	79	237
			64		316	
認定こども園特例枠		9	30	0	22	5

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,088	945	3,071	2,198	382
			4,016		2,580	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,456	600	2,759	1,984	535
	特定地域型保育事業				223	62
	確認を受けない幼稚園	590				
	幼稚園一時預かり事業		705		18	
	企業主導型保育事業			17	39	18
		4,046	1,305	2,776	2,264	615
			4,081		2,879	
②-①	過不足	1,958	360	▲ 295	66	233
			65		299	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,002	960	3,121	2,211	386
			4,081		2,597	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	3,456	600	2,759	1,984	535
	特定地域型保育事業				223	62
	確認を受けない幼稚園	590				
	幼稚園一時預かり事業		705		18	
	企業主導型保育事業			17	39	18
		4,046	1,305	2,776	2,264	615
			4,081		2,879	
②-①	過不足	2,044	345	▲ 345	53	229
			0		282	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		3,054	3,058	3,055	3,071	3,080
②確保の内容		5,314	5,573	5,743	5,966	5,966
②-①	過不足	2,260	2,515	2,688	2,895	2,886

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	3,368	3,300	3,150	2,966	2,855
	1年生	660	656	660	618	641
	2年生	1,017	693	687	692	648
	3年生	806	925	630	625	629
	4年生	518	578	663	452	448
	5年生	248	294	328	376	256
	6年生	119	154	182	203	233
②確保の内容	専用区画	2,717	2,734	2,734	2,734	2,734
	放課後等専用区画	651	566	543	543	543
②-①	過不足	0	0	127	311	422

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	6,644	6,402	6,307	6,226	6,155
②確保の内容		7,333	7,496	7,663	7,834	8,009
②-①	過不足	689	1,094	1,356	1,608	1,854

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	25,717	25,520	24,656	24,223	23,359
	2号認定による定期的な利用	112,382	110,700	103,314	99,622	92,236
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	174,811	174,811	174,811	174,811	174,811
③区間調整		▲ 36,712	▲ 38,591	▲ 46,841	▲ 50,966	▲ 59,216
②-①	過不足	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライスタイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		20,180	19,408	19,145	18,904	18,718
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	70,670	71,400	72,130	72,130	72,130
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	4,709	4,754	4,798	4,843	4,935
	子育て短期支援事業(トワライスタイ)					
③区間調整						
②-①	過不足	55,199	56,746	57,783	58,069	58,347

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		5,071	4,964	4,839	4,765	4,649
②確保の内容	病児保育事業	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	4,145	4,053	3,961	3,869	3,776
	区間調整	▲ 238	▲ 253	▲ 276	0	0
②-①	過不足	0	0	10	268	291

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		3,558	2,721	2,105	1,596	1,226
	低学年(6-8歳)	1,733	1,345	1,047	786	600
	高学年(9-11歳)	1,825	1,376	1,058	810	626
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	372	375	379	383	391
	区間調整	3,186	2,346	1,726	1,213	835
②-①	過不足	0	0	0	0	0

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,797	1,768	1,746	1,730	1,708
②確保の内容		1,797	1,768	1,746	1,730	1,708
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	491	494	502	507	526
②確保の内容		491	494	502	507	526
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(3) 東区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,365	482	2,491	1,897	330
			2,973		2,227	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,852	372	2,461	1,667	501
	特定地域型保育事業				213	42
	確認を受けない幼稚園	500				
	幼稚園一時預かり事業		798		10	
	企業主導型保育事業			64	74	23
		3,352	1,170	2,525	1,964	566
			3,695		2,530	
②-①	過不足	987	688	34	67	236
			722		303	
認定こども園特例枠		45	53		22	3
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,317	472	2,532	1,857	333
			3,004		2,190	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,852	372	2,485	1,673	501
	特定地域型保育事業				213	42
	確認を受けない幼稚園	500				
	幼稚園一時預かり事業		798		10	
	企業主導型保育事業			64	74	23
		3,352	1,170	2,549	1,970	566
			3,719		2,536	
②-①	過不足	1,035	698	17	113	233
			715		346	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,198	469	2,521	1,860	337
			2,990		2,197	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,862	387	2,509	1,691	504
	特定地域型保育事業				213	42
	確認を受けない幼稚園	500				
	幼稚園一時預かり事業		798		10	
	企業主導型保育事業			64	74	23
		3,362	1,185	2,573	1,988	569
			3,758		2,557	
②-①	過不足	1,164	716	52	128	232
			768		360	
認定こども園特例枠		10	15	0	12	3
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,108	471	2,535	1,866	341
			3,006		2,207	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,883	387	2,512	1,696	504
	特定地域型保育事業				213	42
	確認を受けない幼稚園	500				
	幼稚園一時預かり事業		798		10	
	企業主導型保育事業			64	74	23
		3,383	1,185	2,576	1,993	569
			3,761		2,562	
②-①	過不足	1,275	714	41	127	228
			755		355	
認定こども園特例枠		21	0	3	5	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	2,012	471	2,535	1,878	344
			3,006		2,222	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,893	387	2,512	1,696	504
	特定地域型保育事業				213	42
	確認を受けない幼稚園	500				
	幼稚園一時預かり事業		798		10	
	企業主導型保育事業			64	74	23
		3,393	1,185	2,576	1,993	569
			3,761		2,562	
②-①	過不足	1,381	714	41	115	225
			755		340	
認定こども園特例枠		10	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,929	478	2,576	1,889	348
			3,054		2,237	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,893	387	2,512	1,696	504
	特定地域型保育事業				213	42
	確認を受けない幼稚園	500				
	幼稚園一時預かり事業		798		10	
	企業主導型保育事業			64	74	23
		3,393	1,185	2,576	1,993	569
			3,761		2,562	
②-①	過不足	1,464	707	0	104	221
			707		325	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		2,571	2,573	2,571	2,584	2,593
②確保の内容		5,144	5,173	5,230	5,238	5,238
②-①	過不足	2,573	2,600	2,659	2,654	2,645

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	3,142	3,061	2,934	2,812	2,693
	1年生	616	623	626	615	577
	2年生	909	646	653	656	645
	3年生	753	827	588	594	597
	4年生	477	540	593	421	426
	5年生	250	270	306	336	239
	6年生	137	155	168	190	209
②確保の内容	専用区画	2,853	2,853	2,853	2,853	2,853
	放課後等専用区画	465	465	465	465	465
②-①	過不足	176	257	384	506	625

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,398	4,286	4,191	4,106	4,030
②確保の内容		6,211	6,431	6,659	6,895	7,139
②-①	過不足	1,813	2,145	2,468	2,789	3,109

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	23,677	23,086	22,267	21,406	20,865
	2号認定による定期的な利用	46,701	43,779	39,725	35,464	32,786
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	210,821	210,821	210,821	210,821	210,821
③区間調整		▲ 131,607	▲ 127,136	▲ 103,818	▲ 93,200	▲ 71,385
②-①	過不足	8,836	16,820	45,011	60,751	85,785

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライスタイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		14,646	14,273	14,005	13,788	13,557
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	55,048	55,048	55,048	55,048	55,048
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	3,180	3,096	3,012	2,927	2,884
	子育て短期支援事業(トワライスタイ)					
②-①	区間調整					
	過不足	43,582	43,871	44,055	44,187	44,375

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		4,923	4,799	4,659	4,521	4,422
②確保の内容	病児保育事業	2,328	2,328	2,328	2,328	2,328
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	1,699	1,604	1,510	1,416	1,321
	区間調整	0	253	821	777	773
②-①	過不足	▲ 896	▲ 614	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	818	797	776	754	744
②-①	区間調整	▲ 535	▲ 394	▲ 290	▲ 203	▲ 140
	過不足	283	403	486	551	604

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,906	1,861	1,826	1,793	1,759
②確保の内容		1,906	1,861	1,826	1,793	1,759
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	719	730	745	759	774
②確保の内容		719	730	745	759	774
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(4) 白石区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,592	577	2,041	1,612	351
			2,618		1,963	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,483	203	2,009	1,361	448
	特定地域型保育事業				173	45
	確認を受けない幼稚園	110				
	幼稚園一時預かり事業		529		0	
	企業主導型保育事業			23	59	29
		2,593	732	2,032	1,593	522
			2,764		2,115	
②-①	過不足	1,001	155	▲ 9	▲ 19	171
			146		152	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,560	565	2,075	1,578	354
			2,640		1,932	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,425	251	2,024	1,385	451
	特定地域型保育事業				173	45
	確認を受けない幼稚園	110				
	幼稚園一時預かり事業		529		0	
	企業主導型保育事業			23	59	29
		2,535	780	2,047	1,617	525
			2,827		2,142	
②-①	過不足	975	215	▲ 28	39	171
			187		210	
認定こども園特例枠		10	48	0	12	2
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,480	562	2,066	1,581	358
			2,628		1,939	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,440	251	2,024	1,385	451
	特定地域型保育事業				173	45
	確認を受けない幼稚園	110				
	幼稚園一時預かり事業		529		0	
	企業主導型保育事業			23	59	29
		2,550	780	2,047	1,617	525
			2,827		2,142	
②-①	過不足	1,070	218	▲ 19	36	167
			199		203	
認定こども園特例枠		27	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,419	565	2,077	1,586	363
			2,642		1,949	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,380	299	2,048	1,403	451
	特定地域型保育事業				173	45
	確認を受けない幼稚園	110				
	幼稚園一時預かり事業		529		0	
	企業主導型保育事業			23	59	29
		2,490	828	2,071	1,635	525
			2,899		2,160	
②-①	過不足	1,071	263	▲ 6	49	162
			257		211	
認定こども園特例枠		0	48	0	12	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,355	565	2,077	1,596	367
			2,642		1,963	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,389	299	2,046	1,406	450
	特定地域型保育事業				173	45
	確認を受けない幼稚園	110				
	幼稚園一時預かり事業		529		0	
	企業主導型保育事業			23	59	29
		2,499	828	2,069	1,638	524
			2,897		2,162	
②-①	過不足	1,144	263	▲ 8	42	157
			255		199	
	認定こども園特例枠	9	0	0	3	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,299	574	2,111	1,606	371
			2,685		1,977	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,389	299	2,046	1,406	450
	特定地域型保育事業				173	45
	確認を受けない幼稚園	110				
	幼稚園一時預かり事業		529		0	
	企業主導型保育事業			23	59	29
		2,499	828	2,069	1,638	524
			2,897		2,162	
②-①	過不足	1,200	254	▲ 42	32	153
			212		185	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		2,182	2,184	2,183	2,194	2,202
②確保の内容		4,008	4,094	4,094	4,180	4,180
②-①	過不足	1,826	1,910	1,911	1,986	1,978

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	2,391	2,676	2,884	2,965	2,937
	1年生	689	708	723	681	627
	2年生	677	722	743	758	714
	3年生	510	616	657	676	690
	4年生	319	366	442	471	484
	5年生	133	181	207	250	267
	6年生	63	83	112	129	155
②確保の内容	専用区画	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854
	放課後等専用区画	537	822	1,030	1,111	1,083
②-①	過不足	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,950	4,972	4,944	4,922	4,905
②確保の内容		4,228	4,412	4,604	4,804	5,013
②-①	過不足	▲ 722	▲ 560	▲ 340	▲ 118	108

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	11,781	11,241	10,888	10,663	10,712
	2号認定による定期的な利用	83,452	77,214	73,134	70,532	71,094
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	144,366	144,366	144,366	144,366	144,366
③区間調整		▲ 47,321	▲ 43,443	▲ 32,750	▲ 24,538	▲ 16,641
②-①	過不足	1,812	12,468	27,594	38,633	45,919

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライスタイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		13,577	13,598	13,500	13,428	13,388
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	46,428	46,428	46,428	46,428	46,428
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,865	1,901	1,936	2,048	2,159
	子育て短期支援事業(トワライスタイ)					
②-①	区間調整 過不足	34,716	34,731	34,864	35,048	35,199

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		5,599	5,485	5,386	5,320	5,322
②確保の内容	病児保育事業	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,386	2,291	2,196	2,100	2,005
	区間調整	1,807	2,030	2,026	2,056	2,153
②-①	過不足	▲ 242	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	642	656	669	709	749
②-①	区間調整 過不足	642	656	669	709	749

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,634	1,625	1,618	1,613	1,607
②確保の内容		1,634	1,625	1,618	1,613	1,607
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	702	705	711	716	720
②確保の内容		702	705	711	716	720
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(5) 厚別区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	734	391	929	715	95
			1,320		810	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,575	238	779	558	175
	特定地域型保育事業				16	3
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園一時預かり事業		441		0	
	企業主導型保育事業			10	14	6
		1,575	679	789	588	184
			1,468		772	
②-①	過不足	841	288	▲ 140	▲ 127	89
			148		▲ 38	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	719	383	944	700	96
			1,327		796	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,530	258	779	573	180
	特定地域型保育事業				52	5
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園一時預かり事業		441		0	
	企業主導型保育事業			10	14	6
		1,530	699	789	639	191
			1,488		830	
②-①	過不足	811	316	▲ 155	▲ 61	95
			161		34	
認定こども園特例枠		0	20	0	0	5
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	682	381	940	701	97
			1,321		798	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,400	288	803	619	195
	特定地域型保育事業				106	8
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園一時預かり事業		441		0	
	企業主導型保育事業			10	14	6
		1,400	729	813	739	209
			1,542		948	
②-①	過不足	718	348	▲ 127	38	112
			221		150	
認定こども園特例枠		0	30	0	22	15
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	654	383	945	703	98
			1,328		801	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,406	288	803	619	195
	特定地域型保育事業				106	8
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園一時預かり事業		441		0	
	企業主導型保育事業			10	14	6
		1,406	729	813	739	209
			1,542		948	
②-①	過不足	752	346	▲ 132	36	111
			214		147	
認定こども園特例枠		6	0	0	0	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	624	383	945	707	99
			1,328		806	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,381	313	803	619	195
	特定地域型保育事業				106	8
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園一時預かり事業		441		0	
	企業主導型保育事業			10	14	6
		1,381	754	813	739	209
			1,567		948	
②-①	過不足	757	371	▲132	32	110
			239		142	
認定こども園特例枠		0	25	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	598	389	960	711	100
			1,349		811	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,381	313	803	619	195
	特定地域型保育事業				106	8
	確認を受けない幼稚園	0				
	幼稚園一時預かり事業		441		0	
	企業主導型保育事業			10	14	6
		1,381	754	813	739	209
			1,567		948	
②-①	過不足	783	365	▲147	28	109
			218		137	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		948	948	947	952	954
②確保の内容		1,690	1,764	1,927	1,927	1,951
②-①	過不足	742	816	980	975	997

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	1,406	1,405	1,388	1,359	1,321
	1年生	340	318	306	296	290
	2年生	345	357	333	321	311
	3年生	307	314	324	303	292
	4年生	214	220	225	233	217
	5年生	119	122	125	128	132
	6年生	81	74	75	78	79
②確保の内容	専用区画	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427
	放課後等専用区画	272	272	272	272	272
②-①	過不足	293	294	311	340	378

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,123	2,085	2,046	2,015	1,982
②確保の内容		3,076	3,081	3,086	3,091	3,096
②-①	過不足	953	996	1,040	1,076	1,114

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	10,316	10,011	9,787	9,602	9,425
	2号認定による定期的な利用	25,085	22,522	20,628	19,067	17,581
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	113,510	113,510	113,510	113,510	113,510
③区間調整		▲ 69,271	▲ 61,484	▲ 45,532	▲ 35,000	▲ 30,000
②-①	過不足	8,838	19,493	37,563	49,841	56,504

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライスタイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		17,019	16,664	16,336	16,074	15,803
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	41,632	41,632	41,632	41,632	41,632
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	2,475	2,509	2,542	2,575	2,608
	子育て短期支援事業(トワライスタイ)					
③区間調整						
②-①	過不足	27,088	27,477	27,838	28,133	28,437

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		2,079	2,029	1,987	1,953	1,919
②確保の内容	病児保育事業	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	2,528	2,438	2,347	2,257	2,167
	区間調整	▲ 1,613	▲ 1,573	▲ 1,524	▲ 1,468	▲ 1,412
②-①	過不足	0	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	944	958	973	987	1,002
③区間調整						
②-①	過不足	944	958	973	987	1,002

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	644	632	622	615	602
②確保の内容		644	632	622	615	602
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	270	275	282	294	305
②確保の内容		270	275	282	294	305
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(6) 豊平区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,928	564	1,872	1,193	274
			2,436		1,467	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,635	96	1,771	1,074	310
	特定地域型保育事業				296	68
	確認を受けない幼稚園	790				
	幼稚園一時預かり事業		503		0	
	企業主導型保育事業			34	54	25
		3,425	599	1,805	1,424	403
			2,404		1,827	
②-①	過不足	1,497	35	▲ 67	231	129
			▲ 32		360	
認定こども園特例枠		15	0	0	22	5
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,889	553	1,903	1,168	276
			2,456		1,444	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,815	114	1,806	1,128	323
	特定地域型保育事業				296	68
	確認を受けない幼稚園	580				
	幼稚園一時預かり事業		503		0	
	企業主導型保育事業			34	54	25
		3,395	617	1,840	1,478	416
			2,457		1,894	
②-①	過不足	1,506	64	▲ 63	310	140
			1		450	
認定こども園特例枠		0	0	0	12	0
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,792	550	1,895	1,170	279
			2,445		1,449	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,815	132	1,830	1,146	323
	特定地域型保育事業				296	68
	確認を受けない幼稚園	580				
	幼稚園一時預かり事業		503		0	
	企業主導型保育事業			34	54	25
		3,395	635	1,864	1,496	416
			2,499		1,912	
②-①	過不足	1,603	85	▲ 31	326	137
			54		463	
認定こども園特例枠		0	18	0	12	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,718	553	1,905	1,174	283
			2,458		1,457	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,815	132	1,830	1,146	323
	特定地域型保育事業				296	68
	確認を受けない幼稚園	580				
	幼稚園一時預かり事業		503		0	
	企業主導型保育事業			34	54	25
		3,395	635	1,864	1,496	416
			2,499		1,912	
②-①	過不足	1,677	82	▲ 41	322	133
			41		455	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,640	553	1,905	1,181	286
			2,458		1,467	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,815	132	1,830	1,146	323
	特定地域型保育事業				296	68
	確認を受けない幼稚園	580				
	幼稚園一時預かり事業		503		0	
	企業主導型保育事業			34	54	25
		3,395	635	1,864	1,496	416
			2,499		1,912	
②-①	過不足	1,755	82	▲ 41	315	130
			41		445	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,572	562	1,936	1,188	289
			2,498		1,477	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	2,815	132	1,830	1,146	323
	特定地域型保育事業				296	68
	確認を受けない幼稚園	580				
	幼稚園一時預かり事業		503		0	
	企業主導型保育事業			34	54	25
		3,395	635	1,864	1,496	416
			2,499		1,912	
②-①	過不足	1,823	73	▲ 72	308	127
			1		435	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		1,820	1,824	1,822	1,832	1,838
②確保の内容		3,448	3,562	3,619	3,619	3,619
②-①	過不足	1,628	1,738	1,797	1,787	1,781

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	2,575	2,652	2,656	2,638	2,574
	1年生	599	604	596	596	563
	2年生	751	628	633	625	625
	3年生	607	683	571	576	569
	4年生	339	435	490	410	413
	5年生	177	192	247	278	232
	6年生	102	110	119	153	172
②確保の内容	専用区画	1,828	1,828	1,828	1,828	1,828
	放課後等専用区画	747	824	828	810	746
②-①	過不足	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,528	4,283	4,260	4,239	4,223
②確保の内容		4,712	4,870	5,034	5,203	5,378
②-①	過不足	184	587	774	964	1,155

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	24,853	24,273	22,673	21,444	20,263
	2号認定による定期的な利用	124,886	121,588	112,495	105,512	98,796
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	102,418	102,418	102,418	102,418	102,418
③区間調整		47,321	43,443	32,750	24,538	16,641
②-①	過不足	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライスタイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		10,816	10,223	10,182	10,145	10,118
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	40,074	40,074	40,074	40,074	40,074
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	2,398	2,401	2,406	2,414	2,422
	子育て短期支援事業(トワライスタイ)					
	区間調整					
②-①	過不足	31,656	32,252	32,298	32,343	32,378

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		4,708	4,528	4,361	4,231	4,108
②確保の内容	病児保育事業	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,995	4,092	4,287	4,579	4,871
	区間調整	▲ 451	▲ 692	▲ 1,090	▲ 1,243	▲ 1,279
②-①	過不足	0	36	0	269	648

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806
②-①	区間調整					
②-①	過不足	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,497	1,487	1,480	1,475	1,471
②確保の内容		1,497	1,487	1,480	1,475	1,471
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	573	575	586	597	606
②確保の内容		573	575	586	597	606
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(7) 清田区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,018	463	897	554	128
			1,360		682	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,088	54	606	395	115
	特定地域型保育事業				95	29
	確認を受けない幼稚園	640				
	幼稚園一時預かり事業		318		56	
	企業主導型保育事業			5	10	5
		1,728	372	611	556	149
			983		705	
②-①	過不足	710	▲ 91	▲ 286	21	21
			▲ 377		23	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	998	454	912	542	129
			1,366		671	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,264	163	743	549	145
	特定地域型保育事業				95	29
	確認を受けない幼稚園	440				
	幼稚園一時預かり事業		318		56	
	企業主導型保育事業			5	10	5
		1,704	481	748	710	179
			1,229		889	
②-①	過不足	706	27	▲ 164	168	50
			▲ 137		218	
認定こども園特例枠		6	0	0	66	17
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	947	452	908	543	130
			1,360		673	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,279	163	853	611	153
	特定地域型保育事業				95	29
	確認を受けない幼稚園	440				
	幼稚園一時預かり事業		318		56	
	企業主導型保育事業			5	10	5
		1,719	481	858	772	187
			1,339		959	
②-①	過不足	772	29	▲ 50	229	57
			▲ 21		286	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	908	454	913	545	132
			1,367		677	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,294	163	904	645	158
	特定地域型保育事業				95	29
	確認を受けない幼稚園	440				
	幼稚園一時預かり事業		318		56	
	企業主導型保育事業			5	10	5
		1,734	481	909	806	192
			1,390		998	
②-①	過不足	826	27	▲ 4	261	60
			23		321	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	867	454	913	548	133
			1,367		681	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,294	163	904	645	158
	特定地域型保育事業				95	29
	確認を受けない幼稚園	440				
	幼稚園一時預かり事業		318		56	
	企業主導型保育事業			5	10	5
		1,734	481	909	806	192
			1,390		998	
②-①	過不足	867	27	▲ 4	258	59
			23		317	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	831	461	928	551	134
			1,389		685	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,294	163	904	645	158
	特定地域型保育事業				95	29
	確認を受けない幼稚園	440				
	幼稚園一時預かり事業		318		56	
	企業主導型保育事業			5	10	5
		1,734	481	909	806	192
			1,390		998	
②-①	過不足	903	20	▲ 19	255	58
			1		313	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		861	863	862	867	869
②確保の内容		1,186	1,595	1,766	1,852	1,852
②-①	過不足	325	732	904	985	983

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	1,476	1,392	1,284	1,180	1,087
	1年生	257	259	252	237	224
	2年生	429	270	271	264	248
	3年生	386	390	245	247	240
	4年生	224	276	280	176	177
	5年生	113	127	157	159	100
	6年生	67	70	79	97	98
②確保の内容	専用区画	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	放課後等専用区画	276	233	233	233	233
②-①	過不足	0	41	149	253	346

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,527	2,364	2,251	2,145	2,049
②確保の内容		3,003	3,013	3,023	3,033	3,043
②-①	過不足	476	649	772	888	994

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	7,619	7,264	6,776	6,340	5,933
	2号認定による定期的な利用	102,512	97,080	89,616	82,947	76,720
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	90,860	90,860	90,860	90,860	90,860
③区間調整		19,271	13,484	5,532	0	0
②-①	過不足	0	0	0	1,573	8,207

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		10,292	9,707	9,160	8,662	8,201
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	23,441	27,062	29,953	29,953	29,953
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。計)	226	231	235	240	250
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	226	231	235	240	250
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整					
②-①	過不足	13,375	17,586	21,028	21,531	22,002

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		1,474	1,394	1,312	1,237	1,168
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
	区間調整	257	177	95	20	0
②-①	過不足	0	0	0	0	49

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	2,136	2,136	2,182	2,229	2,275
	区間調整					
②-①	過不足	2,136	2,136	2,182	2,229	2,275

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	582	553	528	504	483
②確保の内容		582	553	528	504	483
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	340	346	360	387	406
②確保の内容		340	346	360	387	406
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(8) 南区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,271	356	781	684	115
			1,137		799	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,560	80	776	481	143
	特定地域型保育事業				117	25
	確認を受けない幼稚園	180				
	幼稚園一時預かり事業		330		5	
	企業主導型保育事業			19	11	3
		1,740	410	795	614	171
			1,205		785	
②-①	過不足	469	54	14	▲70	56
			68		▲14	
認定こども園特例枠		0	60	0	0	6
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,245	349	794	670	116
			1,143		786	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,378	140	776	505	149
	特定地域型保育事業				135	26
	確認を受けない幼稚園	180				
	幼稚園一時預かり事業		330		5	
	企業主導型保育事業			19	11	3
		1,558	470	795	656	178
			1,265		834	
②-①	過不足	313	121	1	▲14	62
			122		48	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,181	347	790	671	117
			1,137		788	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,378	140	776	505	149
	特定地域型保育事業				171	28
	確認を受けない幼稚園	180				
	幼稚園一時預かり事業		330		5	
	企業主導型保育事業			19	11	3
		1,558	470	795	692	180
			1,265		872	
②-①	過不足	377	123	5	21	63
			128		84	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,133	349	794	673	119
			1,143		792	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,378	140	776	505	149
	特定地域型保育事業				171	28
	確認を受けない幼稚園	180				
	幼稚園一時預かり事業		330		5	
	企業主導型保育事業			19	11	3
		1,558	470	795	692	180
			1,265		872	
②-①	過不足	425	121	1	19	61
			122		80	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,082	349	794	677	120
			1,143		797	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,358	160	776	505	149
	特定地域型保育事業				171	28
	確認を受けない幼稚園	180				
	幼稚園一時預かり事業		330		5	
	企業主導型保育事業			19	11	3
		1,538	490	795	692	180
			1,285		872	
②-①	過不足	456	141	1	15	60
			142		75	
認定こども園特例枠		0	20	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,037	354	807	681	121
			1,161		802	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,358	160	776	505	149
	特定地域型保育事業				171	28
	確認を受けない幼稚園	180				
	幼稚園一時預かり事業		330		5	
	企業主導型保育事業			19	11	3
		1,538	490	795	692	180
			1,285		872	
②-①	過不足	501	136	▲ 12	11	59
			124		70	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		861	861	860	864	867
②確保の内容		1,530	1,548	1,584	1,584	1,603
②-①	過不足	669	687	724	720	736

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	1,143	989	833	697	626
	1年生	131	140	132	128	136
	2年生	365	137	146	138	134
	3年生	289	332	125	133	126
	4年生	211	207	238	90	95
	5年生	86	120	118	135	51
	6年生	61	53	74	73	84
②確保の内容	専用区画	1,541	1,551	1,551	1,551	1,551
	放課後等専用区画	349	349	349	349	349
②-①	過不足	747	911	1,067	1,203	1,274

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,456	2,312	2,259	2,207	2,162
②確保の内容		2,203	2,225	2,247	2,269	2,291
②-①	過不足	▲ 253	▲ 87	▲ 12	62	129

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	11,905	11,788	11,455	11,171	10,535
	2号認定による定期的な利用	61,656	60,844	58,535	56,568	52,168
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	93,690	93,690	93,690	93,690	93,690
③区間調整		▲ 20,129	▲ 20,129	▲ 20,129	▲ 20,129	▲ 20,129
②-①	過不足	0	929	3,571	5,822	10,858

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライトステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		4,188	3,926	3,836	3,749	3,686
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	24,056	24,056	24,056	24,056	24,056
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,637	1,535	1,434	1,332	1,231
	子育て短期支援事業(トワライトステイ)					
	区間調整	▲ 2,405				
②-①	過不足	19,100	21,665	21,654	21,639	21,601

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		2,724	2,637	2,568	2,507	2,405
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
	区間調整	▲ 426	▲ 513	▲ 582	▲ 643	▲ 745
②-①	過不足	0	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	797	745	693	641	589
②-①	区間調整					
②-①	過不足	797	745	693	641	589

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	636	616	606	594	579
②確保の内容		636	616	606	594	579
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	207	209	219	222	232
②確保の内容		207	209	219	222	232
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(9) 西区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,875	753	2,279	1,474	372
			3,032		1,846	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,025	30	2,078	1,214	368
	特定地域型保育事業				223	63
	確認を受けない幼稚園	1,430				
	幼稚園一時預かり事業		391		0	
	企業主導型保育事業			24	42	21
		2,455	421	2,102	1,479	452
			2,523		1,931	
②-①	過不足	580	▲ 332	▲ 177	5	80
			▲ 509		85	
認定こども園特例枠		10	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,837	738	2,316	1,443	375
			3,054		1,818	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,040	86	2,208	1,327	379
	特定地域型保育事業				223	63
	確認を受けない幼稚園	1,370				
	幼稚園一時預かり事業		391		0	
	企業主導型保育事業			24	42	21
		2,410	477	2,232	1,592	463
			2,709		2,055	
②-①	過不足	573	▲ 261	▲ 84	149	88
			▲ 345		237	
認定こども園特例枠		0	0	0	12	0
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,742	734	2,306	1,446	379
			3,040		1,825	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,055	86	2,397	1,434	393
	特定地域型保育事業				223	63
	確認を受けない幼稚園	1,370				
	幼稚園一時預かり事業		391		0	
	企業主導型保育事業			24	42	21
		2,425	477	2,421	1,699	477
			2,898		2,176	
②-①	過不足	683	▲ 257	115	253	98
			▲ 142		351	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,671	737	2,319	1,451	384
			3,056		1,835	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,190	167	2,533	1,534	413
	特定地域型保育事業				223	63
	確認を受けない幼稚園	1,190				
	幼稚園一時預かり事業		391		0	
	企業主導型保育事業			24	42	21
		2,380	558	2,557	1,799	497
			3,115		2,296	
②-①	過不足	709	▲ 179	238	348	113
			59		461	
認定こども園特例枠		0	0	0	18	9

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,595	736	2,319	1,460	388
			3,055		1,848	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,190	167	2,533	1,534	413
	特定地域型保育事業				223	63
	確認を受けない幼稚園	1,190				
	幼稚園一時預かり事業		391		0	
	企業主導型保育事業			24	42	21
		2,380	558	2,557	1,799	497
			3,115		2,296	
②-①	過不足	785	▲178	238	339	109
			60		448	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,529	747	2,357	1,469	392
			3,104		1,861	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,190	167	2,533	1,534	413
	特定地域型保育事業				223	63
	確認を受けない幼稚園	1,190				
	幼稚園一時預かり事業		391		0	
	企業主導型保育事業			24	42	21
		2,380	558	2,557	1,799	497
			3,115		2,296	
②-①	過不足	851	▲189	200	330	105
			11		435	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		2,248	2,253	2,251	2,264	2,271
②確保の内容		3,832	4,127	4,422	4,742	4,742
②-①	過不足	1,584	1,874	2,171	2,478	2,471

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	2,560	2,727	2,818	2,751	2,740
	1年生	721	639	672	626	662
	2年生	732	655	672	675	628
	3年生	538	656	694	675	677
	4年生	331	260	253	262	255
	5年生	150	249	258	254	263
	6年生	88	268	269	259	255
②確保の内容	専用区画	1,830	1,830	1,904	1,904	1,904
	放課後等専用区画	730	897	914	847	836
②-①	過不足	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	4,613	4,554	4,541	4,536	4,539
②確保の内容		5,500	5,756	6,024	6,305	6,599
②-①	過不足	887	1,202	1,483	1,769	2,060

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	9,333	9,362	9,225	9,299	9,179
	2号認定による定期的な利用	168,344	168,882	166,301	167,699	165,441
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	99,895	99,895	99,895	99,895	99,895
③区間調整		77,782	78,349	75,631	77,103	74,725
②-①	過不足	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		46,824	46,528	46,169	46,293	46,063
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	35,025	40,106	43,727	43,727	43,727
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	2,634	2,533	2,432	2,363	2,294
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)					
	区間調整	10,668	5,720	6,228	6,228	6,228
②-①	過不足	1,503	1,831	6,218	6,025	6,186

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		4,501	4,479	4,439	4,455	4,427
②確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,070	2,982	2,894	2,806	2,719
	区間調整	1,412	1,497	1,545	1,649	1,708
②-①	過不足	▲19	0	0	0	0

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	1,400	1,345	1,291	1,255	1,218
②-①	区間調整					
②-①	過不足	1,400	1,345	1,291	1,255	1,218

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	1,532	1,526	1,524	1,528	1,529
②確保の内容		1,532	1,526	1,524	1,528	1,529
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	770	773	799	816	831
②確保の内容		770	773	799	816	831
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

(10) 手稲区

■教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供の確保の内容及びその実施時期

		R2年度(2020年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,082	957	1,141	830	174
			2,098		1,004	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,327	133	972	616	174
	特定地域型保育事業				129	33
	確認を受けない幼稚園	1,160				
	幼稚園一時預かり事業		235		0	
	企業主導型保育事業			17	28	14
		2,487	368	989	773	221
			1,357		994	
②-①	過不足	1,405	▲ 589	▲ 152	▲ 57	47
			▲ 741		▲ 10	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R3年度(2021年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,060	938	1,160	813	175
			2,098		988	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,342	184	1,097	733	191
	特定地域型保育事業				129	33
	確認を受けない幼稚園	1,160				
	幼稚園一時預かり事業		235		0	
	企業主導型保育事業			17	28	14
		2,502	419	1,114	890	238
			1,533		1,128	
②-①	過不足	1,442	▲ 519	▲ 46	77	63
			▲ 565		140	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R4年度(2022年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	1,005	933	1,155	815	177
			2,088		992	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,267	303	1,292	916	214
	特定地域型保育事業				129	33
	確認を受けない幼稚園	1,160				
	幼稚園一時預かり事業		235		0	
	企業主導型保育事業			17	28	14
		2,427	538	1,309	1,073	261
			1,847		1,334	
②-①	過不足	1,422	▲ 395	154	258	84
			▲ 241		342	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0
		R5年度(2023年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	964	937	1,161	818	179
			2,098		997	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,222	392	1,487	1,099	237
	特定地域型保育事業				129	33
	確認を受けない幼稚園	1,160				
	幼稚園一時預かり事業		235		0	
	企業主導型保育事業			17	28	14
		2,382	627	1,504	1,256	284
			2,131		1,540	
②-①	過不足	1,418	▲ 310	343	438	105
			33		543	
認定こども園特例枠		0	0	0	0	0

		R6年度(2024年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	920	936	1,161	823	181
			2,097		1,004	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,222	392	1,487	1,099	237
	特定地域型保育事業				129	33
	確認を受けない幼稚園	1,160				
	幼稚園一時預かり事業		235		0	
	企業主導型保育事業			17	28	14
		2,382	627	1,504	1,256	284
			2,131		1,540	
②-①	過不足	1,462	▲309	343	433	103
			34		536	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0
		R7年度(2025年)				
		3-5歳 教育のみ(1号)	3-5歳 保育の必要性あり(2号)		1-2歳 保育の必要性あり (3号)	0歳 保育の必要性あり (3号)
			学校教育利用 希望強い	左記以外		
①量の見込み(人)	必要利用定員総数	882	951	1,180	828	183
			2,131		1,011	
②確保の内容(人)	特定教育・保育施設	1,222	392	1,487	1,099	237
	特定地域型保育事業				129	33
	確認を受けない幼稚園	1,160				
	幼稚園一時預かり事業		235		0	
	企業主導型保育事業			17	28	14
		2,382	627	1,504	1,256	284
			2,131		1,540	
②-①	過不足	1,500	▲324	324	428	101
			0		529	
	認定こども園特例枠	0	0	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援に関する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型・特定型	3	3	3	3	3
②-①	過不足	0	0	0	0	0
		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(箇所)	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	過不足	0	0	0	0	0

2 時間外保育事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)		1,169	1,171	1,170	1,176	1,178
②確保の内容		1,906	2,201	2,695	3,161	3,161
②-①	過不足	737	1,030	1,525	1,985	1,983

3 放課後児童健全育成事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	全体	1,720	1,709	1,669	1,588	1,523
	1年生	365	341	367	329	333
	2年生	521	383	358	385	345
	3年生	415	474	348	326	350
	4年生	247	297	340	250	233
	5年生	119	140	169	193	142
	6年生	53	74	87	105	120
②確保の内容	専用区画	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359
	放課後等専用区画	361	350	310	233	233
②-①	過不足	0	0	0	4	69

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	5歳以下のみ					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

5 地域子育て支援拠点事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	2歳以下のみ	2,408	2,260	2,198	2,144	2,098
②確保の内容		4,523	4,539	4,555	4,571	4,587
②-①	過不足	2,115	2,279	2,357	2,427	2,489

6 一時預かり事業(幼稚園型)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)	1号認定による利用	13,753	13,647	12,689	12,136	11,401
	2号認定による定期的な利用	169,818	168,249	154,003	145,793	134,867
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対応型)	67,915	67,915	67,915	67,915	67,915
③区間調整		115,656	113,981	98,777	90,014	78,353
②-①	過不足	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワライトステイ)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		10,664	10,253	9,779	9,459	9,097
②確保の内容	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)	52,123	57,204	62,285	62,285	62,285
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)	1,988	2,024	2,060	2,096	2,133
	子育て短期支援事業(トワライトステイ)					
	区間調整	▲ 5,212	▲ 5,720	▲ 6,228	▲ 6,228	▲ 6,228
②-①	過不足	38,235	43,255	48,338	48,694	49,093

8 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		3,765	3,646	3,457	3,336	3,191
②確保の内容	病児保育事業	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	3,587	3,689	3,792	3,894	3,997
	区間調整	▲ 986	▲ 984	▲ 963	▲ 1,006	▲ 963
②-①	過不足	0	223	536	716	1,007

9 子育て援助活動支援事業(就学後)

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
	低学年(6-8歳)	0	0	0	0	0
	高学年(9-11歳)	0	0	0	0	0
②確保の内容	子育て援助活動支援事業(就学後)	1,051	1,070	1,088	1,107	1,125
②-①	区間調整					
②-①	過不足	1,051	1,070	1,088	1,107	1,125

10 乳児家庭全戸訪問事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	782	758	742	727	709
②確保の内容		782	758	742	727	709
②-①	過不足	0	0	0	0	0

11 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人)	(ニーズ量調査によらない推計)	213	226	241	258	264
②確保の内容		213	226	241	258	264
②-①	過不足	0	0	0	0	0

12 妊婦に対する健康診査

		R2年度(2020年)	R3年度(2021年)	R4年度(2022年)	R5年度(2023年)	R6年度(2024年)
①量の見込み(人回)	(ニーズ量調査によらない推計)					
②確保の内容		教育・保育提供区域を全市で設定したため、区ごとの記載はなし				
②-①	過不足					

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 附属機関等による点検・評価の実施

本計画の推進に当たっては、子どもの権利の重要性をすべての市民が共通の認識のもと、実践していくことが必要です。市民、NPO⁹³、地域団体など関係団体との連携を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けたうえで、次年度以降の施策や事業の改善に活かしていきます。その際には、基本視点の4点目に定める「地域連携と庁内連携により社会全体で支える視点」についても、どの程度進展しているかの観点からも進行管理を行います。

実施状況の報告時には、第3章5に定める「成果指標」の実施状況のほか、第4章に定める各基本目標・施策ごとの取組状況、地域連携の視点、第5章に定める子ども・子育て支援事業計画の実施状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

加えて、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs⁹⁴)」において、持続可能な世界を実現するための令和12年(2030年)までの国際目標に対する17のゴール(目標)には、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」などが掲げられており、これらは、本計画を実行していくうえでの指針ともなるべきものです。平成30年(2018年)に札幌市は「SDGs未来都市⁹⁵」に選定されており、このSDGsの観点からの実施状況についても、必要に応じて、子ども・子育て会議の場などで報告していきます。

(2) 庁内での推進体制の確立

基本目標や基本施策ごとに縦割りの実施とならないよう、子ども・子育て支援施策に関する庁内の推進組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、日常的に、関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進していきます。

2 計画の見直し

本計画は、令和6年度(2024年度)までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策、市民の保育ニーズの拡大の可能性等を考慮すると、社会情勢が変化し、特に第5章に定める「子ども・子育て支援事業計画」を中心に、見直しが必要となるケースが生じると考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握したうえで、見直し内容について札幌市子ども・子育て会議の審議を経て、市民意見等を把握したうえで改定を行うこととします。

⁹³ 【NPO】ノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non-Profit Organization) の略。民間の非営利組織のことをいう広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

⁹⁴ 【SDGs】サステナブル・デベロップメント・ゴールズ の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169の取組(ターゲット)から構成されている。

⁹⁵ 【SDGs未来都市】SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国が選定するもの。

◆Point◆ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点と本計画との関わりについて

持続可能な開発目標(SDGs)の推進に当たっては、令和12年(2030年)までの国際目標の達成に向け、国だけではなく、企業や自治体、市民団体など全ての主体の参加が必要ですが、その中でも自治体が定める個別計画は、市役所はもとより、市民・企業・関係団体が共有するべきものであり、計画の策定や改定にあたり、SDGsの要素を最大限反映させることが重要です。

本計画では、4つの基本目標を定めていますが、これらの目標達成に向け、SDGsが示す17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)の考え方を活用しながら、様々な主体との連携により、計画に掲げる取組を推進していくとともに、実施状況についての進行管理をしていきます。

なお、SDGsには17のゴールがありますが、本計画では、自治体レベルで本計画の趣旨に沿うものを分かりやすく明示するため、主に関係する6つのゴールを下記に示しています。

(参考1)本計画が定める基本目標と、SDGsに定める関係するゴール(目標)



(参考2)主な本計画掲載項目とSDGsのゴール・ターゲット・指標等の関係

SDGs ゴール	SDGs ターゲット(主なもの)	本計画の主な内容・活動指標等
1 貧困をなくそう	1.2 各国定義によるあらゆる次元の貧困状態による、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	●基本目標4-基本施策3 子どもの貧困対策の推進(子どもコ・ティネ・タ-担当地区)等
3 すべての人に健康と福祉を	3.2 新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	●基本目標2-基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実(初妊婦訪問実施率)等
4 質の高い教育をみんなに	4.2 全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	●基本目標4-基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実(医療的ケア児の受入れ体制を整備した保育所)等
5 ジェンダー平等を実現しよう	5.4 各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児、介護や家事労働を認識・評価する。	●基本目標2-基本施策2 社会全体での子育て支援の充実(父親の子育て講座の参加組、ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業)等
10 人や国の不平等をなくそう	10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	●基本目標4-基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進等
16 平和と公正をすべての人に	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保する。	●基本目標4-基本施策1 児童相談体制の強化(児童家庭支援センター設置数)等 ●基本目標1-基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進(地域団体等の子どもの参加の取組)

参考資料

- 1 計画の策定体制
- 2 計画の策定経過
- 3 附属機関開催概要（札幌市子ども・子育て会議、札幌市子どもの権利委員会）

4 各種調査結果

(1) 札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査

ア 調査目的

「さっぽろ子ども未来プラン」の改定に向け、市民の教育・保育ニーズと札幌市における子育て支援の課題を抽出し、同プランの改定に向けた基礎データを収集することを目的として実施。

イ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した、就学前児童（5歳以下）の保護者 15,000 人。

ウ 調査期間

平成 30 年 12 月 7 日（金）～平成 31 年 1 月 4 日（金）

エ 回収状況

6,116 件（回収率 40.8%）

オ 調査方法

郵送アンケート調査（郵送発送、郵送回収）。ウェブアンケートフォーム、Eメールによる回答受付も併用。

※ 本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2020/chousa.html>）に掲載しています。

本計画において、第 2 章の「札幌市の子ども・子育ての現状」に掲載している各種データのうち、資料：札幌市「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」と記載のあるデータが、本調査に基づく結果の一部になります。

(2) 札幌市子どもに関する実態・意識調査

ア 調査目的

「さっぽろ子ども未来プラン」の改定に向け、同プランの「子どもの権利に関する推進計画」部分に関連して、子どもの権利保障の観点から子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、計画検討の基礎データを収集することを目的として実施。

イ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した大人・子ども 10,000 人。

【大人】札幌市在住の 19 歳以上の方 5,000 人

【子ども】札幌市在住の 10 歳以上 18 歳以下の方 5,000 人

※ 子ども用の調査票は、10～12 歳用と 13～18 歳用の 2 種類を作成

ウ 調査期間

平成 30 年 12 月 18 日（火）～平成 31 年 1 月 11 日（金）

エ 回収状況

	対象数	回収数	回収率
大人	5,000	1,589	31.8%
子ども	5,000	1,662	33.2%
10～12歳	1,623	674	41.5%
13～18歳	3,377	988	29.3%
合計	10,000	3,251	32.5%

オ 調査方法

郵送アンケート調査（郵送発送、郵送回収）。

※ 本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/plan.html#tyousa>）に掲載しています。

本計画において、第 2 章の「札幌市の子ども・子育ての現状」のうち「子どもの権利に関する現状」に掲載しているグラフデータのうち、別途資料記載のないデータが、本調査に基づく結果の一部になります。

(3) グループヒアリング調査

ア 目的

就学前児童がいる世帯の保護者及び保育所・幼稚園・児童会館等の現場スタッフ・子育て支援を行っている市民活動団体関係者から、子育てや子育て支援の現場における生の声を把握し、札幌市における子育て支援の課題を抽出することを目的に実施。

イ 日時

①就学前児童の保護者へのグループヒアリング

平成31年2月9日(土)、2月10日(日)、2月16日(土) 14:00~17:00

②子育て支援者へのグループヒアリング

平成31年2月17日(日) 14:00~17:00

ウ 会場

①就学前児童の保護者へのグループヒアリング

かでの2・7 1050会議室(2月9日)、510会議室(2月10日、16日)
(札幌市中央区北2条西7丁目)

②子育て支援者へのグループヒアリング

札幌市役所本庁舎12階3号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

エ 参加者

①就学前児童の保護者へのグループヒアリング 49名

		中	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
2月9日	母親	1		1	2	1	2	2	1		2	12
	父親					1						1
2月10日	母親	1	1	3	2	1	3	1	3	1	1	17
	父親		1									1
2月16日	母親	1	2	1	3	2	1	1		2	1	14
	父親					1	1			2		4
各区計		3	4	5	7	6	7	4	4	5	4	
											母親計	43
											父親計	6
											全体計	49

②子育て支援者へのグループヒアリング 15名

- ・保育士：5名
- ・幼稚園教諭：4名
- ・児童会館スタッフ：2名
- ・民間児童育成会関係者：1名
- ・市民活動団体関係者：3名

5 子ども未来委員会

6 パブリックコメント実施結果（実施概要・主要な意見・市の考え方）